

# プログラム評価報告書



---

公益財団法人 庭野平和財団 南アジアプログラム

評価実施期間 2013年4月－2014年3月



# 目次

第1章 評価の実施方針とその方法 .....	1
1-1 評価の目的 .....	1
1-2 評価対象（南アジアプログラム）について .....	1
1-2-1 実施体制 .....	1
1-2-2 プログラムの目的 .....	1
1-2-3 プログラムの期間 .....	2
1-2-4 支援対象国と助成案件数 .....	2
1-2-5 支援期間と助成額 .....	2
1-3 評価の設計 .....	2
1-3-1 実施スケジュール .....	2
1-3-2 評価の範囲と主な評価項目 .....	2
1-4 評価実施体制 .....	4
第2章 南アジアプログラムの概要と実績 .....	5
2-1 南アジアプログラムの目的 .....	5
2-2 南アジアプログラムの内容 .....	6
2-2-1 メインテーマ .....	6
2-2-2 対象国 .....	6
2-2-3 事業方針 .....	7
2-2-4 支援期間 .....	9
2-2-5 支援内容 .....	9
2-2-6 助成額 .....	11
2-2-7 選考方法 .....	11
2-2 実施体制 .....	15
2-2-1 主管 .....	15
2-2-2 運用 .....	15
2-2-3 事務局員の構成 .....	15
2-2-4 諮問機関 .....	15
2-3 運用方法 .....	16
2-3-1 案件決定から運用、ならびに案件終了までの実務 .....	16
2-3-2 案件事後評価について .....	19
2-4 南アジアプログラムの実績 .....	19
2-4-1 助成案件数、ならびに助成額の概要 .....	19
2-4-2 各国での支援実績（概要） .....	20
2-4-3 プロジェクト評価実績 .....	27

2-4-4 「スタディ・ツアーア」の実施 .....	28
第3章 評価結果 ..... 30	
3-1 プログラムの実施方針の妥当性 .....	30
3-1-1 権利ベースアプローチ (Rights-Based Approach) の採用 .....	30
3-1-2 設定されたメインテーマおよびサブテーマ .....	31
3-1-3 対象地域の設定 .....	32
3-2 プログラムの有効性 .....	33
3-2-1 南アジア地域における貧困撲滅への貢献 .....	33
3-2-2 一食を捧げる運動の広がり .....	45
3-2-3 NGOに関する情報集約・発信 .....	49
3-3 プログラムの実施プロセスの妥当性 .....	50
3-3-1 実施組織・体制 .....	50
3-3-2 選定プロセス .....	54
3-3-3 選考後の支援体制 .....	60
3-3-4 立正佼成会と庭野平和財団の役割分担 .....	65
3-4 プロジェクト評価の評価統合による課題の考察 .....	66
3-4-1 評価計画の特徴 .....	66
3-4-2 提言の横断的分析 .....	68
第4章 教訓ならびに提言 ..... 71	
4-1 南アジアの貧困問題に対する現地NGOを通じた支援の意義 .....	71
4-1-1 調査によって判明したこと .....	71
4-1-2 教訓 .....	72
4-1-3 提言 .....	72
4-2 現地NGO支援のあり方 .....	72
4-2-1 調査によって判明したこと .....	72
4-2-2 教訓 .....	73
4-2-3 提言 .....	73
4-3 プロジェクトのもたらす効果の継続性 .....	74
4-3-1 調査によって判明したこと .....	74
4-3-2 教訓 .....	74
4-3-3 提言 .....	75
4-4 実施体制の中間評価の必要性 .....	75
4-4-1 調査によって判明したこと .....	75
4-4-2 教訓 .....	76
4-4-3 提言 .....	76

4-5 現地リソースの活用 .....	76
4-5-1 調査により判明したこと .....	76
4-5-2 教訓 .....	77
4-5-3 提言 .....	77
4-6 次につなげるネットワーク化 .....	78
4-6-1 調査により判明したこと .....	78
4-6-2 教訓 .....	78
4-6-3 提言 .....	78
 卷末資料 .....	79
資料1 評価実施スケジュール（記録） .....	80
資料2 各国/案件別の実績 .....	81
1. インド各案件の活動名（タイトル）、及び、助成額の詳細 .....	81
2. バングラデシュ各案件の活動名（タイトル）、及び、助成額の詳細 .....	89
3. スリランカ各案件の活動名（タイトル）、及び、助成額の詳細（4案件） .....	92
資料3 南アジアプログラム 現地諮問委員会（各国）詳細 .....	94
資料4 アドバイザー .....	99
資料5 南アジアプログラム 選考委員会 委員一覧（敬称略） .....	100
資料6 Terms of Reference（例 2004年度BISWA） .....	101
資料7 評価メンバー略歴 .....	110

# 第1章 評価の実施方針とその方法

## 1-1 評価の目的

本評価では、2004年4月より2014年3月まで実施された庭野平和財団「南アジアプログラム」（立正佼成会一食平和基金委託事業）のプログラム評価<sup>1</sup>を実施する。評価の目的は以下の2点である。

- (1) 評価結果から得られる教訓・提言を、類似事業の計画・実施の改善に役立てる。
- (2) 南アジアプログラムの資金を提供した立正佼成会の会員に対する説明責任を果たす。

## 1-2 評価対象（南アジアプログラム）について

評価対象である南アジアプログラムの概略は以下のとおりである。なお、プログラムの詳細ならびに実績については第2章を参照ありたい。

### 1-2-1 実施体制

本プログラムは立正佼成会一食平和基金の委託事業として、公益財団法人庭野平和財団が実施したものである。体制は、主に2名の専従スタッフが従事し、現地諮問委員会（インド4名、バングラデシュ5名、スリランカ3名）、日本の支援対象NGOの選考委員会（5名）および外部アドバイザーから構成される。

### 1-2-2 プログラムの目的

- (1) 南アジア地域のNGOが実施する活動に対する資金助成を行うことをとおして、南アジア地域の貧困の撲滅に寄与する。

---

<sup>1</sup> プログラム評価（Program Evaluation）とは、「政策や事業の向上に貢献する手段」であり、「事業に改善に役立つ情報を提供すること」である。単に業績や達成度合いを測定する評価ではなく、事業の実施は社会のニーズに合っているか（ニーズ評価）、目的を達成するための戦略は妥当か（セオリー評価）、目的は達成されたか（インパクト／アウトカム評価）、コストと効果は見合っているか（効率性評価）など、評価の目的や時期に合わせて、総合的な評価が行われる。将来の事業改善のためには、達成度合いの把握だけでは不十分で、戦略の見直しを含めた多面的な分析が必要になるからである。

- (2) 支援活動をとおして、立正佼成会の一食を捧げる運動および庭野平和財団の活動と存在が広く認知され、一食を捧げる運動の精神が尊重される。
- (3) 支援活動をとおして、当該地域の NGO に関する情報が集約され、日本の NGO の活動に貢献する。

### 1-2-3 プログラムの期間

2004 年度～2014 年度

### 1-2-4 支援対象国と助成案件数

インド 21 案件、バングラデシュ 4 案件、スリランカ 4 案件、総計 29 案件

### 1-2-5 支援期間と助成額

支援期間は最長 3 年間とし、年間上限 300 万円とする。

## 1-3 評価の設計

### 1-3-1 実施スケジュール

実施期間は 2013 年 4 月～2014 年 3 月とし、その間の 100 日間を調査実施・報告書作成に充てる。うち、海外調査は 20 日間程度。(詳細は巻末資料 1 「評価実施スケジュール(記録)」を参照)。

### 1-3-2 評価の範囲と主な評価項目

本評価の目的に鑑み、以下の項目により評価を行う。特に類似事業の計画・実施に役立てる観点から、プログラム評価のうちの「セオリー評価(戦略、実施方針の妥当性)」と「アウトカム評価(効果、有効性)」に焦点を当てた評価項目を検討した。

- (1) 実施方針の妥当性

視点：プログラムの設計や取組は、事業の目的を達成するうえで妥当であったか？

- (2) 有効性

視点：プログラムの目的は達成できたか？貢献・阻害要因は何か？

- (3) 実施プロセスの妥当性

視点：実施体制、実施プロセスは妥当であるか？

- ・実施体制の枠組み

- ・選定プロセス

- ・選定後の支援プロセス

(4) メタ評価（評価統合）をとおしたプログラムの課題

視点：個別のプロジェクト評価結果を横断的に分析すると、どのような教訓が得られるか？

評価項目ごとの主な評価設問ならびに情報源・データ収集方法は表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 評価項目と主な評価設問、情報源・データ収集方法

評価項目	主な評価設問	情報源・データ収集方法
実施当方性針の	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 南アジア地域のうち 4 か国に限定したことは妥当か？</li> <li>◆ 資金支援の枠組みは妥当か？</li> <li>◆ サブテーマの設定内容は妥当か？</li> <li>◆ 権利ベースアプローチ (Rights-Based Approach) の採用は妥当か？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 立正佼成会 (RKK)、庭野平和財団 (NPF) 関係者に対するインタビュー調査</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各プロジェクトが対象地域の貧困削減にどれだけ貢献できたのか？</li> <li>◆ 一食を捧げる運動の趣旨は地域の人々に伝わったか？</li> <li>◆ 当該地域の NGO に関する情報は集約され発信されたか？日本からの民間援助の増加につながったか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現地調査（インド、バングラデイシュ、スリランカ）におけるインタビュー調査、現地踏査</li> <li>◆ プロジェクト・ドキュメントレビュー</li> </ul>
実施プロセスの妥当性	<p>(実施体制の枠組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 庭野平和財団と立正佼成会一食平和基金の関係性と業務運営の役割分担は妥当であったか？</li> <li>◆ 事務局の実施体制は適正であったか？</li> <li>◆ 現地諮問委員会の業務遂行は適正であったか？</li> <li>◆ 選定委員会の業務遂行は適正であったか？</li> <li>◆ アドバイザーの業務遂行は適正であったか？</li> </ul> <p>(選定プロセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支援対象団体の選定基準は妥当か？ (国別の文脈における妥当性)</li> <li>◆ 選定スケジュール、選定システムは妥当か？</li> </ul> <p>(選定後の支援プロセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支援の実施プロセスは適正であったか？</li> <li>◆ 支援金の送金プロセスは適正であったか？</li> <li>◆ 中間、年間報告書の提出、受領のシステムは適正であったか？(モニタリング・システムの妥当性)</li> <li>◆ 資金の管理は妥当であったか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ RKK、NPF 関係者に対するインタビュー調査</li> <li>◆ 現地調査（インド、バングラデイシュ、スリランカ）におけるインタビュー調査、現地踏査</li> <li>◆ プロジェクト・ドキュメントレビュー</li> </ul>
横断的課題の	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 個々のプロジェクト評価をとおして浮彫になる課題は何か？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ プロジェクト評価のメタ評価（評価統合）</li> </ul>

## 1-4 評価実施体制

評価結果の有用性を担保し、その活用度を高めるために、外部専門家に加えて実施当事者も評価活動に参加する「参加型評価」<sup>2</sup>のアプローチを適用する。各メンバーはそれぞれの立場と知見を踏まえ、評価のプロセスに参加していくことになる。チームの構成は以下のとおり。なお、メンバーの略歴については巻末資料2「評価メンバー略歴」を参照ありたい。

- ・ 源 由理子（明治大学ガバナンス研究科 専門：評価論）評価チーム代表
- ・ 長畠 誠（明治大学ガバナンス研究科 専門：NGO論）
- ・ 大橋 正明（南アジアプログラム・アドバイザー）
- ・ 秀島 くみこ（立正佼成会一食平和基金事務局）
- ・ 仲野 省吾（庭野平和財団南アジアプログラム）

---

<sup>2</sup> 「参加型評価」とは、外部第三者の評価とは異なり、関係者が評価の活動に参加する方法である。関係者の評価に対する関心・事業に対する懸念を引出し、それらを評価項目に反映させることにより、評価結果の有用性（活用度合）を高めることをめざしている。また、参加型評価の過程における対話をとおして、関係者間の当該事業に対する相互の学び合いの機会を提供するものもある。

## 第2章 南アジアプログラムの概要と実績

### 2-1 南アジアプログラムの目的

庭野平和財団「南アジアプログラム」は、立正佼成会一食平和基金より同財団への委託事業として実施された。一食平和基金は、立正佼成会の会員が実践する「一食を捧げる運動」によって提供される献金を基盤とした基金である。

本プログラムは主たる目的として「貧困の撲滅」を掲げた。この目的は一食を捧げる運動の精神を尊重して設置されたものである。

「一食を捧げる運動」は、参画者が月に数度、食事や嗜好品などを抜き、それに相当する金額を献金するというものである。一食を捧げる運動に参画し実践をする際には、実践者は以下にある「3つの精神」を大切にしている。

- 【同悲】 一食を抜くことによる空腹感を通して、貧困や紛争下の人々の苦しみを自分の痛みとします。
- 【祈り】 苦境にいる人々の平和を祈ります。また、自分自身のいのちを見つめ、平和な社会に少しでも役立ちたいという願いを高めます。
- 【布施】 節食した分を財的な支援として、困難な状況下にある人々の応援に役立てます。また、貪りの心を振り返り、少欲知足の心を深めます。

(「一食を捧げる運動の3つの精神」 立正佼成会一食平和基金ウェブサイトより)

「あえて自らの一食を抜く」という行いを大切にしている背景には、実践者の多くが所属する立正佼成会の信仰である仏教（法華経）の世界観がある。法華経の世界観である「一乗」の教えとは、民族や宗教、国家の違い、また自然と人間、物質と精神、ひいては他者と自己という差異を超えて、すべてが一つの大生命に活かされている存在であり、同時に、すべてのものがその大生命の顕れとして存在している、という哲理である。そこから、他者の苦しみを自己の苦しみとして共時的に捉えようとする観点や、他者の困窮の解決を願い何かの行ためを行うことは、即ち自らを救済していることと同じであるという観点が生じる。一方で、それらを観念的なものにとどめるだけにしないために、他者の苦しみの一端を実際に自らの心身に課せ、わずかであってもその精神的、肉体的な苦痛をかみしめることがこの行動の最も大切な要素であるとされている。その具体的な実践が、「自らも一食を抜く」という行ためとなっている。

一食を捧げる運動の実践者は、献金により苦境にある人々の支援を実施することを目的

とすると同時に、実践者自身が「ともに生きているひとつながりの生命（いのち）である」という仏教的な心理を感得すること、他者との苦楽の共感の心を先ず自らが培おうとする信仰実践とすること、その実践である節食と祈りを苦境にある人々を支援することによってさらに具体化することに重きを置いている。また、自らの実践では信仰的世界観が基盤でありつつも、具体的な支援事業の実施は、国家や宗教、民族という差異を超えて、自分たちは根源的にはともに生きている人間同士であるという普遍的な人間観に基づいている。

庭野平和財団では、一食を捧げるという実践の背景には、このように、世界の問題の根源とは何か、ということへの深い洞察と、その問題の根源を解決するための独特な哲理があると捉えた。その上で、プログラムのドナー（一食を捧げる運動の実践者たち）が持つそうした精神と実践が、他者の窮状というものを総体としてあらわす「貧困」に対して強く方向づけられていることを尊重し、本プログラムの主旨としての「メインテーマ」を「貧困の撲滅」とした。

## 2-2 南アジアプログラムの内容

南アジアプログラムの内容は以下であった。

### 2-2-1 メインテーマ

事業の目的を「メインテーマ」と命題し、本プログラムのメインテーマを「貧困の撲滅」とした。（このテーマに設置した背景は先述 2-1 「南アジアプログラムの目的」を参照）

### 2-2-2 対象国

対象国を南アジア地域の以下の 3 か国とした。

インド、バングラデシュ、スリランカ

対象を南アジア地域とした理由は、世界で最も貧困者人口が集中しているためである。

同地域は、近年に驚異的な経済成長を遂げている一方で、貧困者人口は世界でもっとも集中した地域であり、経済的な成長の蔭でそれら貧困層はさらに周辺化され、格差は著しく、また、さらに拡大されている、と考えた。そのため、本プログラムの「貧困の撲滅」の事業の対象として南アジア地域を設定した。

一方、世界の貧困の様相を概観した場合、貧困が最も苛烈で悪化傾向であるという点ではサハラ以南のアフリカ諸国のこととも挙げられるが、これら諸国を対象とした場合、日本から地理的に極めて遠隔であり、案件への実際の活動支援予算に比して、現場の活動を NPF が自らモニタリングすることなどの運用コストが相対的に大きくなることなどが懸念された。また、案件への財政的支援の予算を全体予算の枠内で十分に確保した上で、こうした

長期で集中的な支援事業に経験の浅い庭野平和財団が取り組むためには、対象をアフリカではなく南アジア地域に設定する方が、事業運営においてもより綿密で円滑なものにできるものと判断されたことも、対象を南アジア地域とする上での副次的な理由となった。

具体的な対象の国の検討では、当初は上記 3 か国の中にもネパールも対象国として挙げていた。しかし、プログラム検討時期には同国の政治的状況が不安定であったため、政情の安定の兆しが見えた時点で事業展開の可否を再検討する、というものとしていた。

また、南アジア地域に属する国としては、他にパキスタンもあるが、これは近隣国の紛争による政情の不安定さが著しく、庭野平和財団の力量では本プログラムの事業実施は著しく困難であるとし、対象には入れなかつた

ネパールに関しては、実際には、政情の安定はすでにプログラムの中期になり兆しが見え、同国の有識者に事業展開の方策の初步的なアドバイスを得るなどをしたもの、既存の 3 か国での事業の実施は予想外に事務が過密なものとなり、同プログラムの事務局がネパールにてプログラムを開始、展開するには力量にも限界を感じ、結果的には実施をしないままとなつた。

### 2-2-3 事業方針

事業における方針は以下であった。

(1) 事業の進め方は現地の意見を尊重すること。

庭野平和財団は現地のことに対する精通出来ていない、という自己認識を、事業展開の姿勢として持とうとしてきた。また、貧困の様相や状況、原因、また、その解決に向けての政府や草の根での取り組みは、国により異なり、また一つの国であっても地域やトレンドがあると認識することとした。そのため、事業の在り方や進め方の最終決定の権限は庭野平和財団に担保しつつも、各国での実際の進め方や方法論に際しては、庭野平和財団が独断で検討・判断をすることを避け、事業運営を現地の方法に即したものとするため、現地の貧困問題、また貧困を取り巻く社会状況に精通した現地の有識者の諮問を得て判断をするという方針をとった。具体的には、各国に諮問機関としての現地の識者や NGO 関係者からなる「現地諮問委員会」を設置した他、国内では「アドバイス協力組織」を設定し、契約の下で諮問を得た。

(2) 国や地域によって、また 10 年の事業中の年月の経過によって、貧困の様相は異なるので、その都度現状に見合った支援を試みること。

現地諮問委員会の意見を得つつ、多様な貧困の現状のなかで可能な限りその諸相に個別に対応することに努めるため、各国別々に、また各々の年度に、「サブテーマ」と称する個別命題を設定した上で、そのサブテーマに相応しい活動を展開する案件を選考するという方針を採った。

(3) 支援 3か国中、インドでの案件を相対的に多くすること。

支援対象国であるインド、バングラデシュ、スリランカでは、国の規模（人口含む）や NGO 数ではインドが圧倒的に大きい。この点と庭野平和財団のオペレーション能力のキャパシティを合わせて考慮し、インドでは毎年度に選考の上で支援を実施し、バングラデシュとスリランカは隔年の事業実施（あるいは支援開始実施）とする。

(4) 支援する組織（NGO）の組織規模が中規模サイズの NGO を選考すること。

庭野平和財団は南アジアプログラム事業のような地勢的専門性、貧困の軽減に対する専門性、また継続的で緻密な支援活動の経験に乏しく、本プログラムのような事業に対するオペレーション能力は未熟である、と事業計画時に自己認識をした。これは、例えば、組織規模が小さい NGO、つまり活動の進捗の把握や、問題や課題を共有しあうための英語能力を含めたコミュニケーション能力が限られた、また活動経験が浅い小さな NGO 等に、庭野平和財団はテクニカルに対応をすることが難しいことを意味した。そのため、組織規模が小さい NGO を選考することは避ける方針を採った。また、組織規模が小さい NGO に対して、年間日本円 300 万円という現地額では大きな支援を行うことは、一方でその NGO にその支援に見合うための過剰な自己負担が生じる活動を実施させることになり、かえってそうした組織の存続を危険にさらすケースがあることがアドバイザーより危惧された点もあった。

一方、所属国内で知名度も高く、国内外より潤沢な支援を受けているような大きな規模の NGO を支援した場合、本プログラムからの支援は、彼/彼女たちの全体の活動の中で「小さな予算の活動」となり、ひいてはプライオリティの低い活動となってしまうケースが計画段階で予想された。そのため、大きな NGO 組織を選考候補にあげることも回避した。

これにより、各国/地域の NGO 状況の中で中規模サイズの NGO を選定しようとした。

(5) 一食を捧げる運動の精神とその実践者について、候補への訪問や支援先、また対象者の人々に、必ず伝えること。

庭野平和財団は、一食を捧げる運動と、それを行う人々の精神や行動を、高く評価し尊敬している。この運動を実践する人々は、支援に対する物質的・精神的見返りを求めておらず、むしろ、「対象となる人々に使って頂いて有難い」という論理や、「自分たちは人々の『影（陰）』であって構わない」という思いすら抱いていると認識している。また、これらを行う人々自身は、自らの行動を特定の宗教観による信仰的実践と認識しているが、一方で、自らの宗教を布教する、あるいは支援を通して他国の多宗教に直接的、あるいは間接的な改宗を促す、などの目的はなく、むしろ、他者を他者のあるがままに認めつつ、自らは一人の人間としてその他者に仕える、という、まさに庭野平和財団が標榜する「多様性における一致」が現実化された行動を行って

いる。彼/彼女らが、自らが宗教者であると同時に、一人の「市民」であり「人間」であることを意識的に大切にしていることを、これらから感じていた。

これらを踏まえ、本プログラムの方針では、実質上は対象者の活動への財政的支援であることは言うまでもないが、それに加え、対象者と支援者（運動を実践する人々）が、被支援者、支援者という枠をこえて「市民どうし」「人間どうし」が繋がって協力をしている、という点を意識することに努めた。

実際には、候補への訪問や、支援先の NGO や対象者の人々との面会では、必ず、支援の背景と実践者の思い（自分たちは陰であり、あなた方が主役である）などについて共有するように努めた。

#### (6) 権利ベースアプローチを志向すること

支援される内容は、対象者に対する物資の提供や金銭の供与などの、いわゆる「慈善事業型」ではなく、「権利型」のアプローチ（権利ベースアプローチ）を採用している、あるいは意識していることが強く望まれる、という方針を採った。貧困に窮する人々であっても、自らその現状を解決する、あるいは解決のためのサポートを享受する権利を、彼/彼女たちが本来有しているがそれが実現していないのが問題である、という考え方である。これと相対する考え方は、貧困者は力のない存在であり、従つて、第三者の支援や強い誘導、指導が必要である、とする考え方である。本プログラムは、何かを与える、という視点や姿勢ではなく、主体は対象者自身である、という考え方を探ろうとし、また、支援先の NGO の姿勢や活動内容でも、こうした意識や姿勢のものが望ましい、という方針を採った。

### 2-2-4 支援期間

支援期間は公式には一年間だが、更新可能で、1 案件につき 3 年間を限度とする。  
ただし、中途に重大な問題が生じるなどした場合は、3 年間に満たなくても中止する場合があるものとする。

### 2-2-5 支援内容

本プログラムにおける実際の支援は、目的と事業方針に沿って、対象 3 か国で活動する現地の NGO の活動に対し財政的な支援を行うものとした。

ただし、助成案件となるには幾つかの条件が求められた。

必須に近い条件としては以下の点があった。

#### (1) 候補の条件は、所属国において社会活動を行うための政府登録を有していること。

政府登録の有無は組織への信頼性を判断する際の基準とした他、例えばインドの場合では、法律上、登録の有無が海外からの資金援助を受領する際の可否に直結するた

め必須事項であった。バングラデシュの場合、現地 NGO の政府への登録の形態は数種あり、海外からの援助資金の受領は、事業内容が貿易やビジネスに関わるものでない限りは、組織登録の有無が資金受領に直接に影響するものではなかった。ただし、海外資金援助を受け取るには、実施される事業自体を現地 NGO から政府に申請して許可を得る必要があり、これに際して登録の有無や申請される事業内容が影響するというものだった。スリランカの場合、海外からの活動援助資金の受領に登録の有無は影響しないものの、紛争と自然災害からの復興に伴って国内外の NGO が乱立した状態であったため、むしろ組織の信頼性を判断する際のひとつの基準としていた)

(2) 宗教的、政治的な活動内容は支援対象としない。

特定のイデオロギーに依拠する、あるいは宗教的なドグマに依拠していたり、組織や活動自体が宗教的布教を目的としているものは対象としない。

- (3) 会議、物資配布、インフラ整備、出版物作成・配布などが主だった申請内容である場合は、望ましい支援の対象と見なされない。
- (4) 物資や金銭の提供が著しい内容は支援対象としない。
- (5) 旅行費が主たる予算項目であるものは支援対象としない。
- (6) 人件費が主たる予算項目である内容は、支援対象としない。

(人権費の予算建てを全く拒否するものではない。人件費の予算は予算全体の 12~15%程度であれば許容する)

また、候補先に選考段階で求めるというよりも、本プログラム内にて抱いていた条件として以下があった。

- (7) 候補を選定する際、その候補となる組織の全体予算規模が所属国の平均的予算規模において、「中規模」サイズであることが望ましい。
- (8) 候補となる NGO の役員や組織構成員のジェンダーバランスが著しく偏っていないか。
- (9) 特にインドの場合で、候補となる NGO の役員や組織構成員が特定の上位カーストに著しく偏っていないか。

なお、本プログラムの基本方針としての「権利ベースアプローチ」が活動の姿勢や方法として意識されているか、意識しようとしているか、も選考の申請内容や現地訪問などの各段階で事務局によって意識的に判別が試みられた。

## 2-2-6 助成額

助成額は1案件につき年間300万円とする。

(ただし、案件組織の組織規模などを鑑みて、当該NGOとの協議ののち、年間100万円～150万円の支援に減額したケースもあった。

プログラム開始当初（初年度）は「申請額が幾らであろうと支援（送金）額は日本円300万円を基準とする」という論理であった。この論理に依り、300万円をドル換算した全額を支援金として送金した。しかし以降は「NGOより提出された申請書にある現地通貨の助成額（活動予算）を基準とし、これをドル換算して送金する」という方法に変更された。

また、支援金の送金は、プログラムの初年度は年度初めに一括して全額で送金していた（年に1度の送金）が、以降は送金を前期・後期の2回に分けて行う方法を採った。

なお、原則的には、支援更新時に当該年度の活動のために支援した金額に残額が生じた場合、その理由や内訳を確認し、妥当な理由であれば次年度に持ち越すことを許容する、あるいは相殺して次年度の予算から減額する、という方針をとった）

## 2-2-7 選考方法

選考の方法は以下であった。

### (1) 案件の決定方法、および候補の探し方（非公募で候補を収集する）

案件は選考で決定することとした。一方、候補の探し方として、公募はしないこととした。

候補の探し方では、本プログラム側で候補条件や「サブテーマ」に合致する活動を実施するNGOの情報を事務局にて収集した上で、それらの組織内容や活動内容を分析し、妥当と判断された候補に対して本プログラム側からの「招待（告知、アナウンスメント）」を行い、申請を促す、という方法を採った。

公募としなかった理由は、特に対象国中のインドやバングラデシュでは膨大な数に上るNGO組織が存在し、公募にした場合にも夥しい件数の申請が予想されるため、その中で妥当な候補を精査、分析する作業を行うことは不可能と考えたことによる。

### (2) 各国/年度毎の案件数の事前計画

年度ごとに選考する案件数は、事業の計画段階で決定していた。

計画は表2-1に示すとおりであった。

表 2-1 各国/各年度の案件選考数の計画

年度	インド	バングラデシュ	スリランカ
2004 年度	3 案件		
2005 年度	3 案件	1 案件	
2006 年度	3 案件		2 案件
2007 年度	3 案件	1 案件	
2008 年度	3 案件		
2009 年度	3 案件		2 案件
2010 年度	3 案件	1 案件	
2011 年度	3 案件		

(ただし、最終選考にてどうしても不適切と判断した場合は、結果的に上記案件数よりも少ない案件選考となった年度もあった。

また実際には、2007 年度のバングラデシュ選考では、組織規模の小さい NGO でも意図的に候補に参加させることとなり、結果的には 1 案件分の助成額を、小さい 2 案件に分割して支援する、ということとなった。従って、2 案件が選考された。)

### (3) 選考の準備（ロングリストの作成）

本事業にて選考作業を開始するにあたり、まず準備作業として、3 か国の NGO データを作成した。これは、プログラム開始にあたり初年度（あるいは当該国で初めて事業を始める前に）に行った。このデータ集を「ロングリスト」と称した。

ロングリストは、A4 紙 1 枚、2 枚に 1 つの NGO の情報が記載されているものである。内容は、組織の基本情報（代表者、所在地）の他、これまでに組織が経験した活動分野、スタッフ数、組織の近々の予算規模、政府への組織登録の有無などの項目である。

インドの場合、ロングリスト作成は、本プログラムのアドバイザーと関係のあったアーヴィング・ソブール氏（バンコク在住、Asian Resource Foundation 事務局長）に依頼し、一定のフォーマットに入力された約 300 件の NGO 情報を収集した。

バングラデシュは、アドバイザー組織であり、同国での長きに渡る活動実績のある「シャプラニール＝市民による海外協力の会」に依頼し、リストの作成を得た。

スリランカについては、本プログラムがインドに設置した「(インド) 現地諮問委員会」の委員であるアーヴィング・ソブール氏（元 VANI 事務局長、現 SANSAD 事務局長）に依頼し、現地を訪問して情報収集をして頂き作成を得た。

このロングリストを、候補を検索する際の基礎データとして使用した。ただし、同ロングリストは 10 年の事業期間の途中で情報の経年劣化が生じ、また、それらをすべて

の当該組織と連絡をとって更新するまでの作業は出来かねたこともあり、後半では殆ど使用をしなくなった。

(4) 実際の選考過程（選考の作業）

ロングリストを所持した上で、あるいは、後年のようにロングリストに代わる方法によって得た NGO 情報を得た上で、以下の作業を年度内に行った。

1) サブテーマ設置

各国において、年度毎に各国にて現地諮問委員会を開催する。この際に当該年度の「サブテーマ」を設定する。

2) ロングリストからの大枠候補の抽出

サブテーマが設置された後、事務局にて、「ロングリスト」をもとに大枠としての候補を検索し、抽出する。(ただし、先述のようにプログラムの中期には同ロングリストの NGO データが使用に耐えなくなったため、代替策として、現地諮問委員会から情報のある NGO 名を幾つか挙げてもらう、という方法となつていった)

3) ミドルリスト化=第 1 次選考

大枠として抽出した NGO に対し、事務局にて精査を行う。(後年に現地諮問委員会から直接に情報を収集した際には、提供された情報の NGO に事務局からコンタクトをとり、「組織概要」の提出を依頼した) そこから 15~20 程の NGO にさらに絞り込む作業を行う。これを「ミドルリスト化」、あるいは「第 1 次選考」と称する。

この第 1 次選考においては、抽出された候補が基本的な要件を満たしているか、が分析される。特に、組織として政府登録を有しているか」や、特定のイデオロギーや宗教的ドグマに依拠していないか、などが確認される。

4) 本プログラムから申請への「招待」、および簡略計画書の提出の要請

ミドルリスト化された NGO に対し、本プログラム側より、「招待（告知、アンスメント）」をメールにて送付する。内容は、プログラムの説明と「考えられる申請活動の簡略計画書」の提出を促すものである。この簡略計画書を「コンセプトペーパー」と称する。

5) 簡略申請書（コンセプトペーパー）の受理とショートリスト化=第 2 次選考

「招待」を受諾した NGO より「コンセプトペーパー（簡略計画書）」が送付されてくる。事務局は同ペーパーの内容を確認、分析し、候補条件として遜色がないかを判断する。その上で、6~8 程の NGO にさらに絞り込む。これを「ショート

トリリスト化」あるいは「第2次選考」と称する。

こうしたショートリスト化された NGO に対して、「正式申請書」の提出を要請する。この正式申請書を「フルプロポーザル（フルスケール・プロポーザルの略）」と称する。

なお、この第2次選考にて候補から落選した NGO には落選の通知をした。ただし、落選の理由については開示しないものと「招待」の段階にてすでに説明を行っていたため、開示はしなかった)

#### 6) 正式申請書（フルプロポーザル）の受理と「現地調査出張」の実施

ショートリスト化された候補 NGO からのフルプロポーザルを受理した上で、あるいは、当該 NGO がそれを作成中に、本プログラム事務局員が実際にそれら NGO を現地に出張訪問する。組織や申請内容における受益予定者らと面談し、さらに実際の情報を収集する。

訪問は 1NGO につき組織やスタッフとの面談 1 日、受益予定者の村落や居住地での面談を 1 日～2 日、フィードバックや確認に 1 日、を最低でも行うことに努めた。

南アジア地域の場合、広大な地域間を移動する必要も生じ場合もあり、組織に到着するまでに終日を要することもある他、組織事務所から対象村落までの移動も遠い場合には 4、5 時間を要するなどは多々あった。そのため、一つの NGO に対して要する出張日数が 7 日間ほどとなることもあった。ショートリスト化された複数の NGO のすべてを訪問するためには年間で 2 か月から 3 か月の出張を行うこともあった。

#### 7) 最終選考としての「選考委員会会議」の開催、案件の決定

最終選考は、国内の有識者によって構成される「選考委員会」での選考会議にて行われる。

選考会議での審議資料はショートリスト化された NGO から提出された正式申請書（フルプロポーザル）、ならびに事務局員による「現地調査報告書」である。選考では、候補の申請内容について 1 案件ずつ事務局が説明を行い、また、現地調査によって得た詳細情報や、事務局員が感じた所感を委員と共有する。その上で審議を行い、助成案件の決定を行う。

以上が選考の過程であった。

## 2-2 実施体制

実施の体制は以下である。

### 2-2-1 主管

立正佼成会一食平和基金

### 2-2-2 運用

公益財団法人 庭野平和財団 南アジアプログラム事務局

事務局所在地は庭野平和財団内

### 2-2-3 事務局員の構成

2004 年- プログラム・オフィサー（2 名）

2005 年- プログラム・オフィサー（1 名）、アシスタントプログラムオフィサー（1 名）

2008 年- プログラム・コーディネーター（1 名）、プログラム・オフィサー（委託）（1 名）

会計担当（庭野平和財団本体の会計担当が 1 名が兼任）

### 2-2-4 諮問機関

同プログラム事務局への諮問機関として、以下の 3 つがあった。

#### (1) 現地諮問委員会

各国現地の人権、開発、ジェンダー等における有識者や専門にて構成された。各国の委員の内訳は、インド 4 名、バングラデシュ 5 名、スリランカ 3 名であった。また、委員の構成では、委員会内のジェンダーのバランスを考慮するようにした。

なお、本プログラムは現地諮問委員の任期については設定しておらず、各国とも基本的には同一の委員で通した。（バングラデシュでは、当初 3 名で開始したが、後に 1 名増員、続いて 1 名の委員の交代（他国への職務赴任となったため、他の委員を加入了）があった）

また、委員としての対価については、定期、あるいは月額契約ではなく、会議が開催される際にのみ謝金として対価を支払った。対価は 1 会議の参加により 1 名あたり 100USD であった。

（各国の現地諮問委員の詳細は、巻末資料 3「南アジアプログラム 現地諮問委員会（各國） 詳細」を参照）

## (2) アドバイザー

外部協力者として「アドバイザー」を設置し、選考段階での支援候補の活動や組織の分析、現地モニタリングの仕方、また、支援中の活動の進捗の分析などに関する知的アドバイスを得た。

アドバイザーは以下であった。

### シャプラニール＝市民による海外協力の会

具体的には、同組織の役員であった大橋正明教授（元代表理事）がその任として様々な知的協力を提供した。高い頻度でプログラムのオフィサーの現地出張に同行を依頼し、現場での実地訓練的な指導や、問題発生時などのアドバイスを享受した。

庭野平和財団と本プログラムアドバイザーとの間では「アドバイス協力」の名称で契約を締結し、対価を支払うものであった。

アドバイス協力の契約は契約書にて行われた。これは、年度更新ではなく、各々で契約内容の変更の意向が生じた際に改定をするものとし、結果的には1度の契約内容の改定以外は開始よりプログラム終了まで継続してなされた。

（アドバイザーについては、卷末資料4「アドバイザー」を参照）

## (3) 選考委員会

最終的な選考を行う機関として「選考委員会」を設置した。

同委員会は、国内の人権、開発、ジェンダー、宗教・文化の専門家、ならびに一食平和基金事務局長により構成された。（5名）

（選考委員の詳細は、卷末資料5「南アジアプログラム 選考委員会 委員一覧」を参照）

## 2-3 運用方法

### 2-3-1 案件決定から運用、ならびに案件終了までの実務

最終の選考によって支援先が決定した後、以下のような方法で支援の運用を行った。

（以下時系列で記載）

#### (1) 契約の締結（4月）

支援先の各々と契約を取り交わす。

契約書を庭野平和財団にて2部作成し、支援先と庭野平和財団が、2部の両方に署名を行い、各自が1部を保管する。

#### (2) 支援金の送金（前期分）（4月）

助成額の送金を前期・後期と分けて行う。契約の締結後（3月初旬）、すぐに4月に前期分を送金する。送金は、プログラム事務局で送金額を設定し、庭野平和財団本体の会計担当が送金作業を行った。（先述のようにプログラム開始時の年度頃は上記のように前後期での分割送金ではなく、年度初めに全額を一括送金していた）

(3) 現地諮問委員会の開催（次年度の計画策定のため）、サブテーマ決定（8月頃）

次年度の計画を策定するため、各国での現地諮問委員会を開催する。（インドは毎年、バングラデシュ、スリランカは、基本的には次年度に事業がある場合にのみ開催）

現地諮問委員会では、次年度のサブテーマについて議論をし、それを設定する。

また、この現地諮問委員会の際に、あわせて、現在の案件の進捗状況や、問題点などについても共有議論する。（諮問委員会は8月頃に開催することが多かったが、必要に応じて2月など他の時期に臨時で委員会を開催することもあった）

現地諮問委員会では、後年では、サブテーマの設置とともに、各委員がそのテーマに見合う活動を行うNGO名を3、4つ事務局に提供する、という作業もあった。ただし、委員からのNGO名の提供は、「推薦」ではなく、情報提供というものと位置づけた。あげられる組織が委員の知己の組織であることはあっても、委員の個人的便宜に資する目的での提供はなく、また、事務局がそれらの組織について一定の客観的指標（組織の信頼性や、活動経験、役員の背景やスタッフの内容、予算規模など）に沿って再調査を行った上で候補となりえるシステムであったので、個人的関係が候補選抜に影響を与えるということもなかった）

(4) 次年度の候補抽出のプロセス（作業）の開始

現地諮問委員会にてサブテーマが設定されたら、候補抽出のプロセス（作業）を開始し、候補となりえるNGOの情報を収集しつつ、分析や確認をはじめる。このプロセスは案件の最終決定がなされる3月まで継続される）

（詳細の選考プロセスは、先述の「2-2-7 選考方法」を参照）

(5) 現地モニタリングの実施

助成案件の進捗状況を知るためのモニタリング訪問を実施する。

モニタリングにおいては次の2つの点を遂行の必須事項としていた。それは、事務所訪問によるスタッフ等との直接的な情報収集や話し合いを行うことと、支援対象の村落や居住地、活動地などに実際に訪問して対象者から情報収集や意見交換を行うこと、である。

特に、支援の本来的な意味での対象である対象者達への面会や情報収集は、事務局員が現場に出向いて行うようにした。なお、モニタリングの回数は基本的には各支援団体に対して年に2回とした。

（モニタリングの特定の時期を設定してはいなかったが、当初は、現地諮問委員会の

開催で支援国に出張するタイミングに併せて、会議の前後にモニタリング訪問を行うことが多かった。しかし、特にインドの場合は2008年より隣国ネパール在住の事務局員（ナビン・アリヤル）を得たことでインドの案件へのモニタリング出張が比較的容易となり、いつでも行けるようになったため、諮問委員会に併せてモニタリング出張をすることは少なくなった。）

また、このモニタリングが先述のように現地諮問委員会と同じ出張で行われえる場合、諮問委員会で得たNGO情報をもとに、出張期間中に実際にそれらを訪問することもあった。

(6) 中間報告書の受領、内容の分析（10月末頃を提出の締切）

10月末頃に現地NGOより提出される「中間報告書」を受領する。（中間報告書の提出は、年間報告書の提出とともに契約時に義務付けられている）

中間報告書で求められるのは、活動の進捗の報告、ならびに同報告書提出の時期までの会計報告、の2つである。報告内容の基本的な項目はプログラム側より指定があるが、書式やフォーマットは指定せず、自由に記述できるものとする。

事務局は内容の分析を行い、内容が希薄である場合や、記述の内容に不明点や理解ができない点がある場合等、必要に応じて支援先に確認をする。

(7) 支援金の送金（後期分）

中間報告書の内容確認が済み、問題なければ、後期分の送金を行う。

送金は、プログラム事務局で送金額を設定し、庭野平和財団本体の会計担当が送金作業を行った。

(8) 年間報告書の受領、内容の分析（3月頃）

3月頃に現地NGOより提出される「年間報告書」を受領する。

年間報告書で求められるのは、活動の後期の報告、ならびに年間を通じての結果の報告、同報告書提出の時期までの会計報告、の2つである。

中間報告と同じく、報告内容の基本的な項目はプログラム側より指定があるが、書式やフォーマットは指定せず、自由に記述できるものとする。

事務局は内容の分析を行い、内容が希薄である場合や、記述の内容に不明点や理解ができない点がある場合等、必要に応じて支援先に確認をする。

(9) 次年度への継続支援の契約

前年の年間報告書の吟味やモニタリングの結果を鑑み、次の年に支援を継続するかを事務局にて決定する。決定されると、次年度の契約を取り交わす。

(10) 案件事後評価（プロジェクト事後評価）

3年間の支援期間を完了した後、案件事後評価（プロジェクト事後評価）を行った。

### 2-3-2 案件事後評価について

案件事後評価の目的、および評価の方法は以下であった。

#### (1) 目的

案件事後評価の目的は、プロジェクトや成果や問題点、また支援期間中における支援先 NGO と庭野平和財団の関係の在り方（コミュニケーションや姿勢なども含む）などについて評価することで、双方が今後の各々の活動や事業に資する学びを得ること、であった。

#### (2) 事後評価の方法

評価の方法の要点は以下であった。

- 1) 評価の目的を考慮し、評価の在り方としては、庭野平和財団が一方的に支援先の成果を評価する、というものではなく、双方が意見や提案などを率直に呈するものであるよう努めた。また、この点は庭野平和財団と支援先 NGO の間で、評価要綱によって事前に共通理解された。
- 2) 評価に際しては、「評価要綱」を作成した。これは庭野平和財団が素案の形で先方に提示し、了解を得て後に正式なものとした。
- 3) 評価に際しては、双方が 1 名ずつ「第三者」を招聘し、評価への参加を要請した。この目的は、評価での分析や議論、意見の交換を、当事者同士でなく第三者を介入することでより公平で客観性のあるものとするためであった。
- 4) 評価作業は必ず支援先に庭野平和財団が出向く形で実施した。
- 5) 評価の日数は、組織間での全体確認に 1 日、対象村やコミュニティでの聞き取り調査に 1 日、お互いの間でのフィードバックや評価結果のまとめに 1 日、合計で 3 日間を最低限とした（これに訪問先への往復の 2 日間が加わる）

## 2-4 南アジアプログラムの実績

### 2-4-1 助成案件数、ならびに助成額の概要

プログラム期間中の助成案件の総数、ならびに助成額の概要については以下であった。

#### (1) 助成案件数

本プログラムにおいて、インド、バングラデシュ、スリランカの 3 か国での助成案件数、ならびに総助成案件数は以下となった。

1) インド	21 案件
2) バングラデシュ	4 案件
3) スリランカ	4 案件
総案件数	29 案件

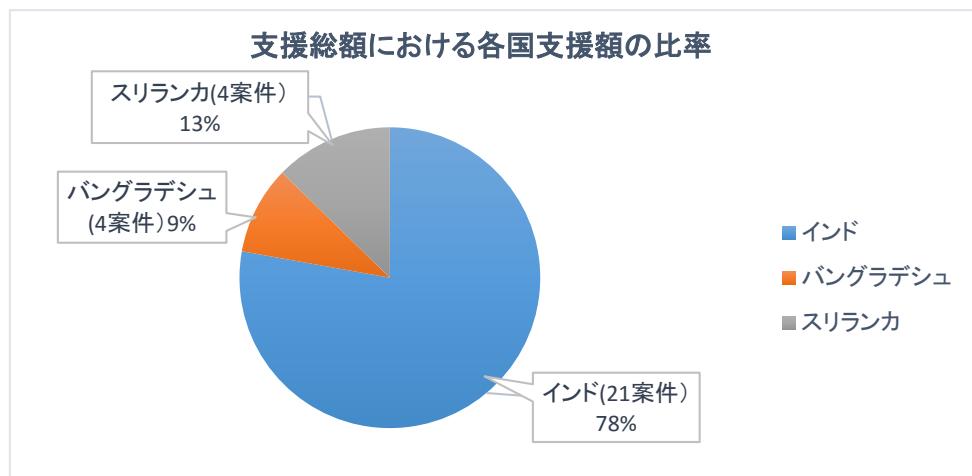
## (2) 国別の助成総額、全体助成総額

プログラムの実施期間における各国への助成総額、全体助成総額は以下となった。

1) インド	¥ 174,016,407 (21 案件総額)
2) バングラデシュ	¥ 21,228,179 (4 案件総額)
3) スリランカ	¥ 28,385,910 (4 案件総額)
助成総額 (全体)	¥ 223,630,496

なお、プログラム全体の助成総額における各国の助成総額の比率はグラフ 2-1 に示すとおりであった。

グラフ 2-1 助成総額における各国助成額の比率



## 2-4-2 各国での支援実績（概要）

各国での支援実績は以下であった。

### (1) インドにおける実績

2004 年度より実際に先ずインドにて実際の支援プロセスを開始した。当初の計画とおり同年度は試験的な意味も含め、インドのみで事業を開始した。その後、インドは毎年度に選考を行ってきた。

## 1) インドでの事業方針

インドでの事業方針の特徴は、対象とする州を設定したことであった。インド全体を対象とするのではなく、特に貧困度が高い、通称「ビマール・ステイツ」と呼ばれる州を中心に限定した。これは、より貧困度の高い対象者に焦点あてるためであつた。対象とした7州は以下である。

1. マッディヤ・プラデーシュ州
2. ウッタル・プラデーシュ州
3. チャンティスガール州
4. ジャルカンド州
5. ビハール州
6. オリッサ州
7. 西ベンガル州

なお、後期には、上記ウッタル・プラデーシュ州の西側も対象としない方向となつた（同西側のNGOを候補としない）。これは、同州の西側は7州の中で相対的に経済的に発展している地域となってきたためであつた。より貧困度の高い対象に支援を向けることを意図し、このように対象から除外した。

## 2) インドにおける助成案件

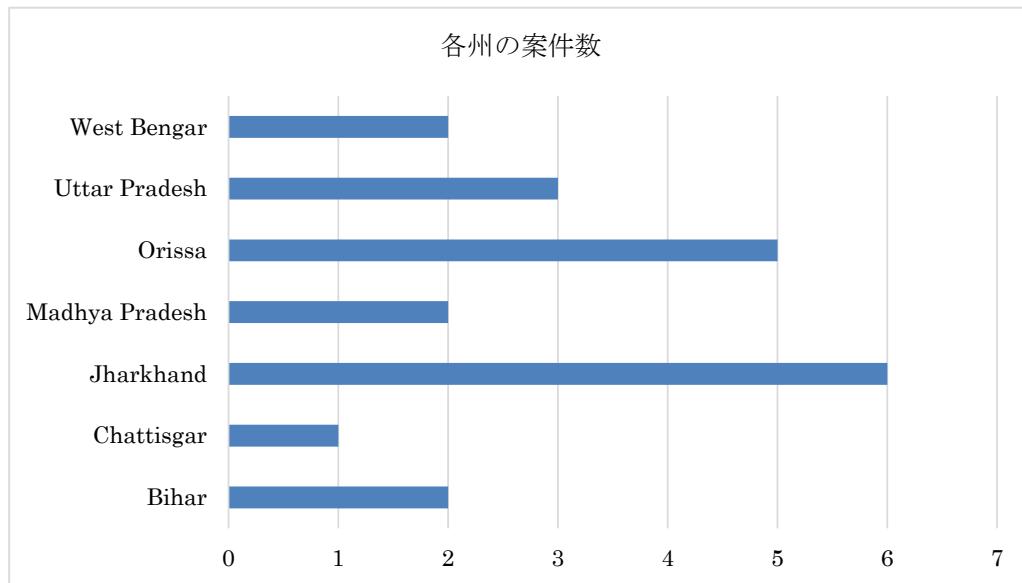
本プログラム期間内での、インドでのサブテーマ、およびそのテーマの下での助成案件は21案件であった。インドでのサブテーマと案件名の一覧は表2-2に示すとおりであった。

表 2-2 インドにおけるサブテーマと案件の一覧

年度	サブテーマ名／団体名		州
2004	sub-theme "Food Security"		
	1	Adhikar	Orissa
	2	Bharat Integrated Social welfare Agency (BISWA)	Orissa
2005	sub-theme "Women and Gender"		
	1	Institute of Psychological and Educational Research (IPER)	West Bengal
	2	Vanangana	Uttar Pradesh
2006	sub-theme "Marginalized Group"		
	1	Arushi	Madhya Pradesh
	2	Association for Advocacy for Regal Justice (AALI) - Humsafar	Uttar Pradesh
2007	sub-theme "Urban Poverty"		
	1	Manav Sewa Kendra (MSK)	Uttar Pradesh
	2	Lohia Karpuri Institute of Technology for Social Change (LKITSC)	Bihar
2008	sub-theme "Environment in relations to Livelihoods towards Poverty Alleviation"		
	1	Jan Chetna Manch, Bokaro (JCMB)	Jharkhand
	2	Agrarian Assistance Association (AAA)	Jharkhand
2009	sub-theme "Children in Distress"		
	1	Bal Sakha (BS)	Bihar
	2	Seba Jagat (SJ)	Orissa
2010	sub-theme "Food Security Focusing on Disadvantaged Women and Children"		
	1	Lok Swor	Jharkhand
	2	Shramajivi Mahira Somity (SMS)	Jharkhand
2011	sub-theme "Empowering poorest of the poor"		
	1	Sahyogini	Jharkhand
	2	Life Education and Development Support (LEADS)	Jharkhand

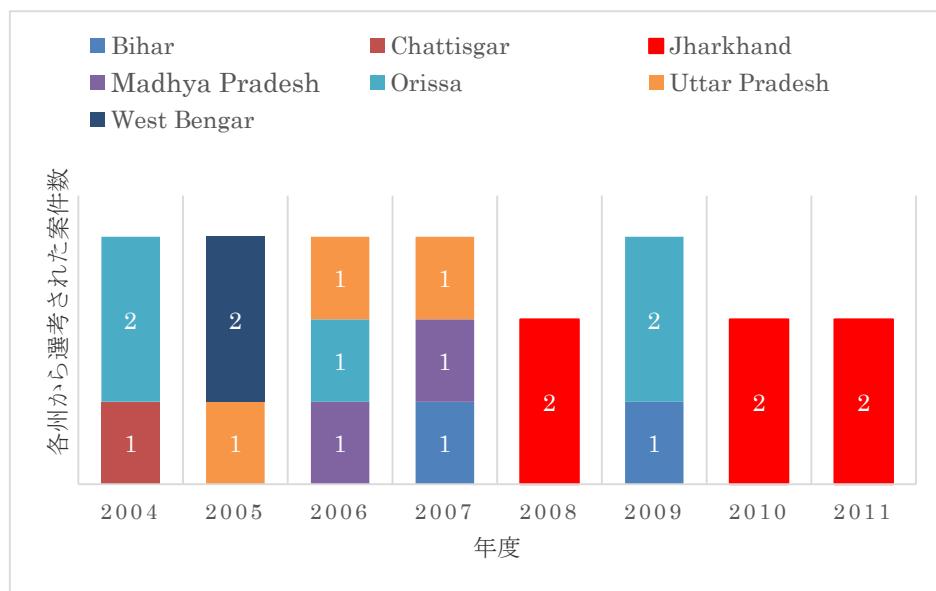
なお、インドの場合、他の対象国と比して、方針では州を限定するという特徴もあった。その結果、インド案件全体における州別の案件数の比率はグラフ 2-2 に示すとおりであった。

グラフ 2-2 インドでの州別案件数



また、各州の年度別の案件数、および州ごとの選考推移はグラフ 2-3 に示すとおりであった。

グラフ 2-3 インド各州の年度別案件数、および州ごとの選考推移



州別の案件数では、オリッサ州の案件、また特にジャルカンド州の案件が相対的に多いものとなった。一方、チャッティスガール州は開始年の 1 案件のみ結果となった。

また、プログラム中期、後期の年度でジャルカンド州の助成案件が多くなった。

これは事業展開のターゲットとした州の中でさらに貧困な状況にあると認識されていた幾つかの州から候補の抽出を試みた結果であった。対象州の中で相対的に貧困な州とされたのは、具体的にはオリッサ州、チャッティスガール州、ビハール州、およびジャルカンド州であるが、オリッサ州は事業期間の前半にすでに助成案件がでており、また、毎年の選考プロセスの各段階で案件候補がよく挙がっていた。一方で、チャッティスガール州は助成案件も一度は得たものの、その後はプログラムに適宜な選考候補が挙がらなかつた。残るビハール州は、ターゲット 7 州の中でも特に貧困度が高いものと一貫して認識されており、事務局の候補抽出への意欲に反して、選考の条件に耐える、あるいは望ましい活動を計画している候補を得ることができず、事業期間中に辛うじて 1 つの助成案件を得るに留まった。こうした中、ジャルカンド州は貧困度の高い州である一方で、良好な社会活動を行う組織が比較的多くあり、結果として後期には同州からの候補が助成案件となつていった。

(インド各案件の活動名（タイトル）、および助成額の詳細は卷末資料 2「各国/案件別の実績」を参照)

## (2) バングラデシュにおける実績

バングラデシュでは、2005 年度に事業を開始し、その後、2007 年度、2010 年度の 3 つの年度で各々選考をして事業を展開した。つまり、インドとは異なり、およそ 1 回の選考で案件を 3 か年支援した後、あらためて新たな案件を選考して支援する、という仕方であった。

### 1) バングラデシュでの事業方針

バングラデシュでの事業方針の特徴は 2 点あった。

まず、インドでは 10 年間を通して組織規模の小さい NGO への支援は避けたが、バングラデシュでは、当初はこの基本方針を踏襲したものの、以降は組織規模の小さい NGO への支援に着手した。これは、庭野平和財団が本プログラムの開始時に設置したこの方針に対して、バングラデシュの現地諮問委員会が、「庭野平和財団が真に最貧困層や周縁化された人々への支援を標榜するのなら、組織規模の小さい NGO の対象者であっても支援すべきである」と強く提案したことに基づく。この提案を本プログラムが受け入れ、実際に、

2007 年度には、組織規模が小さく、また着手の難しい同国の先住民の課題に取り組むこととなった。

2 点目は、小さな規模の NGO を支援するにあたり、本プログラムのオペレーション能力の脆弱さを意識し、これを解消した上で小さな NGO への支援に取り組むべく、2007 年度のバングラデシュ事業でのみ「プログラム・サポート・チーム (Program Support Team [PST] )」という現地特設ユニットを設置し、起用した点である。この PST は、現地有識者に依頼し、3 年間の支援期間中に、支援する NGO 組織自体の「組織能力の向上 (Capacity Building) 」を行ってもらう、というものであった。

2007 年度のバングラデシュ事業でのみ実施した方策であるが、プログラム内では特異な方針(小さい NGO も支援対象とする)にもとづいたものであった。

## 2) バングラデシュにおける助成案件名

本プログラム期間内での、バングラデシュでのサブテーマ、およびそのテーマの下での助成案件は 4 案件であった。サブテーマと案件名の一覧は表 2-3 に示すとおりであった。

表 2-3 バングラデシュにおけるサブテーマと案件の一覧

年度	サブテーマ名／団体名		県
2005	Sub-theme "Food security of the marginalized and disadvantaged"		Kurigram
	1	Solidarity	
2007	Sub-theme "Capacity Building for Adibashi [indigenous] peoples towards poverty"		Bandarban Mymensingh
	1	Bolipara Nari Kalyan Somity (BNKS)	
2010	Sub-theme "Alternative livelihood for the 'Unreached' "		Satkhira
	1	Parittran	

(バングラデシュ各案件の活動名（タイトル）、および助成額の詳細は卷末資料 2 「各国/案件別の実績」を参照)

## (2) スリランカでの実績

スリランカでの事業は 2006 年度に初めて着手し、その後、2009 年度にも選考の上で事業を展開した。スリランカでの本プログラムの詳細や実績は以下であった。

### 1) スリランカでの事業方針

スリランカでの事業方針の特徴は、対象に紛争の避難民や紛争被害者を含め

たことであった。これは、同国での事業の開始にあたり、現地諮問委員会より提案されたことであった。同国での事業着手時は内戦の休戦状態であったが、貧困の背景や現状には、この長きに渡る内戦にとって生じた荒廃と、紛争不難民や被害者の存在があり、貧困の問題と密接に関係している、という意見であった。本プログラムは紛争や戦争の被害者に対する緊急支援を旨とするものではなかったが、あくまで貧困の解決という取組みにおいて、同国の場合は対象者に避難民が含まれることは当然との判断をし、対象として含んでもよいものとした。ただし、支援する活動の内容が、緊急支援的な事業である物資提供など著しく偏るものは、支援する活動内容として望ましいものではないという方針を持った。

(しかし実際には、スリランカの多くのNGO組織は、同国がかつて社会福祉の発達した国であったせいか、権利ベースアプローチに一定の理解はありつつも、「人々は自立をする以前の状態で、基本的な生活のニーズがあまりにも満たされておらず、従って、ある程度は提供型の支援内容も必要である」という考えを持っていました。庭野平和財団は自身の求める権利ベースアプローチと乖離があるために、この点に一時は困惑したが、以降は、提供型の内容が部分的にある場合でも認めることがあった。一方で、現状を当該組織と話し合いつつ、提供型の支援はやみくもに続けるとやがて自立を阻害する、という考え方から、本来の方針である権利型のアプローチの意識や活動を探ることを勧めるなどした。)

## 2) スリランカにおける助成案件名

本プログラム期間内での、スリランカでのサブテーマ、およびそのテーマの下での助成案件は4案件であった。サブテーマと案件名の一覧は表2-4に示すとおりであった。

表2-4 スリランカにおけるサブテーマと案件の一覧

年度		Name	県
2006	sub-theme	"IDPs (Internal Displaced Persons) and Human Resource Development"	
	1	Trincomalee District Development Association (TDDA)	Trincomalee
2009	sub-theme	2 Agromart Outreach Foundation (AOF)	Colombo
	sub-theme	"Poverty alleviation on two separate issues- "Conflict affected IDPs and returnees in Trincomalee or Batticaloa", and "Marginalized people in Moneragala district"	
	1	Trincomalee District Youth Development - Aham	Trincomalee
	2	Uwa wellasa Fermer's Womens Organization (UWFWO)	Monaragala

(スリランカ各案件の活動名（タイトル）、および助成額の詳細は巻末資料2「各国/案件別の実績」を参照)

### 2-4-3 プロジェクト評価実績

3年間の支援終了後、各案件の「プロジェクト評価」を実施した。  
2014年8月30日現在の同プロジェクト評価の完了、未完了の状態は、表2-6のとおりとなる。

表2-6 プロジェクト評価の完了・未完了の内訳（2014年8月現在）

年度	終了年	国	No	NGO名	評価の完了/未完了
2004年度	2007年3月	インド	1	Adhikar	完了
		インド	2	BISWA	完了
		インド	3	JJK	完了
2005年度	2008年3月	インド	1	IPER	完了
		インド	2	Vanangana	完了
		インド	3	RDA	完了
		バングラデシュ	1	Solidarity	完了
2006年度	2009年3月	インド	1	Arushi	完了
		インド	2	AALI - Humsafar	完了
		インド	3	ACM	完了
		スリランカ	1	TDDA	完了
		スリランカ	2	AOF	完了
2007年度	2010年3月	インド	1	MSK	完了
		インド	2	LKITSC	完了
		インド	3	Muskaan	完了
		バングラデシュ	1	BNKS	完了
		バングラデシュ	2	SARA	完了
2008年度	2011年3月	インド	1	JCMB	完了
		インド	2	AAA	完了
2009年度	2012年3月	インド	1	BS	完了
		インド	2	SJ	完了
		インド	3	Vikash	完了
		スリランカ	1	Aham	完了
		スリランカ	2	UWFWO	完了
2010年度	2013年3月	インド	1	LS	完了
		インド	2	SMS	完了
		バングラデシュ	1	Parittran	未完了 (2014年10月予定)
2011年度	2014年3月	インド	1	Sahyogini	未完了 (2014年11月予定)
		インド	2	LEADS	未完了 (2014年11月予定)

## 2-4-4 「スタディ・ツアーア」の実施

本プログラムの期間中に一食を捧げる運動の実践者に活動現地を訪問して頂く「スタディ・ツアーア」を実施した。

### (1) スタディ・ツアーア概要

#### 1) 目的

- ・南アジアプログラムの現地活動組織と活動地にドナーである立正佼成会会員が訪問し、南アジアの貧困問題、それに対する取り組みに理解を促す。
- ・一食を捧げる運動による献金の使途を理解していただき、更なる一食運動への理解と参画を図る。

#### 2) 内容

ツアーメンバーは南アジアプログラムの現地 NGO 組織や対象者を訪問し、話し合いや観察、意見交換などを行う。

また、南アジアプログラムの現地諮問委員やその組織などを訪問し、訪問国内での貧困や人権、開発、ジェンダーなどの問題を幅広く学ぶ。

#### 3) ツアーア対象者

立正佼成会の会員であり、一食を捧げる運動に取り組んでいる方、または同活動の推進に携わっている方。

### (2) スタディーツアーア詳細

#### 1) インド・スタディーツアーア (2006 年度)

- ・行程: 2008 年 10 月 31 日 (出発) -11 月 10 (帰国)
- ・参加者: 18 名 (大学生 5 名、社会人 9 名、南アジアプログラム事務局員 1 名、立正佼成会一食平和基金事務局員 2 名、佼成出版社新聞編集部記者 1 名、立正佼成会伝道メディア・グループ 1 名)
- ・訪問先:
  - ・ Manav Sewa Kendra (MSK)  
(バラナシ、ウッタルプラデーシュ州)
  - ・ Antyodaya Chetna Mandal (ACM)  
(マユルバンジ・オリッサ州)その他に以下も訪問した。
  - ・ P.M Tripathi 、 AVARD  
(インド現地諮問委員。事務所訪問)
  - ・ Mr. Manabendra Mandal , SLARCTS  
(インド現地諮問委員。事務所訪問、活動地訪問)

2) バングラデシュ・スタディーツアー（2010年度）

- ・行程 2012年10月19日（出発）-10月30（帰国）
- ・参加者 13名（大学生3名、大学院生1名、社会人4名、南アジアプログラム事務局員2名、皎成出版社新聞編集部記者1名）
- ・訪問先
  - ・Social Association for Rural Advancement (SARA)
  - ・Bangladesh Hajon Federation ハジヨン族連合  
(SARAが本プログラムで設立したハジヨン族のNGO)
  - その他に以下も訪問した。
  - ・Mrs. Shreen Huq, Naripokkho  
(バングラデシュ現地諮問委員。事務所訪問)

## 第3章 評価結果

### 3-1 プログラムの実施方針の妥当性

本節では、南アジアプログラムの実施方針や戦略の妥当性について、①権利ベースアプローチの採用、②メインテーマおよびサブテーマの設定、ならびに③助成対象地域・NGOの妥当性の三つの観点から、主に関係者へのインタビュー調査結果および関連ドキュメントの分析を踏まえ評価を行う。

#### 3-1-1 権利ベースアプローチ (Rights-Based Approach) の採用

第1章で述べたように、南アジアプログラムの目的にひとつに「南アジア地域の貧困撲滅への寄与」がある。本プログラムでは、その目的を達成するために、対象とする助成団体が「権利ベースアプローチ（以下、RBA）」を採用していることを条件とした。RBAとは、プログラムの様々な局面で「人権」を基準・原則とするもので、NPFの資料によると以下のような定義がなされている<sup>3</sup>。

「人々自身が自らの生のあり方を、自由に（自己決定の尊重）、平等な環境で（公正な扱いを受け、差別をされない）国家や社会から適切なサポートを受けながら、決め、取り組んでいくこと」

つまり、人々自身が権利を有しているという視点が重要とされる。その視点は、ニーズに基づき援助を行うという発想の転換を促すものとして近年注目されている。例えば、2008年度の外務省NGO研究事業報告書によると、RBAの特徴について以下のようない説明がなされている<sup>4</sup>。

これまでの国際協力の取り組みでは、発展途上国の人々の基礎的な「ニーズ」を援助従事者または政府が満たす、という発想が主流であった（どのようなニーズが「不足」しているかは状況によって異なる）。一方、近年国連、国際援助機関・組織、NGOなどによって重視されている権利アプローチにおいて

<sup>3</sup> 庭野平和財団資料「南アジアプログラム－貧困の撲滅」

<sup>4</sup> 2008年度外務省NGO研究事業報告書「権利アプローチに基づいた基礎教育支援の質の向上～緊急から復旧・復興へ～」、2009年3月、p. 4

ては、いかなる状況においても人間は皆、普遍的な権利を有し、人々は権利を実現するために主張するとともに義務を伴う主体として捉えられている。第一の義務履行者(Duty Bearer)は、その国の政府であり、権利保有者(Rights Holder)の様々な権利を保障するための責任・アカウンタビリティを負う。また、家族、コミュニティ、地方行政も義務履行者となりうる。

NGOの役割は義務履行者ではなく、途上国政府が責任を果たせるように支援することと理解されるが、場合によっては義務履行者としての役割を担う場合もあるという。やや難しい概念であるが、要するに人々が権利に基づき、自ら行動していくことができるような支援が重要とされているのである。

今回のインタビュー調査においては、このような概念を有する RBA 採用に関し様々なコメントがあった。例えば、スリランカやインドの諮問委員からは、本プログラムが中規模 NGO を対象としていることから、大規模な NGO と異なり RBA に対する理解が十分でないところが多く、RBA を強く打ち出すと選定が困難になるという指摘があった。また、RBA を取っている団体かどうかを選定時にチェックすることは難しいという意見もあった。

NPF は NGO の選定プロセスにおいて RBA についての説明を行っている。また NPF プログラム・オフィサーによると、RBA の説明機会やショートリスト作成までの過程におけるコンサルテーションをとおして、NGO 側に「モノをあげるだけの支援はダメ」というメッセージを伝えることができたという<sup>5</sup>。

日本側に目を向けると、一食平和基金事務局では RBA の概念について本プログラムを通して初めて知り、途上国支援のあり方についての学びが大きかったという。一方で、宗教団体としてチャリティーこそが大切で、ニーズ・ベースで何が悪いのかという考えも依然として多いのは否めないという。

RBA に関する関係者間の共通認識があつたかどうかについては若干問題があるが、本プログラムが「貧困削減」に貢献する側面支援の在り方やその考え方を明確に示し、現地 NGO に伝える役割を果たしたこと、また日本側を含め、途上国 NGO に対する支援のあり方の再考を促したという意味で、RBA 採用の妥当性は高いと判断できる。

### 3-1-2 設定されたメインテーマおよびサブテーマ

南アジアプログラムのテーマ設定は、メインテーマと各国ごとに異なるサブテーマの二段構えである。まず、3か国共通のメインテーマとして設定されたのが「貧困削減」である。メインテーマは、本プログラムの資金源である立正佼成会一食平和基金の一食を捧げる運動の理念に鑑み設定されたものであり、「食の問題」に結びつくプログラムとして途上国の

<sup>5</sup> 例えば、協力の内容をそれまでの物資供与から組織化支援へと変更した NGO もあった。(例: スリランカ 2009 年度 AHAM など)

「貧困」を取り上げた経緯がある<sup>6</sup>。

サブテーマは、各国、各地域の貧困の状況の中で、課題を明確に把握し、現地主導の貧困対策へ支援すべく設定された。これはドナーの姿勢として高く評価される。なぜならば、ドナー側の意図や先入観で支援を行わないこと、また現場の声や人々の意識を尊重するというスタンスに繋がるからである。年度ごとの各国のサブテーマは表3-1のとおりである。インタビュー調査では、サブテーマの設定における現地諮問員会の働きを評価する発言が多かった。サブテーマを見ると、女性、子供、周縁化された人々、阻害され不利な立場にある人々、先住民、国内避難民（IDPs）といった社会的弱者を明確にターゲットとしているところが大きな特徴であり、南アジアの社会構造や歴史に深く根差した貧困の深刻さを反映しているといえよう。

メインテーマやサブテーマの設定は、本プログラムの理念や目的を体現するものである。その観点からは、メインテーマは一食を捧げる運動の一環であることを明確に示すものであるし、また南アジア地域の社会構造に根差した貧困に目を向け、各国の事情に合わせたサブテーマを設定していたことは極めて妥当なアプローチであると言えよう。

表3-1 サブテーマ一覧

	インド	バングラデシュ	スリランカ
2004	食の安全保障		
2005	女性とジェンダー	阻害された不利な立場にある人々のための食の安全保障	
2006	周縁化された人々		国内避難民と人的資源開発
2007	都市の貧困	先住民の組織能力強化	
2008	生計と環境		
2009	苦悩する子供たち		トリンコマレー、バカティカロアの紛争避難民、およびモネラガラ県の周縁化された人々
2010	阻害された女性と子供のための食の安全保障	最底辺の人々の貧困撲滅	

### 3-1-3 対象地域の設定

本プログラムの対象地域として南アジア地域を設定した理由は主に二つある。ひとつ目は、南アジア地域の貧困層人口が世界で最も集中している地域である点だ。世界銀行の2005年のデータによると、1日1.25ドル以下で生活する人口が推定5億人で世界の貧困層の4割を占める。ふたつ目の理由はコストの問題である。アフリカ地域も高

<sup>6</sup> NPF野口専務理事へのインタビューから（2013年8月5日実施）

い貧困率であるが、距離的に遠いため多大のコストが想定される。また初めて途上国の貧困問題に取り組む NPF が現地に集中密着した支援を行う際には、南アジア地域の方が効率的であろうという判断があった<sup>7</sup>。これらから南アジア地域に設定したことは合理的かつ妥当であると判断される。

## 3-2 プログラムの有効性

### 3-2-1 南アジア地域における貧困撲滅への貢献

#### (1) 概論

本プログラムは立正佼成会の「一食を捧げる運動」による献金を財的基盤とする一食平和基金からの委託事業として行われており、その成り立ちから「貧困撲滅」を主たる目的として設定した。ただし、一言で「貧困」といっても、その定義は様々であり、どのような視点にたって考えるかで、「貧困撲滅」の中身も違ってくる。本プログラムにおける「貧困」の位置づけは、英文で作成されて諮問委員会や現地 NGO に示された「NPF South Asia Program Grant Program Guidelines（庭野平和財団南アジアプログラム資金支援ガイドライン）」において、次のようになされている。

貧困とは、人々が基本的人権の行使を妨げられ、生活の諸側面を自らコントロールできないような「力を奪われた（Powerlessness）状況」と考えられる。貧困は物質的な不足および基本的サービスや機会へのアクセスの欠如としてとらえられる。貧困は「安全でない」状態に結びつく。しかしながら貧困は、互いに関連しあう多くの社会・経済的次元をもつ複雑な問題であり、その背景や理由は事例によって異なる。（中略）貧しい人々のエンパワーメントや公正を目指した活動・運動は、その戦略や原理は異なっていても、貧困を撲滅し、人々の幸せを生み出そうとしていることは共通している。

このことから、本プログラムにおける貧困撲滅は、「物質的な不足の充足」にとどまらず、「基本的サービスや機会へのアクセス」を作り出すとともに、人々の「エンパワーメント」を目指している、と言えるだろう。しかしながら、具体的に「エンパワーメント」が何を意味しているのか、については明確な定義がなされていなかったようである。ただ、各国の諮問委員会では、支援先の選定を行う最初の段階で、

---

<sup>7</sup> インタビュー結果および NPF 提出資料

貧困撲滅に向けた「サブテーマ」を諮問委員や事務局、アドバイザーらとの議論を通して決定しており、この「サブテーマ」が「貧困撲滅」や「エンパワーメント」の具体的な中身として考えられていた、と考えられる。各国・各回のサブテーマは次のとおりである。

<インド>

食の安全保障（2004年）、女性とジェンダー（2005年）、周縁化された（Marginalized）人々（2006年）、都市の貧困（2007年）、生計と環境（2008年）、苦悩する子どもたち（2009年）、阻害された女性と子どものための食の安全保障（2010年）、最も貧しい人々のエンパワーメント（2011年）

<バングラデシュ>

阻害された不利な立場にある人々のための食の安全保障（2005年）、先住民の組織能力強化（2007年）、最底辺の人々の貧困撲滅（2010年）

<スリランカ>

国内避難民と人的資源開発（2006年）、トリンコマレー／バッティカロアの紛争避難民およびモネラガラ県の周縁化された人々（2009年）

上記の一覧からは、本プログラムにおける「貧困撲滅」が、食糧や金銭的な充足に加えて、人々の能力向上に重点を置くとともに、様々な公共サービスや機会から取り残されてきた人々、さらには障碍者や女性、少数民族等、差別を受けてきた人々へのアプローチを重視していたことがうかがえる。

それでは、このような「貧困撲滅」の立場から選定された、個々のプロジェクトがどのようなものだったのか。選ばれたプロジェクトがどのようなアプローチで貧困撲滅を目指していたのか、その成果はどうだったのか、について、各プロジェクトの事後評価報告書をもとに、10年間で支援対象となった29団体の全プロジェクトを横断して検証してみたい。その際には、プロジェクトの概要とその結果を表す、5つの視点から見ていく。

- 1) 活動の対象者はどういう人たちか
- 2) どのように支援したか（アプローチ＝物質的・資金的支援か、サービス提供か、能力向上か、アドボカシーか）
- 3) 活動の内容（NGOによる受益者に対する具体的な活動）
- 4) 成果の上がった活動内容は何だったか
- 5) 持続性（活動は持続したか／どのようにして持続可能となったか）

なお、いくつかのプロジェクトは事後評価報告書の記述に該当する項目がなかったため、現地調査での聞き取りや視察結果をもとに補足した。

(次頁からの表 3-2 参照)

表 3-2 支援先 29 プロジェクトの概要

サブテーマ (年)	団体名	活動地域	対象者	支援方法 (アプローチ)	活動内容	効果のあった活動	持続性
インド							
Food Security (2004)	Adhikar	Orissa	貧困層 (農村)	インフラ整備、資材供与、能力向上	チェックダム建設、グループ組織化、各種技術研修、植樹	チェックダム、コミュニティ農業、	一部の支援活動が継続
	BISWA	Orissa	少数民族 (ST)	インフラ整備、能力向上	溜池建設、グループ組織化、技術研修	特に言及なし	支援活動が継続
	JJK	Chhattisgarh	貧困層 (農村)	資機材供与、能力向上	SHG 組織化、収入向上活動、種子貯蔵庫建設、種子配布、研修	意識化、ヤギ銀行	持続性に課題
Women & Gender (2005)	IPER	Kolkata (WB)	貧困女性 (都市)	能力向上、アクセス向上、サービス提供	識字教室、職業訓練、組織化、法律支援、ナイトシェルター	意識化、職業訓練	支援活動が継続
	RDA	West Bengal	貧困女性 (農村) 特に SC、ST 等	能力向上、資材供与、インフラ整備	技術研修、農業畜産インプット供与、小規模灌漑整備	小規模灌漑整備	支援活動が継続
	Vanangana	Uttar Pradesh	貧困女性 (農村) 特に SC、ST 等	インフラ整備、能力向上	チェックダム・溜池建設、組織化、研修	SC グループの組織化と意識化	建設されたインフラの維持管理が課題
Marginalized Group (2006)	AALI	Uttar Pradesh	人権侵害 (特に暴力) を受けた女性たち	能力向上、アクセス向上、アドボカシー	法律・医療・カウンセリングサービス、シェルター、キャンペーン、ネットワーキング	新たな組織の設立、ケースワーカー	一部の活動が継続している
	ACM	Orissa	先住少数民族	インフラ整備、能力向上、資機材供与、サービス提供、アドボカシー	児童教育センター、女性 SHG 組織化、WHS 建設、農業資材供与、ヘルスキャンプ、キャンペーン	児童教育センター、WHS 建設、ヘルスキャンプ	児童教育センター等一部の活動が政府の公的事業に
	Arushi	Madhya Pradesh	障害者	能力向上、サービス提供、アドボカシー	職業訓練 (コンピューター、刺繡等)、教育啓発活動	職業訓練	コンピュータ職業訓練は継続。
Urban Poverty (2007)	Muskaan	Madhya Pradesh	都市貧困層の子ども	能力向上、サービス提供、アドボカシー	児童教育、公立学校への働きかけ、シェルター	全て	支援活動が継続。一部の活動は政府の認可を受ける
	MSK	Uttar Pradesh	都市貧困層の女性と子ども	能力向上、サービス提供、資金提供	組織化、技術研修、収入向上資金提供、識字教育	都市貧困住民の信頼醸成、収入向上資金提供	SHG 継続せず。支援活動もドナー難
	LKITSC	Bihar	都市貧困層 (ムスリム、OBC、	能力向上、アドボカシー	グループ育成、研修、識字教育、Street Play	意識化、生計向上	活動継続せず。SHG も弱体化。

			女性)				
Environment in relation to Livelihoods (2008)	AAA	Jharkhand	農村（山間部）貧困層	能力向上、資材・資金提供、アドボカシー	グループ育成、研修・意識化、森林育成、公的支援スキームとの連携	森林育成、公的支援スキームとの連携	一部の支援活動継続、住民グループの運営能力は弱い
	JCMB	Jharkhand	農村貧困層	能力向上、資材・資金提供、	モデル農場、スタディ・ツアーア&研修、意識向上キャンペーン、荒地再生、グループ育成	薬草グループ育成、荒地再生	住民自身による自立した活動に発展している
Children in Distress (2009)	BS	Bihar	貧困層の子どもたち	施設建設・運営、能力向上、アドボカシー	Child Protection Center 設立運営、研修、意識化	CPC 設立運営	殆ど継続できず。CPCのみ継続。
	SJ	Orissa	先住少数民族の子どもたち	能力向上、サービス提供、資金提供、アドボカシー	ノンフォーマル教育、技術研修、公立学校や保健所とのリンク、グループ育成	野菜栽培、穀物銀行	住民グループの持続性は不明。支援活動継続も政府からの援助に左右。
	Vikash	Orissa	障害をもつ子どもたち	施設運営、サービス提供、能力育成、アドボカシー	障害児リハビリセンターの資機材充実と運営、意識化、	リハビリセンターによる活動	継続には外からの資金的支援が必要
Food Security focusing on disadvantaged women and children (2010)	LS	Jharkhand	先住少数民族の貧困層	能力向上、サービス提供、資金提供、アドボカシー	組織化、研修、意識化、村計画策定支援、キャンペーン	政府による公的支援スキームとの連携	継続には資金的支援が必要。ただし住民グループは継続して活動
	SMS	Jharkhand	貧困女性 (Single Women) とその家族	能力向上、アドボカシー	組織化、研修、公的プログラムとのリンク、キャンペーン	公的プログラムとのリンク	他のドナーからの支援を受けて継続
Empowering the poorest of the poor (2011)	Sahyogini	Jharkhand	煉瓦作りの女性たちとその子供たち	能力向上、サービス提供、アドボカシー	技術研修、保育サービス提供、政府諸機関・プログラムとの連携	女性たちの意識化	政府の公的スキームとの連携
	LEADS	Jharkhand	少数民族の多い農村部の貧困層	能力向上、アドボカシー、資金提供	組織化、研修、政府スキームとの連携、キャンペーン、村落マイクロプランの策定支援	村落マイクロプラン、研修とフォローアップ	他の支援を得て継続。住民リーダーも自立的に活動。
バングラデシュ							
Food security of	Solidarity	Kurigram	貧困層	能力向上、アドボカシー、	組織化、研修、資金提供、政府スキームとの連携	政府スキームとの連携	他のドナープロジェクト

the marginalized and disadvantaged (2005)				資金提供	ムとの連携	連携	エクトとして継続
Capacity Building for Adibashi people towards poverty alleviation (2007)	BNKS	Bandarban	先住少数民族	能力向上 (BNKS スタッフ対象)	研修、スタディ・ツアー	ベースラインサ-ベイ、プロポーザル作成	不明
	SARA	Mymensingh	先住少数民族	能力向上、資金提供	組織化、研修、スタディ・ツアー、ロ-ン提供、助言	ハジョン住民グループ連盟の結成	一部の活動はドナ-を得出継続。ハジョン連盟も継続しているがまだ自立していない。
Alternative Livelihood for the Unreached (2010)	Parittran	Satkhira	Dalit (アウトカーストの人々)	能力向上、サービス提供、資機材提供、資金提供、アドボカシー	グループ組織化・育成、技術研修、施設・機材供与、政府や NGO プログラムとの連携	終了時評価未完	同左
スリランカ							
IDPs and Human Resource Development (2006)	TDDA	Trincomalee	IDPs	能力向上、資機材提供、資金提供	Housing 支援、組織化、技術研修、Fund 提供	住民組織化、Housing 支援	ドナーを得られず継続せず、住民組織は継続
	AOF	Puttalam	IDPs	能力向上	技術研修	不明	不明
Conflict affected IDPs and returnees in Trincomalee or Batticaloa (2009)	AHAM	Trincomalee	IDPs	能力向上、インフラ整備、サービス提供、アドボカシー	組織化、研修、道路整備、政府プログラムとの連携	住民の意識化、道路整備	ドナーを得られた活動のみ継続
Marginalized people in Moneragala district (2009)	UWFWO	Moneragala	農村貧困層(女性)	資機材提供、能力向上、アドボカシー	組織化、農業用井戸掘り、技術研修、マ-ケティング支援、諸機関との連携支援	技術研修、井戸掘り、政府スキームとのリンク	女性グループの活動継続、NGO からの支援はドナーがつかず継続せず

<各プロジェクトの事後評価報告書および 2013 年 12 月の現地調査=インド・スリランカ=報告をもとに筆者が作成>

## (2) 支援プロジェクト全体を通していえること

まず、各プロジェクトの対象者について見てみると、すべてのプロジェクトが、「貧困層」または「取り残された人々（少数民族、障碍者、国内避難民：IDPs、等）となつておらず、貧困削減を主たる目的とした当プログラムの目的に適っていると言える。さらに支援方法（アプローチ）についても、すべてのプロジェクトにおいて対象者の「能力向上」を行つておらず、単なる物質的な支援に終わらず、貧困層や取り残された人々の「エンパワーメント」の実現に寄与していると言えるだろう。また当プログラムでは「権利ベースアプローチ」を重視していたが、対象者の能力向上を図るとともに、公的サービスへのアクセス向上や人々の人権に関する意識向上を行う活動も多く、単なる慈善ではなく、貧しい人々や虐げられた人々の権利を重視するアプローチであったともいえる。

一方、活動内容については、組織化や研修といった共通した側面もあるものの、各種のインフラ整備から施設建設運営、各種サービス提供、資機材供与まで、多岐にわたっている。これは毎年のサブテーマが異なっていることから、当然にそうなったという側面があるが、一つのプロジェクトの中で多種多様な活動を行つておる例も散見され、こうしたケースでは、全ての活動が計画とおりには進まず、一部は実施できなかつたという評価がなされた事例もある。ただしその場合でも、当初の目的をまったく達成できなかつた例はない。

活動の効果という側面では、特に研修や意識化といった「能力向上」に関する活動については、ほぼすべてのプロジェクトで十分な効果が上がつたと評価されている。また小規模なインフラ整備（溜池建設、道路、施設建設等）も、数は少ないが対象層の生計向上に効果的であったと評価されている。さらに政府による公的支援スキームと対象受益者層をリンクさせる活動も、殆どが効果的であったとの評価を受けてい

る。

以上の点から、本プログラムは全体として、対象層の貧困削減に効果を發揮した、と言えるだろう。また単なる機材や物資の供与に留まらず、人々のエンパワーメントや意識の変化をもたらしていることから、効果は一過性ではなく、持続的なものであつた、ともいえる。さらに少数ではあるが、政府が実施する各種支援スキームや公的な施設と連携（リンク）させて、持続的にサービスが受けられる状況を作つていった例もある。

しかしながら一方で、各プログラムの持続性や広がりという点では、全体を通してすべて問題ないとは言えない。物資支援やサービス提供活動（研修含む）については、NPFからの支援が終わつた段階で他のドナーがつかなかつたため、継続不可能であつた、という例が存在する。NGOが受益者に対して継続的にサービスなり物資なりを提供するためには、継続的にドナーが付くか、あるいは政府のサービスと連携して行えるようになる必要がある。3年間の期間中にそこまで可能となつた事例と、それができ

なかった事例が存在する。さらに、NGOからの支援がなくなっても、貧困層（取り残された人々）自身が自分たちで必要なサービスにアクセスしたり、課題を解決できるようになることも、「持続性」の観点では重要だが、3年間のプロジェクト期間で対象層を組織化し、そこまで育てることができた例は一部であり、多くのプロジェクトでは受益者によるグループ活動が停滞しているとの評価になっている。もともと貧困層によって組織されたグループを自立できるレベルまで育っていくためには、NGOの側にかなりの技術が必要であり、3年以上かかってしまう場合も多い。また政府のサービスと連携する場合も、NGOの側にそれなりの経験を必要とする。これらの点を考えると、プロジェクトの活動が持続するためには、3年間の支援期間終了後に向けた準備が必要となる。本プログラムでは再三にわたり「支援期間は3年間のみ」であることを強調しており、支援先NGOの多くはそれを理解して、3年後の持続性確保の方策を考えていた。ただし、活動の成果や進捗状況によっては、支援の延長や他のドナーを紹介する、というNPF側の手立てもあり得たかもしれない。

### (3) 国ごとの特徴

#### 1) インド

インドは2004年度から2011年度まで8年間、毎年支援先プロジェクトを選定しており、その総数は21団体にのぼっている。対象となる地域も北部中部7州にまたがり、その地理的・社会経済的特徴も多様である。さらに、諮問委員会の協議を通じて毎年異なるサブテーマを設定していることから、支援対象者もその活動内容も大変多岐にわたっている。「多様性」がインドでの南アジアプログラムの第一の特徴と言えるが、そうした中でも、どのプロジェクトも活動対象となる人々をSC(Scheduled Castes)、ST(Scheduled Tribes)やOBC(Other Backward Classes)、そしてそれ以外の貧困女性や障害者等、社会の中で「最底辺」あるいは「取り残された人々」に絞っていることが第二の特徴である。そしてこうした人々に対して自助グループ(Self Help Group=SHG)結成を促し、各種の研修を通じて意識化と能力向上を図り、相手に応じて必要なサービスを提供する、というのがほぼ共通した活動パターンであった。

その中では、グループ活動を通じた意識化と、各種サービス提供という2点は、全21団体を通してほぼ共通して効果の上がった活動であった。また、政府の支援スキームとの連携が効果的であったというケースが後半を中心に5件あった。インドの場合、公的な支援スキームはあっても、貧困層・取り残された人々がそれにアクセスできない状況にあるケースが多いと考えられ、意識を高めつつ、アクセスを向上させる活動が有効性の鍵である、と言える

かもしれない。なお、農業関連や教育関連の小規模インフラ整備も効果的であると事後評価で記述されているが、その後の維持管理がどうなっているかを見ないと、本当の意味で効果が持続しているかどうかは不明である。

公的スキームへのアクセス向上は、効果の持続性からも重要であるが、受益者自身の組織化を通じて課題解決能力をつけ、自立的な活動につなげていく、という「出口戦略」があるかどうかも、持続性の観点から重要である。本プログラムの支援先で SHG なり受益者グループなりが自立的に活動を開拓するに至ったことが確実な例は、Muskaan (MP 州) のスラム少女グループのみである。多くのプロジェクトで SHG 育成を行っているが、それらの自立まで持っていくことは難しかったようである。一方で、団体自身が別のドナーを見つけることで、受益者に対して同様のサービスを継続しているケースは 21 団体中 13 団体であり、サービス提供型の活動は NGO 側の不断なドナー獲得努力が必要であることを物語っている。

## 2) バングラデシュ

バングラデシュは 2005 年度 1 件、2007 年度 2 件、2010 年度 1 件の計 4 件のプロジェクトを支援対象とした。このうち 2005 年度と 2010 年度は平野部ベンガル民族の貧困層を対象とした活動であったが、2007 年度の 2 件は同国における先住少数民族問題に焦点をあて、丘陵地帯 (マルマ族) と平野部 (ハジヨン族) での少数民族自身による組織の強化を目指した活動を支援している。これはバングラデシュにおける貧困削減プロジェクトの大部分がベンガル民族中心の NGO によって担われ、少数民族の貧困問題は Mainstream になっていなかった状況においては、大変意味のあることだと考えられる。

一方、2005 年度 (Solidarity) と 2010 年度 (Parittran) においては、中洲 (チョール) 地域の貧困住民や被差別民 (ダリット/アウトカースト) への支援という、バングラデシュの中でも取り残された貧困層をターゲットとしており、受益者層の設定という側面では本プログラムの目的に沿ったものだったと言える。また支援方法として、政府や他の大手 NGO による各種サービス提供スキームと対象受益者とを結びつける活動を行っており、持続性という側面でも適切であった。Solidarity の活動では、Monga という、1 年のうちでもっとも貧困層が経済的に苦しい時期に焦点をあてて、その時期を乗り切るための支援を政府から引き出す、というアドボカシーにも成功している。

しかしながら、各プロジェクトの中で中核の一つとなっている、受益者住民自身による組織の育成については、必ずしも順調にいっているとは言えない面もある。また 2007 年度の 2 件のうちチッタゴン丘陵地帯のマルマ族による NGO の組織能力育成を主眼としたプロジェクトについては、組織強化はま

だ途上であり、多くの弱点がみられたことが事後評価報告で指摘されている。3年の期間で組織の能力向上をすることの難しさが表れていると言えよう。

### 3) スリランカ

スリランカでは支援先4件のうち3件がIDPs（国内避難民）を対象とした活動であった（もう1団体は農村貧困層（被差別民集落）を対象）。南アジアプログラムがスリランカを支援した時期（2006年～2011年）は同国における内戦の最終局面であり（2009年に終結宣言）、多くの国内避難民が生じた時期であった。このことから、「貧困撲滅」のテーマに沿った受益者選定であったと言える。活動内容は仮設住宅や関連設備建設、衛生施設や道路建設、グループ組織化と各種技術研修等多様であったが、その中でもIDPキャンプにおいては、仮設住宅や井戸、道路等が対象者の生活向上に役立っていると評価された。また被差別民集落での活動（UWFWO）については、提供された飲料水用のタンクが現在も使われ、プロジェクトで組織された女性グループが他のNGOの支援を受けつつ現在も着実に活動を続けている。技術研修に関してはUWFWOによる有機農業研修を受けた女性たちが家庭菜園等で活用している例もあるが、IDPキャンプにおける各種技術研修がどれだけ効果的であったかについては、事後評価報告書に言及されていない。研修や意識化の成果は人々の態度の変化という面で直接的に表面化する部分もあるが、技術的な面についてはそれを活用できる環境があるかどうかにも左右されるため、研修を行った成果がすぐに現出するわけではないことに留意したい。

なお、スリランカの場合もインドと同様、政府の公的スキームとリンクさせた場合により持続性が高かった。またグループ活動が継続することで、効果が持続しているケースもある。しかしながら国内避難民への支援については、緊急避難的な物資やサービス提供という側面があり、そもそも持続性をあまり問題にすべきではない部分もあるだろう。

### （4）現地調査から見えてきたこと

本プログラム評価では、インドに2回、スリランカとバングラデシュにそれぞれ1回、現地調査を行い、計9団体（インド5、スリランカ3、バングラデシュ1）を訪問してインタビューを行った（それ以外にインドでは上記以外の4団体に集まつてもらい集団でインタビューを実施）。さらにインド4か所、スリランカ2か所、バングラデシュ1か所では支援先のフィールドも視察している。これらの現地調査を通じて見えてきたプログラムの有効性について、以下に活動内容の種類ごとに記述したい。

### 1) サービス提供（一部資材・施設提供含む）

訪問先プロジェクトの中では、Muskaan（スラムの子供たちへの教育）、IPER（スラムの少女への教育とシェルター提供）、JCMB（荒地再生のための池掘り）、TDDA（IDP キャンプでの仮設住宅と飲料水設備）、UWFWO（飲料水タンク）の各団体が、受益者に対する何らかのサービスや資機材提供を行っている。これらは殆どすべて、受益者層から効果的であったと評価されているとともに、現在も何らかの形で継続している。南アジアプログラムは「権利ベースアプローチ」をとっていることから、直接的なサービスや資機材提供は必要最小限のものに絞られたと考えられるが、いずれも有効なものであったと言える。

### 2) 技術研修

受益者層に対して何らかの技術的な研修を行った団体は、Arushi（障碍者へのコンピュータと刺繡研修）、JCMB（薬草栽培と加工）、LEADS（野菜栽培）、UWFWO（有機農業）の 4 団体であった。このうち、JCMB と UWFWO では、研修を受けた人々がそれを生かして現在も取り組んでいた。また LEADS の野菜栽培研修は実施されたばかりであったが、団体によるフォローアップが行われている。JCMB の薬草栽培と加工についても、団体自身が継続して栽培加工グループに関わり、支援を続けている。このように、技術研修については、研修後に受講者がそれを活用できるよう、フォローアップしていくことが重要である。Arushi の場合、その意識があまりなく、研修受講者がその後どうなっているか、殆ど把握できていない状況であった。

### 3) グループ育成（意識化含む）

訪問調査した 9 団体のうち Arushi と IPER を除く 7 団体で、対象受益者層によるグループの育成や意識化を行っている。これらのグループ活動を通じて、受益者層が生活向上や社会参加により積極的になってきたことが確認されている。またグループの継続性という側面では、スリランカの 2 団体（UWFWO と TDDA）およびバングラデシュ 1 団体（SARA）、そしてインドの 3 団体（Muskaan、JCMB、LEADS）で、現在でもグループが活動を継続していることを確認した。しかしながら NGO からの支援なしに自立的に活動を展開できているのは、Muskaan が育成したスラムの少年少女グループのみであった。Muskaan の場合もプロジェクト終了後の継続した働きかけがあってそこまで到達したものであり、3 年間のプロジェクト期間で SHG の自立まで求めるのは難しいと言えるかもしれない。ただし、受益者グループがどのようなプロセスを経て自立していくのか、そのために必要な指導方法はいかなるものなのか、について NGO 側がある程度明確な考えを持っていることは必要である。バン

グラデシュの少数民族支援を行った SARA の場合、対象であるハジョン族の連盟組織化を行った後、どのように自立へ導いていくのか、その道筋を意識しているように見えなかった。

#### 4) アドボカシー（公的機関だけでなく、社会全体への働きかけ含む）

対象層の抱える課題解決について、政府・公的機関や社会全体への働きかけを行ったのは、9 団体中、JCMB、TDDA、SARA を除く 6 団体であった。このうち Muskaan は公立小学校の教師に対して指導方法の支援を行い、南アジアプログラムの支援期間終了後は政府に働きかけて自らが運営するスラムの教育センターを正式な学校として登録している。このように公的な機関への働きかけや連携は他にも、LEADS（インド Jharkhand 州）が政府の貧困層支援プログラムをプロジェクト対象者層とつなぐ試みを行い、UWFWO（スリランカ）が同じく政府の既存スキームとの連携をめざし、どちらも成功してプロジェクト効果の持続性に貢献している。

一方、社会全体への働きかけとしては、Arushi（インド・Madhya Pradesh 州）が CBR（Community Based Rehabilitation）の一環としてコミュニティへの障害者に関する理解促進を行い、IPER（インド・西ベンガル州）がスラムの子供たちの抱える課題について周辺コミュニティの理解を求める活動を行っている。しかしながらどちらの団体も対象者へのサービス提供が主な活動であり、コミュニティへの働きかけは付随的な扱いとなっていて、その効果を直接確認することはできなかった。特に Arushi の場合、コミュニティへの働きかけはプロジェクト期間の 3 年だけで終了しており、その効果が持続的であるか疑問が残る。（ただし Arushi は団体として大変積極的に障害者の権利向上に努力しており、社会全体への働きかけはずっと継続して行っている）

9 団体を訪問し、加えて 5 団体から聞き取りを行った現地調査全体を通して言えるのは、どの団体も真剣に社会的課題に取り組み、真摯な姿勢でプロジェクト実施に取り組んだことである。すべてが計画とおりに進んだわけではなかったが、各団体ともプロジェクトの中心となる活動は無事行うことができ、さらにその後も継続して同じ地域で、あるいは同じ課題解決のために、活動を続けている。全ての団体が、対象となる最貧困層や「取り残された人々」と直接つき合い、その人たちの能力向上と課題解決に力を注いでいる。南アジアプログラムを通じた 3 年間の支援は、各団体の貧困撲滅への取り組みに間違いなく役立てられており、それを通じて各全国各地域の貧困問題の解決に貢献してきた、と言えるだろう。

### 3-2-2 一食を捧げる運動の広がり

立正佼成会では1980年から「一食を捧げる運動」に取り組んでいる。この運動のルーツは、江戸時代後期にまでさかのぼる。天保年間(1830～1844)、未曾有の大飢饉が続いた際、禊教(みそぎきょう)の教祖・井上正鐵(いのうえまさかね)師が「我、一飯(いっぽん)を捧げて人々の飢えを救わん」と説き、救済に乗り出したことが始まりとされている。そして1974年、ベルギーのルーベンで開かれた第2回世界宗教者平和会議(WCRPⅡ)の宣言文に、先進国の過剰な消費を戒め、少欲知足の生活を促す一文が盛り込まれたことをきっかけに、立正佼成会では青年部を中心に「節食運動」が始まり、1980年には「一食を捧げる運動」として教団全体の平和活動に位置づけられたものである。

この運動は月に数度食事を抜き、その分の代金を「一食平和基金」に寄付していくものである(詳しくは第2章2-1-1参照)。2000年からは「スペシャル・フライデー」として毎週金曜日に同会青年部員を中心に進められてきたが、2008年には「全会員共通の毎月1日・15日」と任意の「マイスキップデー」という形に改められている。この運動による基金の総額は2005年に100億円を超え、一食平和基金による支援先は世界20か国(日本を含む)に上っている。

庭野平和財団「南アジアプログラム」が「貧困撲滅」を目的とした背景には、「分かちあい共に生きる」という「一食を捧げる運動」の精神に立脚している。それは「すべての人びとの悲しみと幸せを分かち合う」という精神である。日本の詩人であり小説家である宮沢賢治は「世界ぜんたいが幸福にならないうちは、個人の幸福はありえない」と述べているが、この「自己の幸福に先立って他者の幸福を求める」という心のあり方は「すべての人間の心と思いの奥深くに内在する精神である」と考えられており、「一食を捧げる運動」に参加する多くの人々のそうした精神によって、南アジアの貧困を撲滅に寄与しようという本プログラムが支えられている、と言えるだろう。

こうした背景から、本プログラムを通じて「一食を捧げる運動」の趣旨を理解し賛同する人々を日本国内および支援先の各国に広げていくことも、活動の一つの目標となっていた。本節では、その有効性について検討したい。

#### (1) 支援先での「一食を捧げる運動」の理解

「一食を捧げる運動」については、英語で作成された南アジアプログラムの概要紹介文書で明確に紹介されている。この概要紹介文書は各国の諮問委員およびプロポーザルを作成した団体すべてに配布されたほか、諮問委員会の開催時や各団体への訪問時(事前調査やモニタリング)には、NPF側から「一食を捧げる運動」について必ず説明を行ってきた。

本プログラム評価の際の聞き取りでは、面会した相手(各国の諮問委員計11名と計

12 団体のリーダー) 全員が、このプログラムが「一食を捧げる運動」によって支援されていたことを覚えていた。そして単に趣旨を覚えていただけでなく、「インドでも同様の運動が以前からあった」「スリランカの寺院でも食を抜いて寄付することが行われている」というふうに親近感をもって受け入れられたようである。またバングラデシュの諮問委員からは、「初めて聞いたとき、とても感銘を受けた。これは誰でも参加できる、大変いい活動だ。バングラデシュはドナーに依存しているが、この考えなら、国内で資金を集めることも可能では、と考えた (Shireen Huq 氏)」と高く評価する声も上がっている。インドの諮問委員 Manabendra 氏も「大変ユニークなプログラムだ」と評価している。

一方、支援先の NGO でも、「プロジェクト担当スタッフや住民も『一食』のことをよく理解したため、無駄なく効率的に計画された活動内容を進める事を努力した」(スリランカ・UWFWO)、「『一食』のことは、よく覚えている。とてもユニークな活動。支援対象である Hajong 族の人たちにも、最初の段階で、これは政府の資金でも大企業のお金でもなく、普通の人たちからの支援だ、ということを伝えた」(バングラデシュ・SARA)との評価を聞くことができた。「一食を捧げる運動」による支援であることが、支援先 NGO にもよく伝わり、その活動姿勢にもプラスの影響を与えたのではないかと考えられる。

では支援先 NGO が実施する活動の対象者（受益者）たちはどうであったか。SARA の支援先である Hajong 族による連盟組織のリーダーたちは、「一食を捧げる運動」によって支援されていることをよく覚えていた。これは、2012 年に実施された「一食研修ツアー」（後述）で日本人が訪問したことによる影響とも考えられる。それ以外に訪問したプロジェクト地のなかでは、スリランカの現地で「一食を捧げる運動」のことを知っている、という受益者に出会った。もともと NPF 側では「一食を捧げる運動」を支援対象先の受益者まで広げていく意図はなかったと考えられるが、NPF の担当者がモニタリング等で現場訪問した際には、必ず「一食を捧げる運動」について言及するようになっていたとのことである。

バングラデシュの諮問委員 Iftekal Zaman 氏は、「ファンドの額は小さいが、ハートのある支援だ。日本の一食を捧げる運動運動参加者たちとバングラデシュの現場を繋ぐ活動が必要（バングラデシュの諮問委員・Iftekal Zaman 氏）」と語っている。南アジアプログラムが日本の普通の市民によって支えられていることから、研修ツアーのように、日本の支援者たちを、支援先の現場の人たちと結びつける努力をさらに行つてもよかつたかもしれない。

## (2) 日本における「一食を捧げる運動」の広がりへの貢献

10 年間のプログラム期間中、立正佼成会「一食を捧げる運動」では、2008 年（インド）と 2012 年（バングラデシュ）の 2 回、運動実践者を対象とした研修ツアー（一食

研修ツアー）を行っている。参加者は立正佼成会の各教会から選ばれた会員と同会若手リーダー育成機関である学林光澍生、立正佼成会職員および佼成出版社の記者、そして事務局として庭野平和財団職員が加わり、総勢 15 名（2008 年）、同 12 名（2012 年）であった。各回の概要は表 3-3 のとおりである。

表 3-3 研修ツアーの概要

	2008 年	2012 年
行先	インド	バングラデシュ
期間	10 月 31 日～11 月 10 日	10 月 19 日～10 月 30 日
参加者（男・女）	15 名（10・5）	12 名（10・2）
訪問先 NGO	MSK（ウッタル・プラデーシュ州）、ACM（オリッサ州）	SARA（マイメンシン県）
主な活動	活動地訪問・視察、住民グループとの対話、文化プログラム、NGO リーダーとの話し合い	事務所訪問、ハジョン連盟委員との面会、先住民グループと面会、交流
その他の訪問先	諮問委員との面会、ガンディー廟、遺跡、マザーテレサ教会訪問等	諮問委員との面談、諮問委員の団体訪問、シャプラニール訪問、視察、ダッカ市内観光

このツアーには佼成新聞の記者が同行し、全行程を取材して、帰国後にそれぞれ新聞 1 面全体を使って報告記事を書いている（2008 年 12 月 21 日付第 3 面、2012 年 11 月 18 日付第 6 面）。南アジアプログラム全体の概要や対象国についての紹介の後、ツアード訪問した NGO の活動地域の状況、視察した活動の内容、受益者との話し合いや交流の様子などを紹介し、さらに参加者の感想を載せている。

2014 年 5 月 1 日、立正佼成会本部にて上記研修ツアーの参加者から話を聞く機会があった。来て下さったのは、2012 年バングラデシュツアー参加の 2 名（教会員 F さん＝男性および当時学林光澍 生だった O さん＝女性）と、2008 年ツアーに佼成新聞記者として参加された K さん（女性）、計 3 名だった。インタビューの内容を次に記す。

＜今でも覚えているツアーの場面は？＞

- ・ バングラデシュに着いた日がちょうどお祭りの日で、女性たちがとても着飾っていた。「貧困国」バングラデシュのイメージと違っていたので、今でも鮮明に覚えている。（O さん）
- ・ 先住少数民族であるハジョンの人たちと話し合った時、原爆や広島のこと、そし

て大震災のことを聞かれた。日本の宗教についていろいろ話ができたこと。(Fさん)

- ・ 女の子が 11~12 歳で結婚し出産する、ということを聞いてショックを受けた。一方、村で仲良くなつた 15 歳の女の子が携帯電話を使っていた。(O さん)
- ・ 「朝日が昇った時、挨拶をするのか?」と聞かれたこと。(F さん)

<どんなことをツアーで得たと思いますか?>

- ・ 「どんな時が一番幸せ?」と村の女の子に聞いたら、「家族みんなでごはんを食べている時が一番幸せ」と言われた。今の日本人は果たしてそういう面では幸せなのだろうか?と考えた。(O さん)
- ・ やはり実際にやってみないとわからないことが多い。(人が多くて貧困だ、というイメージだった) バングラデシュに行ったことで、Naripokko(諮問委員 Shireen 氏の団体)のように女性の地位向上にがんばっている団体があつたり、SARA のように虐げられた人々のために活動する団体があつたり、多様なイメージを持つことができるようになった。(F さん)

<帰国後、どんなことをしましたか?>

- ・ 学林光澍の寮で毎週金曜日夕方に行っている法座で、バングラデシュの話をする機会が何度かあつた。その後も寮から続けて、一食の研修ツアー参加者が出ていれる。自分自身は、それまで「一食を捧げる運動」に半ば無自覚的に参加してきたが、バングラデシュから帰ってきて、それが何のためなのか、自覚的に参加するようになった。(O さん)
- ・ 教会でツアーの映像報告会を行つた。大変反応がよく、多くの質問がでた。自分自身は、一食平和推進委員会の事務局員だったのが、今年から事務局長をやるようになつた。教会の宿直の時にもバングラデシュの話をするようになった。(F さん)

<同行取材をしていて、印象に残つたことは?>

- ・ ツアー参加者は皆さん、毎日毎日、夜遅くまで議論していた。貧困とは何なのか、なぜこういう問題が起きるのか、自分たちはどうすべきなのか、等々。そして実際に現場を訪問したことで、インドに対する見方や、貧困に関する考え方方が変わつた、という方が少なくなかつた。(K さん)

<帰国後の報告記事の反響は？>

- ・ 読者からのハガキが届き「一食の支援先が具体的によくわかった」という感想をいただいた。また記事を読んでインドに行きたくなり、実際に 3 年後に訪れた人もいる。一食の募金運動をする時に、記事を紹介する、というグループもあると聞いている。(K さん)

<今後について等>

- ・ ゼひこのような研修ツアーを続けてほしい。特に若い人たちに行ってもらえば、周りの人たちにも大きな影響を与えることができる。(F さん)
- ・ このプログラムが終わっても、南アジアの人たちとのつながりを何らかの形で続けていきたい。(K さん)

研修ツアー参加者のお話を聞くと、現地を訪れ、直接に支援先 NGO や受益者の人たちと会ったことが、大きなインパクトを持っていることが分かる。それが、「一食を捧げる運動」への理解と支持を強固にし、周りの人たちにも運動への理解を広げていくことに繋がっている。そうした面からは、研修ツアーが 10 年間で 2 回のみ、というのではなく、勿体なかったように思える。もちろん企画実施する手間を考えると頻繁に行なうことは難しいかもしれないが、一部を外注する等して手間を減らすことで、2 年に 1 回くらいは実施できたのではないか。

ツアー参加者の声を聞いてもう一つ気がつくのは、一食を捧げる運動と南アジアプログラムが、日本的一般市民と南アジアの草の根の人たちとをつなぐ「架け橋」になっていることだ。南アジアプログラムは、他の多くのドナーによる支援と違い、日本の生活者一人ひとりが、一食一食を抜き、思いを込めながら積み立てた寄付が集まつたものである。「一食を捧げる運動」についてバングラデシュの諮問委員が語っていたように、「ハートのある支援」であることをより具現化するために、支援する日本の人たちとそれを受けける現地の NGO や受益者の人たちが、何らかの形でつながっていけるような活動を、もう少し実施してもよかつたかもしれない。ツアー参加者たちが、「毎晩遅くまで議論しながら」「帰国後も鮮明に覚えている出会い」があり、それが日本の自分の場での次の行動に繋がっている、という事実は、「南アジアプログラム」がもつ潜在的な可能性を表しているように思う。

### 3-2-3 NGO に関する情報集約・発信

南アジアプログラムのひとつの目的に、南アジアの NGO に関する情報集約と発信がある。

これについては、ごく一部の団体への情報提供の機会を除き<sup>8</sup>適切に実施できなかった。プログラム開始当初は、日本の多くのNGOにとっては、現地NGOとパートナーシップをくんで事業に取り組むという形態はまだあまり行われておらず、また日本における南アジアのNGO情報が限られている中で、この目的の設定はそれなりの意義があった。しかし、データの更新や維持管理にかなりの労力とコストが伴うこと、事務局の実施体制ではそれらに対処することが難しかったことから不十分な結果に終わっている。

南アジアプログラムの全体像に鑑みると、NGOの情報発信がプログラムの目的のひとつになるかどうかについては疑問を呈したい。計画された活動や実施してきた活動を見ると、NGO情報の発信は意図された目的というよりも波及効果的な意味合いが強いのではないか。ただし、今後は、これまでの取り組みをまとめ、出版することなどの活動を通し、南アジアのNGOに関する状況を関係者に伝えることが可能であろうし、その意義は大きい。

### 3-3 プログラムの実施プロセスの妥当性

#### 3-3-1 実施組織・体制

南アジアプログラムの組織体制は、NPF事務局を中心に「現地諮問委員会(Consultative Committee)」ならびに「選考委員会」が組織化されている。また専門的見地から事務局に対するアドバイスを行う契約を「シャプラニール＝市民による海外協力の会」と結び、随時アドバイスを得た(図3-1、委員会およびアドバイザーの名簿は巻末資料3、4のとおり)。

##### (1) 現地諮問委員会

現地諮問委員会(以下、CC)は、インド(4名)、バングラデシュ(5名)、スリランカ(3名)各国において、NGO活動や人権、開発、ジェンダーといった分野の現地の専門家、有識者、活動家によって編成されている。CCの主な役割は、本プログラムの各国における展開の方向性を諮問することに加え、サブテーマの設定、支援状況のアドバイス、問題が生じたときのアドバイスである。一口に「貧困削減」といっても、各国、各地域の歴史・社会・政治状況の違いにより、支援にあたり留意すべき点は異なる。例えばNPFの報告によると、「広大な国土の上、多様な民族と言語を擁し、また社会開発についてはガンディーやその後継者による独特な理念と活動方法の長い歴史を持つため、それらを繊細に尊重しつつ、理解を持って支援事業を行う必要があった」<sup>9</sup>という。また、スリランカは当然のことながら国内紛争を背景とし

<sup>8</sup> トヨタ財團(2009年)、シャプラニール(2009年)

<sup>9</sup> NPF提出資料

た民族的、宗教的、政治的な社会構造を適切に理解することが求められた<sup>10</sup>。その意味で、各国諮問委員の働きは本プログラムにとってなくてはならない存在であり、本プログラムがめざす「相手に寄り添う支援」を可能にした仕組みのひとつと位置付けられよう。CCについては、委員の入れ替えを検討すべきであったこと、モニタリング業務においてCCの活用を図るべきであったことなどの意見がある。委員の任期を機械的に決めておくことはなじまないかもしれないが、プログラムのテーマ設定や社会事情の変化に対応して、委員を変えることは検討の余地があつただろう。

### (2) 選考委員会

選考委員会は、NGO選定の最終段階にあたる「プロポーザル審査」を行うもので、立正佼成会一食平和基金事務局長に加え国内の有識者の計5名から構成される（巻末資料5参照）。選考委員の専門分野ならびに知見を有する分野は、農村開発、南アジア地域、NGO組織、人権・ジェンダー、宗教／社会貢献と多岐にわたり、本プログラムの選考プロセスに必要な観点からの審査を適切に行うことができる人材であった。

### (3) 事務局

事務局の体制は、事務局長、事務局員（プログラム・コーディネーター1名）、委託プログラム・オフィサー（1名）、会計担当（NFP会計担当が兼任1名）の計4名から成る。委託プログラム・オフィサーは2008年から加わったもので、インド、スリランカを担当した。2-3に示すような実績を管理する事務遂行は、当初は実質、事務局員1名が担ってきた。支援対象NGO選定までのプロセスと支援開始後のプロセスにおいて、事務局に果たすことが期待された役割には以下のようなものがある（なお各業務の詳細については3-3-2選定プロセスを参照）。

#### NGO選定まで

- ・ NGOに関する調査・情報収集（ロングリスト作成）の実施業務
- ・ 諮問委員会の実施業務
- ・ ミドルリストの作成
- ・ コンセプトペーパーに対するコンサルテーション
- ・ ショートリストの作成
- ・ プロポーザル作成に対する助言
- ・ 最終選考委員会の実施業務

---

<sup>10</sup> スリランカの北部、北東部における社会福祉組織やNGOについての情報収集は、北部のLTTE総括地域内で活動を展開するタミール人である諮問委員（ナバラトナラージャ氏）の協力のもと可能となった。

### 支援開始後

- ・ モニタリングの実施業務
- ・ 送金業務
- ・ プロジェクト評価の実施業務

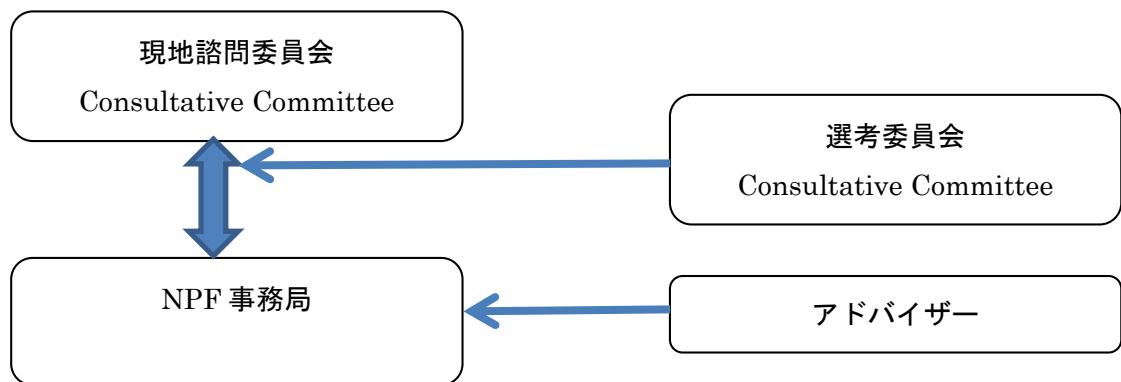
これらの業務は 3 か国に対し同時に行われるもので、例えばモニタリングに関しては、年 1 回（2008 年まで）もしくは年 2 回（2009 年以降）現地を訪問し、活動のチェックやコンサルテーションを行っている。選定プロセスにおける現地業務を加えると、最大時には 16 の団体を対象に行ったという。2008 年以降は委託プログラム・オフィサーが加わり大きな戦力となっていましたが、それでもスタッフ 2 名でこれらの業務を遂行することにはかなり負担が大きかったのではないかと推測できる。インタビューからは、アシスタントやインハウスコンサルタントの必要性や、モニタリング業務における CC の活用、現地コンサルタントの活用、NGO 同士の *peer evaluation* といったアイディアも提示された。本プログラムのような支援事業をチェックするマネジメント機能としては、①その支援金の使途の監視（モニタリング）と②実施途中の活動が計画どおり行われているか、ターゲット・グループに届いているかといったプロセス評価の二つが必要であろう。それを 2 名のスタッフですべての対象 NGO に行なうことは無理がある。10 年間の途中で、これらマネジメントの仕組みを対象とした中間評価の仕組みがあれば、事務局スタッフの負担軽減とより適切な運営が可能になったのではないか。ただし、「3-2 有効性」で詳述したように、実施体制が有効性を著しく低下させているわけではない。つまり、負荷の高い体制の中で業務を遂行した事務局の能力は高く評価されるべきであろう。

#### (4) アドバイザー

アドバイザー契約は、南アジアにおける活動の専門集団であるシャプラニール＝市民による海外協力の会と締結し、本プログラム開始当時代表を務めていた大橋正明氏（現聖心女子大学教授）が実施的なアドバイザーとして活動してきた。プログラム開始前の現地事前調査をはじめ、諮問委員会委員の選定、対象国の選定、サブテーマ設定の仕組み等、特にプログラム形成時における同氏の貢献は大きい。プログラム開始後は、モニタリング・評価の仕組みづくりや CC 会議への出席、選定プロセスのリスト（ミドル、ショート）作成に対し、適宜アドバイスを行ってきた。本プログラムが、ある意味、理想に近い形での選考プロセスを導入できた背景には、大橋氏のそれまでの南アジア支援の経験を踏まえた知見が反映されているのではないかと思う。なお、大橋氏は 10 年間の本プログラム全体を振り返って、「ドナーである立正佼成会や庭野平和財団の謙虚な姿勢が、私や現地諮問委員が活動しやすい環境を作り出してくれた、と思う」と語っている。本プログラムの仕組みづくりに大きな役割を果たしたアドバ

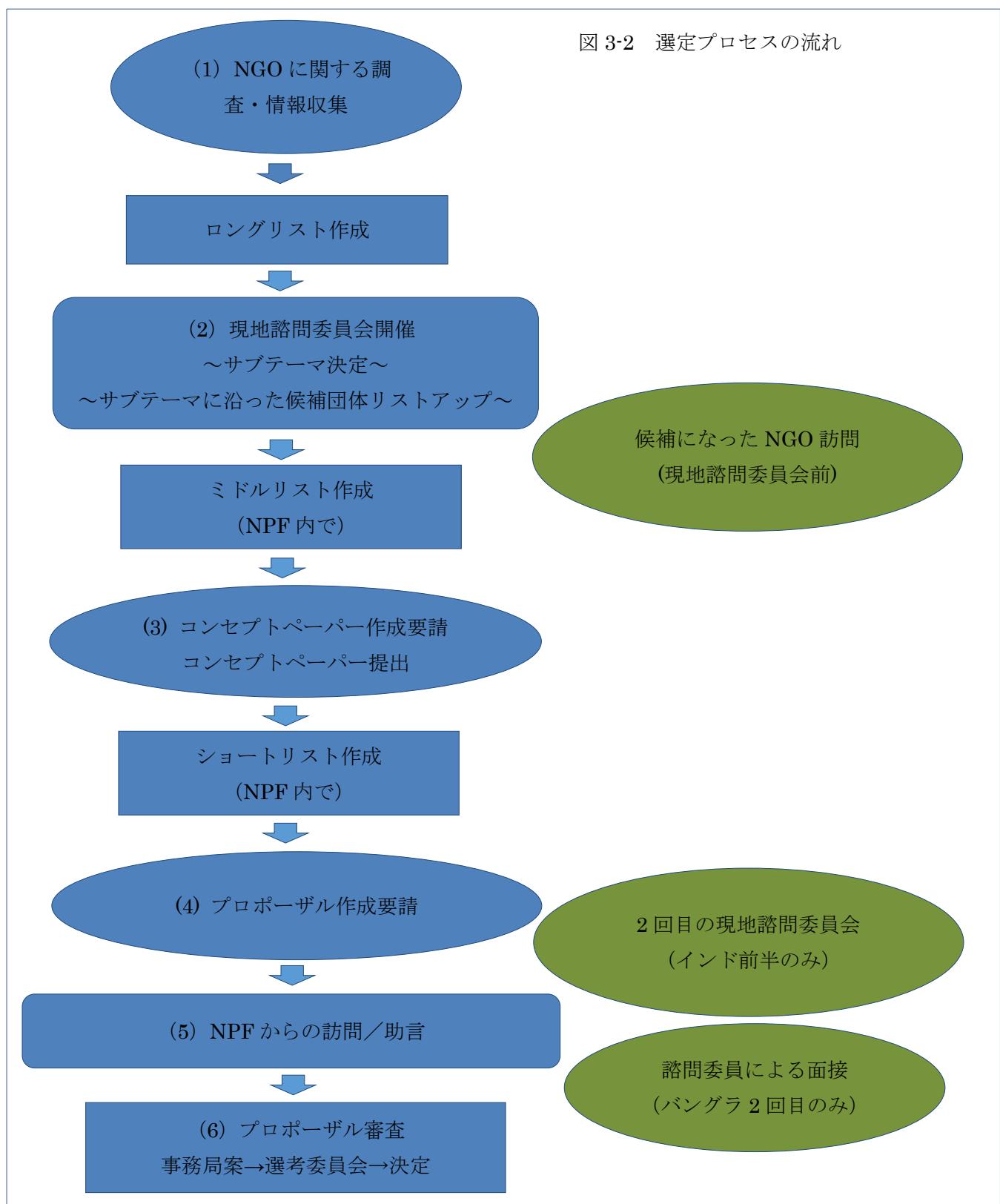
イザーのコメントとして傾聴に値するものであり、現地のノウハウを持った人材の有効活用を図ることの重要性が示唆される。

図 3-1 組織体制



### 3-3-2 選定プロセス

最初に、支援先となる団体がどのようなプロセスを経て選ばれてきたか、資料や担当者からの聞き取りを通じて得た情報をもとに図示すると、次のようなになる。



まず全体を通しての特徴と言えるのは、南アジアプログラムによる助成先は広く一般公募によって選ばれるのではなく、プログラム側の指名による少数の団体によるプロポーザル競争によって選考される、という点である。これは対象となるインド、バングラデシュ、スリランカには膨大な数の NGO が存在する一方、支援するプロジェクトは「貧困撲滅」に資する、「権利ベースアプローチ」でかつ、その年ごとにサブテーマがある、という絞られたものになることから、選考方法として妥当であったと言える。公募にした場合、必ずしもこちら側の意図（アプローチやテーマ）を理解してそれに沿ったプロポーザルが来るとは限らず、むしろタイトルだけテーマに合わせた中身のまったく伴わない申請書が大量に来る可能性も高い。その点から、こちら側で候補になりそうな団体をある程度絞った上でプロポーザル作成をしてもらう、という形で適切であったと考える。

次に挙げられる特徴は、助成団体側が積極的に現地に出かけて、意見交換や調査を行っている点である。現地で長年 NGO 活動に取り組み、深い知見をもったリーダーたちを諮問委員に迎え、サブテーマ決定やプログラムの進行に対してアドバイスを求めるとともに、自ら候補となった団体に足を運んで実情を直接的に調査している。こうした積極性は、団体やプロジェクトの選択にあたって現地の知見を最大限活用するとともに、現場の実情を把握して、能力や信頼の点で問題のない NGO を選択するという面で、大変有効であったと言えよう。ただし、このようなプロセスをとることで、「日本にずっと居て受け身でプロポーザルを待つ」形と比べて、格段に手間と経費がかかっていることも確かである。各国の諮問委員からは、現地での訪問調査は大変有効だが、日本から毎回訪れるのではなく、現地側に何らかのチームを作つてそこに任せたほうがよかったのでは、との意見も出された。

それでは次に、このプロセスの各段階に沿つて、内容を詳細に見ていくたい。

### (1) NGO に関する調査・情報収集（ロングリスト作成）

こちらから指名してプロポーザルを作成してもらうためには、現地で信頼できプロジェクトを実施できる能力のある団体をあらかじめリストアップしておく必要がある。NPF ではプログラム開始時に、インド、バングラデシュ、スリランカそれぞれで現地の人材に協力してもらい、NGO 調査（ロングリスト作り）を行つた。インドについてはアドバイザーである大橋正明氏が知己の NGO 活動家の人脈を通じて、組織情報を記載するフォーマットシートを対象 7 州の NGO に横断的に回覧し、一挙に多数の NGO 情報を収集するという形をとつた。その上で Asian Resource Foundation の Abdus Sabur 氏が 2 回にわたつて 7 州を現地調査し、各地のキ-パ-ソンからの聞き取りや現地訪問を通じて、計 200 団体をリストアップした。バングラデシュでは、南アジアプログラムのアドバイザーとなつた日本の NGO シャプラニールの現地事務所が中心となって調査を行い、団体規模と信頼性を基準に 15 団体をリストアップし、各団体を訪問調査した上で 8 団体に絞つて第一回諮問委員会に提案している。またスリランカでは、

インドの諮問委員であるアニール・シン氏が現地を訪問調査し、同様のロングリストを作成している。

このロングリストは最初の段階で候補を絞る際の Reference として役立っている。ただし時が経つにつれて内容が古くなってきたこと（特にインド）や、設定されたサブテーマに沿った団体があまりなかった（バングラデシュ 2 回目）ことから、次第に諮問委員のほうから、サブテーマに沿った活動をしている団体を候補として挙げる形になってきた。このことを考えると、ロングリスト化は初期段階では役立ったが、それ以降はあまり役立っていないかったと言える。ただし、プログラムを始める最初の段階で、対象国・地域の状況と NGO の概要を知る、という側面では、この現地調査も意味があったと言えるだろう。

なお、初期においては選考にあたり候補の条件を設定している。これは「組織の予算規模が中程度の NGO が望ましい」「海外からの支援金を受領するための法的登録を所持していること」「宗教的、政治的、イデオロギー的な活動主旨を持つ NGO でないこと」である。また原則ではないが望ましい候補の資質条件として「理事や代表者による独裁的な組織運営でないこと」「組織構成や活動内容においてジェンダー・センシティブであること」「組織構成員のカーストなど社会階層が上位で占められている等、著しく偏重したものでないこと」なども挙げられている。

## (2) 現地諮問委員会

諮問委員会の大きな役割は、毎回のサブテーマを決めることがだった。全体テーマである貧困削減は大変大きな課題であり、複雑な側面をもち、様々なアプローチが考えられる。よって、支援先プロジェクトを絞るにあたっては、サブテーマを決めることが有効であった。そして諮問委員という、それぞれの国の実情や NGO の現況に深い理解がある人材が話し合うことで、毎回、適切なサブテーマが選ばれたと考えられる。

諮問委員会のもう一つの役割は、選ばれたサブテーマに沿った活動のできる NGO を推薦することであった。これは特に後期になって、当初のロングリストが古くなってきたため、より重要になった。実際に、インド、バングラデシュ、スリランカ 3 か国とも、後半では諮問委員が推薦した NGO が最終的に選考されるケースが増えている。この意味でも、現地で多くの NGO とネットワークがあり、自身も活動経験が長い人材に諮問委員となってもらったことが、効果を上げたと考えられる。

なお、インドでは 10 年間のプログラムの前半の期間、それぞれの年度の後半に 2 回目の諮問委員会が開かれている。これは選考プロセスの途中経過（特にショートリスト後のプロポーザル作成状況）を報告することが主で、諮問委員からの助言を受けることが目的だった。一方、バングラデシュの 2 回目の選考（先住少数民族への支援）の際は、候補となった NGO の代表者にダッカに来てもらい、諮問委員による面接を行

っている。これは後にも先にも、この時の諮問委員会だけの活動だった。その面接結果は諮問委員からのコメントとして最終選考前に日本側に伝えられた。

(3) コンセプトペーパー作成／(4) プロポーザル作成

諮問委員から推薦のあった団体やロングリストに載っている団体から、NPF 事務局でその年のサブテーマにあった活動ができそうな団体を選び（ミドルリスト）、まず「コンセプトペーパー」作成をお願いした。なおその前に、推薦のあった団体でプロフィールがあまり明確でない場合は、各団体に対して、プロフィールの提供を要請している。そしてコンセプトペーパーが提出されると、同じく NPF 事務局で選考し（ショートリスト）、選ばれた団体にプロポーザル作成をお願いすることになる。なお、このミドルリスト、ショートリスト作成の過程には大橋アドバイザーが助言を行っている。コンセプトペーパーとプロポーザル、それぞれに必要とされる内容（項目）は次のとおりである。

<コンセプトペーパー>

- ・支援を受けたい活動の中心
- ・問題の背景と活動の対象層
- ・活動地とテーマを選定した理由
- ・プロジェクトの目的、期間、期待されるアウトプットとインパクト
- ・活動計画と予算概算
- ・そのプロジェクトにかかわる人材の専門性や経験
- ・その団体が加入している NGO ネットワーク

<プロポーザル>

- ・プロジェクト名
- ・申請団体の概要
- ・プロジェクトの背景と問題設定
- ・目的
- ・活動計画
- ・詳細な予算
- ・期待されるアウトプットとインパクト
- ・NPF からの支援終了後の持続に向けた戦略や計画
- ・プロジェクト担当者の履歴
- ・プロジェクトに参加する他の団体
- ・他のドナー等からの支援受け入れや申請状況
- ・職員と役員リスト

- ・直近の役員会議の議事録
- ・直近の年次報告と会計監査報告

上記から、コンセプトペーパーではその団体が考えるプロジェクトの概要を聞き、プロポーザルではより詳細な計画・戦略を聞くとともに、団体としての信頼性を再確認する、という流れになっていることがわかる。対象を絞り込むためには必要なプロセスと考えられるが、申請団体にとっては、文書作成を 2 回することになる。しかしこれについて過度の負担だったという声は出でていない。

#### (5) 現地訪問、助言

全体の選考プロセスの中で、もっとも重要なユニークと考えられるのが、最終選考を行う前、プロポーザルを作成している段階の相手団体を訪問していることである。申請団体としては、NPF・SAP がどのような考え方で支援をしようとしているか、直接知ることができる機会であり、一方、NPF 側にとっては、その団体の実際の姿を知る機会となった。インドでこの訪問を担当したプログラム・オフィサーの Nabin Aryal 氏によると、団体を視察する際に気を付けたポイントは、「これまでどんな活動をしてきたか」「スタッフの態度や脂質はどうか」「組織のあり方は極端なトップダウンではないか」「特定の政治や宗教に偏っていないか」「リーダーの考え方はどうか」だったという。また実際に活動している現場にいて、受益者と会うことも重要だったとのこと。その NGO が本当に村人と一緒に活動しているかどうかは、現場に行かないとわからない、とのこと。こうした訪問・インタビューと観察による結果はまとめられて事務局に送られ、最終選考の際の参考とされている。

なお、同じように事前に団体訪問をしてきた NPF 職員の仲野氏によると、支援が始まると、どうしても「ドナーと受益団体」の関係になってしまふ。そうなる前の段階で、その団体がどのような考え方でどう活動しているのかを知るとともに、できるだけいい関係を作りたい、と言う。そのためには、各団体 2 日というのは、どうしても急ぎ足になってしまい、時間的には足りなかつたように感じる、とのことである。

これは次節の「選定後の支援体制」とも関連するが、この南アジアプログラムによる現地 NGO 支援が、ドナーによる単純な資金支援ではなく、中身をともに作っていく「パートナー」としての支援関係を目指すものであるなら、仲野氏の言うように、そしてナビン氏が実践してきたように、具体的な支援が始める前から相手と信頼関係を作っていくことが、その後の活動の成功にとって重要なのではないだろうか。

## (6) 最終選考

最終選考は東京において、5名からなる選考委員会で行われている。ここに出されるプロポーザルには、NPFの事務局からコメントがつけられており、事務局からはどの団体を選考するか、についての案も出されている。選考の基準は次のとおり。この基準は申請団体に公開されている。

### <プロジェクトの中身>

- ・プロジェクトの目的が SAP の目的やプライオリティに合致しているか？
- ・プロジェクトは地域のニーズを踏まえているか？
- ・プロジェクトの方法論は適切でかつ効果的か？
- ・コミュニティにおける調和を促進する形になっているか？
- ・多様な取り残された人々・不利益を被っている人々を包摂しているか？
- ・ジェンダーについて意識的になっているか
- ・コミュニティの参加を促しているか
- ・長期的な持続性があるか
- ・期待される社会的インパクトは何か
- ・予算は現実的か

### <申請団体の信頼性>

- ・事前に伝えられた南アジアプログラムの「適格性基準」に合致しているか
- ・申請しているプロジェクトを実施できるだけの過去の経験があるか
- ・持続性のために、自身の資源の活用や他のファンドソース、特に地域の草の根からの貢献を探っているか
- ・団体のガバナンスがジェンダーや多様性を意識しているか
- ・適切な人事や財務の管理運営システムをとっているか

選考基準としては、明確かつ重要なポイントを網羅しており、妥当なものだったと言える。実際の運用についても、選考された団体を見る限り、問題なかったと考えられる。

上記のプロセスを詳細に見てきた結果として言えるのは、この選考プロセスが大変よく練り上げられており、対象国の NGO の実情に適合し、現地の状況をできる限り反映しつつ、ドナーとして最低限守るべきスタンスを保持している、理想的なものではないか、という点である。ただしこれを実施していくにあたっては、文書を読み込むとともに、現地にも何度も足を運び、視察や話し合いをする必要があり、事務局にとっては、大きな負担になっていたことも否めないだろう。事務局の人員体制を増員す

るなり、現地側にアウトソースする部分を増やすなりするか、あるいは選考を毎年行わない（インド）といった変更がもしかしたら必要だったかもしれない。

### 3-3-3 選考後の支援体制

最終選考を経て支援先が決まった後は、実施団体と NPF の間での契約書が締結され、第 1 回目送金が行われて、実施団体は活動を開始する。その後 3 年間は、基本的に次のプロセスを繰り返すことになる。

- 1) 実施団体からの半期ごとに活動報告書と会計報告書の提出
- 2) NPF から半期ごとに送金
- 3) NPF から年 1~2 回、モニタリングチームが来訪

そしてプロジェクト終了後 1 年以内に NPF による事後評価が行われる。この評価は主に NPF のプログラム・オフィサー／アドバイザーに実施団体の担当者が加わる形で実施されたが、場合によって第三者（コンサルタントや他団体のリーダー等）が加わるケースもあった。

プロジェクト終了後の事後評価については別の章で扱うため、ここでは上記 3 つのプロセスについて妥当性を見ていくこととする。なお、バングラデシュの 2 回目支援（2009 年度）では、この時に限って PST（プロジェクトサポートチーム）が現地で形成され、モニタリングや助言にあたった。これについても（4）として付記したい。

#### （1）活動報告書・会計報告書の提出について

本プログラム評価では、すべてのプロジェクトについて活動報告書と会計報告書の提出状況を確認することは出来なかったが、プロジェクト事後評価報告書のなかで活動報告書・会計報告書の提出について触れている事例があり、そこからは、スリランカの一部の団体で半期ごとの活動報告書・会計報告書を規則的に提出していなかったことがわかる。また半期ごとの報告を受け取る前に半期分の資金を送金したケースもインドおよびスリランカで見られる。毎年 1 回 NPF 側が現地を訪問して実施団体と話し合い、現場も視察していることから、基本的な信頼関係が作られていると考えられるが、それであっても、当初合意されている半期ごとの報告書が規則的に提出されなかった場合は、強くリマインドしていく必要があったのではないだろうか。

活動報告と会計報告については、NPF の側から事前に様式を決めて、それを使つてもらう、という形はとられていない。会計報告については当初様式を決めようという動きもあったが、インド諮問委員から、「NGO にとってはドナーごとに異なる様式で報告するため事務作業が煩雑になる。会計については団体として毎年監査をしているはず」という理由で、共通様式の使用は取りやめになったという。しかしながら、

経験の浅い中小 NGO にとっては、活動報告にしても、会計報告にしても、論理的かつわかりやすい報告書を作るノウハウを持っていないことが想定される（実際、スリランカの支援先 NGO からは、会計についてのアドバイスや共通様式が必要だったとの声があがっている）。わかりやすく漏れのない報告を短時間で作ってもらうためにも、報告書様式を NPF 側で用意したほうがよかつたのではないだろうか。

なお、年 2 回、すべての支援先団体の会計報告書と活動報告書をチェックして、コメントをしていくのは、かなり大変な作業量になる。これを 1 名の担当者が行っていくのは無理があり、増員が必要だったかもしれない。

### (2) NPF からの送金について

送金については、どの団体に対しても定期的に滞りなく行われ、問題にはならなかった。ただし上述のように、会計報告を受け取る前に送金した事例のなかでは、NPF 側に相談せずに当初計画にない活動に資金を使用した団体があった。これは会計報告のチェックと送金とが連動していなかったことと、会計チェックの中身が不十分であったことの表れであると考えられる。会計報告書に書かれていることが実際の支出を反映しているかどうかは、現地でモニタリングしないと分かりにくいが、少なくとも当初計画とおりに使われたか、金額に過小や過多がないか、は会計報告をチェックすることで見えてくる筈である。送金と連動した形で会計報告のチェックを強める必要があつただろう。

### (3) 現地モニタリングについて

本プログラムでは、年 1 回、NPF から担当者（プログラムオフィサー）が現地に出向き、支援団体事務所や活動地域を訪問してモニタリングを行っている。各団体でのモニタリングに費やした時間は各回 1~2 日間。事務所でリーダーや担当者の話を聞くとともに、活動現場を訪問して、受益者へのインタビューや観察を行っている。そして NGO 側からの質問を受けるとともに、NPF 側として気づいた点や助言を伝えている。また会計帳簿や証憑についても、簡単ではあるが現物をみてチェックを行っている。

本プログラム評価で支援先 NGO から直接話しを聞いたところ、このモニタリングについては各団体からの評価が高かった。訪れたプログラム・オフィサーが親身になって相談に乗り、的確な助言を行ったことが、高評価の理由であろう。少なくとも日本の助成団体で、海外の助成先に直接出かけて相談をうけ、アドバイスを行う例はまだ少ないとと思われる。この現地モニタリングについては、特に後半でプログラム・オフィサーとしてインド・スリランカを担当した Nabin Aryal 氏に対する支援先団体の評価が高い。Nabin 氏は支援先団体を「パートナー」だと思って関係を築いていったという。当初は年 1 回だったが、それでは足りないと考え、2009 年からは年 2 回に

増やした。それでも相手団体からは「足りない」と言わされたこともある。また当初はモニタリングの記録もなく、現地からのレポートに対するフィードバックも殆どなかったようなので、自ら行うようにしたという。

もう一人のプログラム・オフィサーである仲野氏も頻繁に現地を訪れ、モニタリングを行っている。こうした現地に対するフォロ-の姿勢は、支援開始前にも現地を訪問して NGO と関係を作ってきたことと同様、南アジアプログラムにおける NPF と支援先 NGO とが、単なるドナーと資金の受け手という関係を超えた要素を持っていた、ということだと思われる。

ただし、その場合、支援先団体のプロジェクト内容やその実施手法、さらには組織運営の在り方等について、こちら側もある程度の知識なり経験なりを持っていることが必要になる。今回の南アジアプログラムの特徴からは、「貧困削減とは何か」「持続性とは何か」「権利ベースアプローチとは何か」といった基本的な考え方とともに、「住民の主体的な参加を促しグループを活性化させる手法」や「公的機関と住民組織との連携を促す手法」といった方法論についての理解が必要となる。さらに、相手の組織にこちらの考えを伝え、行動変化を促すためには「相手の団体の実態を観察し、弱点を見抜くとともに、相手が課題を自ら認識して改善に動けるよう促す対話手法」といった能力も求められてくる。たとえば Arushi (インド) が当初計画した「Community Based Rehabilitation (CBR)」が現場でうまく動いていない事実に直面した場合、「CBR が本来的には何を意味していて、現場では何が足りず、どう改善すべきなのか」について明確な考えをもち、それを「どのようにして Arushi に伝え、理解してもらい、行動してもらえるのか」、について確実な方法論がなくてはならない。これを一人の担当者にすべて求めるのは無理ではないだろうか。ドナーとしての資金支援を超えて支援先団体とパートナー的な関係を作っていくのであれば、NPF 側も複数の担当者によるチームとして対処する必要があったかもしれない。

#### (4) PSTについて

実施団体へのモニタリングや支援について「チームとして対処」した唯一の事例と言えるのが、2007 年度～2009 年度にバングラデシュで行われた「プログラム・サポート・チーム (PST)」の体制である。これは 2007 年度の支援先が先住少数民族によって作られた NGO であり、規模も小さく、遠隔地にある団体を支援するには日本ではなく現地側に支援チームを作ったほうがいいのでは、というバングラデシュ諮問委員会での指摘によって作られたものである。具体的には、「Capacity Building Consultant (CBC)」と「Capacity Building Monitor (CBM)」という 2 つの役割が規定され、NPF の指揮のもと、CBC が全体を統括し、CBM が情報収集にあたるという形がとられた。PST の役割は次の 5 点とされた。

- ・支援先 NGO のニーズアセスメント

- ・支援先 NGO の能力向上
- ・支援先 NGO 同士の相互訪問交流プログラムの支援
- ・モニタリング
- ・レポートティング

CBC としては諮問委員の一人である Mohiuddin Ahmad 氏、CBM としてはプログラムのアドバイザーでもあるシャプラニール（実際には同会現地事務所）が指名され、それぞれ NPF と契約を結んで、2007 年～2010 年まで活動を行った。CBC と CBM それぞれに期待された業務は次のようなものであった。

#### < CBC >

- ・支援先 NGO の能力育成に関するニーズアセスメントの計画と実施
- ・交流訪問プログラムの支援
- ・報告書フォーマットの作成
- ・支援先 NGO の訪問（能力育成のための研修や助言）
- ・CBM による報告の分析
- ・年次報告／最終報告の作成
- ・その他（諮問委員会と支援先 NGO との間にたって調整等）

#### < CBM >

- ・CBC によるニーズアセスメントへの協力
- ・CBC による交流訪問プログラム支援への協力
- ・CBC による報告書フォーマット作成への協力
- ・支援先 NGO の訪問とモニタリング（CBC に報告）
- ・CBC による年次報告／最終報告作成への協力
- ・その他（CBC や NPF への協力）

上記からわかるように、CBM は基本的に CBC のアシスタント的な立場とされており、CBM が独自で行うのは支援先 NGO へのモニタリングのみであった。そして CBC の主要な役割としては支援先 NGO の能力育成が期待されていた。

では実際の運用はどうであったか。関係者へのインタビューから判明した第一の点は、CBC と CBM との間で意思の疎通があまりスムーズではなかつたことが挙げられる。CBM に指名されたシャプラニールは、現地事務所のプログラム・オフィサー（ポリモー・クマール・ロイ氏）をその担当としたが、CBC のモヒウッディン氏はポリモール氏を単なるアシスタント扱いし、一緒に仕事をする同僚として見てくれなかった、とのこと。ポリモール氏はシャプラニール現地事務所において上級スタッフであり、それなりの知見があった筈だが、モヒウッディン氏はさらに年長で経験年数

も長かったため、対等な関係を作ることは難しかったようである。逆にモヒウッディン氏の側から見れば、自分をサポートしてくれる人間が他団体の上級スタッフであるため、指揮命令が難しかったのではないか。

しかしながら、問題は単なる人間関係やコーディネーションの不足に留まらなかつたと考えられる。というのも、事後評価の段階で支援先 NGO の一つ、BNKS に重大な資金の目的外使用の疑惑が出てきたからである。これを指摘した大橋アドバイザーによれば、「フィールド訪問の際に会計チェックをしていれば、大きな問題になる前に容易に発見できた筈」とのこと。しかしながら、CBC の業務には「モニタリング」が入っておらず、CBM の役割の一つとして「モニタリング」があったが、その中身（具体的に何をモニタリングするのか）は明記されていない。これについて、担当のプログラム・オフィサーである仲野氏は「CBM には会計のチェックまでは頼んでいない」との理解であった。しかしながら、遠隔地にあって経験の浅い小さな NGO へ支援するにあたっては、会計管理の指導も重要な「能力育成」であったとも言えるのではないか。

では、PST の主要な業務であった、支援先 NGO への能力育成はどうであったか。まず平野部少数民族支援を行った SARA については、もともと長い活動経験があり、団体の能力育成という点ではそれほど必要性がなかったと考えられる。PST が重視した「地域のベースライン調査」も SARA が独自で実施した。現地での団体リーダーやスタッフへのインタビューでも、PST の支援はモニタリングが主で、何らかの能力育成を手伝ってもらったという意識はなかった。一方、丘陵地帯の少数民族自身による NGO である BNKS については、歴史も浅く経験が少ないことから、何らかの能力育成が必要であったことは明白である。しかしながら、そもそもこの団体への南アジアプログラムによる支援は、団体の能力育成を主目的としたものであった。よって、PST（具体的には CBC のモヒウッディン氏）が実際に行ったのは、ベースライン調査への協力と、1回のスタッフ研修であったという。ベースライン調査は団体の活動展開にとって重要なものであり、スタッフ研修についてもその後モヒウッディン氏が継続的にフォロ-していたことから、何らかのインパクトがあったと推測される。しかしながら本プログラム評価では直接現地を訪れることができないので、詳細は不明である。ただし、モヒウッディン氏によると、BNKS は頻繁にスタッフが退職し入れ替わりが激しかったので、能力育成の努力が根付くのは難しかったかもしれない。

PST による活動の中で唯一、その効果が確認できたのは、SARA と BNKS 双方が相手の団体や活動地を訪れる、訪問交流活動であった。SARA が結成を支援したハジョン族の住民連盟のメンバーたちは、チッタゴン丘陵地帯への訪問や先方からの訪問を受け入れたことをよく覚えていた。マルマ族の人たちに、ハジョンの歴史、特にどういう経緯で土地を奪われ、財産をなくしたかを語り、一方でマルマの人たちからは、伝統的な手織りの技術を守っていること、それがどれだけ大切なことか、を学んだと

いう。草の根同士の交流とまなびあいを促した、この訪問交流プログラムは、特に受益者によるグループの能力向上につながったのではないかと考えられる。

### 3-3-4 立正佼成会と庭野平和財団の役割分担

立正佼成会（RKK）と庭野平和財団（NPF）の間には協定書や委託契約書は締結されていないが、実施形態は予算を RKK が拠出し、事業を NPF が実施するという委託—受託の形である。インタビュー結果からは、RKK と NPF 双方の関係者から、両組織間の連携が不十分であったことが指摘された。

具体的には、

- ・双方の役割分担が不明確であったこと
  - ・双方のコミュニケーションが不十分であったこと
  - ・南アジアプログラムに対する RKK の評価がきちんとなされていなかったこと
- が挙げられた。

まず役割分担については、委託関係を踏まえると、RKK が本プログラムの実施方針を含め決定に関わる機会が少なすぎたとの指摘があった。その結果、本プログラムの意思決定のプロセスが不明確になってしまったという。意思決定の仕組みが動くためには、双方の情報共有は欠かせない。当初は本プログラムの進捗状況が一食平和基金の運営委員会で報告がされていたが途中からなくなったという。また「佼成新聞」（年 1 回）で 2004 年～2007 年までは報告記事が掲載されたが、それ以降はなかったという。インタビュー調査では、RKK の選考委員や一食平和基金事務局は本プログラムの進捗状況を十分に把握していなかった現状があるという。スタディ・ツアーや情報共有の手段であるが、2008 年と 2011 年に実施されただけである。これらから RKK が NPF に事業を丸投げしていたとみることも可能であるし、一方で連携の弱さは NPF が情報提供を十分に行っていなかったためと解釈することも可能であるが、いずれにしても双方のコミュニケーション不足が効果的な連携を妨げていたと考えられる。

そのコミュニケーションや双方の役割分担の不明確さは、南アジアプログラムそのものの有効性を妨げるというよりも、一食平和基金の資金（3 億円）を使っていることによるアカウンタビリティの確保（会員への説明責任）という側面においてより問題があるのではないかと考える。これは南アジアプログラムに対するアカウンタビリティの視点からの評価の問題でもある。アカウンタビリティの評価が不十分となった背景として、インタビュー調査を踏まえふたつの点を指摘したい。

第一に、RKK においては、宗教法人にとって二義的になりがちな社会貢献活動に対する関心が不十分であった点である。宗教団体には布教のみならず社会貢献のミッションもあるという。そのためには、社会課題解決に向けてのプロフェッショナル・スキルが必要であり、NPF がその役割を果たしているとしたら、RKK 側はそのプロ集団に対する評価を行う必要があったであろう。

ただし、第二点目として、会員が南アジアプログラムを理解することの難しさも背景にあったのではないかと推測する。南アジアプログラムの実施体制は前節にて述べたように大変きめ細かく設計され、実施されている。また現地 NGO の数も多い。このようなプロの技に裏付けられた実施状況を日本にいる会員にわかりやすく伝えることはかなりの工夫が伴う。一般的に社会貢献においてはチャリティーの精神が歓迎される中で、権利アプローチ (RBA) を取る本プログラムはその「一般的アプローチ」とはかなり異なる。また「貧困」を取り巻く各国の歴史、社会、政治状況を踏まえたわかりやすい説明が必要となる。途上国の現場と日本の現場をつなげる役割を RKK が担い、その実現に向けて NPF が適切に情報提供を行っていくアプローチが必要だったのではないか。そしてその試みは、南アジアプログラムの目的のひとつである「一食を捧げる運動」の広がりを促進するひとつの手段ともなり得たのではないかと思う。インタビュー調査では、RKK の一食の精神は途上国の現場では伝えやすく、本プログラムを効果的に実施促進する上でわかりやすいミッションであったと評価する声もある。一食の精神に裏付けられた貴重な財源が、本プログラムをとおして途上国における社会貢献に寄与するものであることを、一食平和基金が仲介役として日本の会員に向けてきちんと伝えていく必要があったであろう。またそのための RKK と NPF の連携が望まれたのではないかと思う。

### 3-4 プロジェクト評価の評価統合による課題の考察

NPF では、助成対象となったすべてのプロジェクトに対し、助成終了 1 年以内に事後評価 (Post-Project Evaluation) を実施している。2014 年 7 月現在、19 件の助成案件に対する評価が行われた。ここでは、本プログラム評価調査の目的に鑑み、個々のプロジェクト評価の妥当性を問うメタ評価（評価の評価）を行うのではなく、複数の評価を統合し横断的に捉えることにより（評価統合）、南アジアプログラムの課題について考察を行う。

#### 3-4-1 評価計画の特徴

プロジェクト評価の計画概要については、「Terms of Reference (TOR)」として明確に示されている。TOR に含まれる主な内容は以下のとおりである（巻末資料 6 「Terms of Reference (例：2004 年度 BISWA)」参照）。

- ・ 評価の目的
- ・ 評価対象
- ・ 評価手法
- ・ 成果品
- ・ 実施期間

- ・ 評価チームの構成

## (1) 評価の目的と評価対象

評価はその目的により、どこに焦点を当てて評価を行うのか（評価対象）、どのように評価を行うのか（評価手法）が異なる。本プロジェクト評価の目的は、①評価結果と提言をとおして、NPF 南アジアプログラムのより効果的な実施のための教訓を抽出すること、②助成対象プロジェクトの改善ならびに将来のプロジェクトの計画・実施のための教訓を抽出すること、のふたつである。これらの目的に照らし合わせ、評価対象も NPF と助成団体(以下、NGO)の二つのコンポーネントに分け、各々何に焦点を当てて評価していくのかを明確にしている。それらの内容を評価項目別にまとめたものが表 3-4 である。これらからわかることは、本プロジェクト評価は、助成対象となつたプロジェクトの評価だけではなく、南アジアプログラムの運営体制やプログラムそのものの妥当性の視点が詳細に盛り込まれているという点である。それらはプロジェクト評価の二つの目的に適合しており、プロジェクト評価を機会に、南アジアプログラムそのものの運営過程を見直していくという意図が読み取れる。

表 3-4 主な評価対象 (Scope of the Evaluation)

評価項目	助成団体（NGO）に関するもの	NPFに関するもの
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクトの有効性、インパクト</li> <li>● 権利ベースアプローチへの貢献</li> </ul>	-
ニーズ	受益者のニーズ、対象地域の妥当性	
プロセス	プロジェクトの実施過程の妥当性（プロジェクトの計画、実施・運営）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営の妥当性（運営管理全般、資金供与プロセス）</li> <li>● 助成団体とのコミュニケーションのあり方</li> </ul>
持続性	プロジェクトの持続性	
効率性	プロジェクトのコスト、投入、運営の効率性	
助成プログラムの妥当性	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成プログラムの妥当性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間、資金学</li> <li>・モニタリング報告</li> <li>・テーマ（サブテーマ含む）</li> <li>・選定過程に関する</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 評価手法と実施期間、評価チームの構成

表 3-4 に示した評価を行うための手法は、主に既存のプロジェクトドキュメントのレビューによる二次データと、関係者へのインタビューおよび観察による一次データ（定性情報）が中心となっている。また、評価調査の実施期間は 4~5 日間（移動日を含む）、

評価チームは2～3人から構成されている。評価チームのメンバーのうち一人は南アジアプログラムのプログラム・オフィサーが担当しており、その他のメンバーの多くは、NGOの関係者であることから、本評価は「内部評価」と位置付けることができる。一方で、SPF側とNGO側双方からメンバーが参加し、調査過程において双方関係者の協議の場が設けられていることから、「参加型評価（利害関係者が評価過程に参加する）」の特徴も有している。参加型評価は参加者のエンパワーメント、相互学習、連携強化を目的とした評価と位置付けることが可能である。NPF関係者からも、プロジェクト評価をNGOと一緒にを行うことで、NGO側の学習機会を提供することになると同時に、資金を助成した側の責任でもあるというコメントがあった。

### 3-4-2 提言の横断的分析

本プロジェクト評価の成果品は5～10頁に簡潔にまとめられているが、各評価の根拠となつたデータや情報の提示がほとんどないため、分析方法ならびに評価結果の妥当性を検討することはできない。参加型による定性情報を中心とした評価の場合、参加しなかつた第三者に、評価判断の妥当性を伝える工夫が必要になる。本プロジェクト評価ではそのあたりの工夫が十分ではなかつたといえる。

一方で、提言については詳細に触れられており、NPFとNGO双方が合意したという点において意味があるものであろう。その提言の傾向を横断的に把握するために、提言先ごとにコーディングの頻度による内容分析を行ったものが表3-5である<sup>11</sup>。

---

<sup>11</sup> 内容分析（content analysis）とは定性情報（テキスト）を分析する手法で、テキストが誰に対し、なぜ、何のために、何をいっているのかを、単語の頻度といった量的な解釈をとおし分析するもの。

表 3-5 プロジェクト評価の提言の内容分析

コーディング	NGO	NPF
プロジェクトの内容に関する事柄		
持続性について	6	4
プロジェクト内容の見直し	22	
将来の活動のあり方	19	1
プロジェクト運営能力の強化	13	
政府に対する働きかけの必要性	2	
法制度整備の必要性	1	
継続的資金支援の要請奨励	4	
権利ベースアプローチについて	2	2
助成過程のマネジメントに関する事柄		
NPFによるモニタリング手法の改善		10
レポートの作成、ドキュメンテーションの改善	7	
会計・監査の見直し、支援	8	7
助成団体と NPF の関係性に関する事柄		
NPFのより積極的な関わりの必要性	1	7
インパクト評価の予算措置		2
(助成の効果等の) 情報公開の方法と必要性	2	5
NGO 同志の連携強化		2
NGO と NPF の相互理解促進	1	
助成プログラムに関する事柄		
助成期間の再考		12
資金額の再考		3
対象地域の現状把握の必要性		2
助成団体の選定方法再考		1

全プロジェクト評価の提言のうち、特に多い記述は、NGO に対するプロジェクトの内容見直しに関する提言である。プロジェクトの有効性や持続性を検討する中で、将来の活動のあり方、プロジェクトの運営能力の強化も含め、具体的な提言がなされている。3年間の助成期間の評価が、今後の取り組みに対する見直しの契機になったとするならば、合同で評価を行った意味は大きい。

次に多い提言は、助成過程のマネジメントに関するものであった。NPF に対しては助成団体のモニタリング手法の改善を求める声が多く、例えば、提出されたレポートへのレスポンスのタイミングや助言方法（より頻繁なサイト訪問など）の提言が目についた。これは、NGO と NPF との関係性に関し、NPF のより積極的な関与（たとえば、コンサルテー

ションなど) を求める提言とも関連する。これらのことから、NGO にとっては、南アジアプログラムは単なる資金支援事業とは一線を画したもの(パートナーシップの関係)として認識されてきたのではないかと想像できる。もし、パートナーシップの形態で助成を行うとしたら事務局の実施体制や助成団体数の再考が必要となろう。マネジメントに関し、双方への提言として多かったのは会計・監査方法の改善に関する事柄である。NPF に対しては経理フォーマットの統一、会計士を現地に送ることの必要性が提言されており、NGO に対しては経理職の研修、経理書類の適切な作成などが指摘されている。

助成プログラムのあり方については、助成期間の再考を望む声が多い。プロジェクト評価が事後評価であり、すでに助成が修了しているが、前述したような多くのプロジェクト内容の改善が求められる中で、追加支援あるいは支援期間の延長といった話が出てくるのは当然の流れであろう。また一律 3 年間という括りではなく、プロジェクトの特徴によって決めるべきであるという意見や、年度ごとの評価を踏まえて助成額と期間を決めることも必要なではといった意見もある。資金助成プログラムでそもそも「持続性」や「自立」をどこまで求めるべきなのかは議論があるところであるが、南アジアプログラムがめざしたもののが何であったのかが改めて問われるのではないだろうか。

## 第4章 教訓ならびに提言

評価チームでは、前章までの調査と分析で明らかになった点をもとに、どんな学びがあり、今後に向けてどのような提言があり得るのか、議論を行った。本章では、その結果として挙げられた6つの点（南アジアの貧困問題に対する現地NGOを通じた支援の意義、現地NGO支援のあり方、プロジェクトのもたらす効果の継続性、実施体制の中間評価の必要性、現地リソースの活用、次につなげるために）について、「調査によって判明したこと」「そこから得られる教訓」「提言」にわけて記載していく。なお、「提言」については本プログラム自体の継続が想定されていないため、一般的に日本から南アジア等のNGOへ支援を行う場合についての提言とした（4-6「次につなげるために」を除く）。

### 4-1 南アジアの貧困問題に対する現地NGOを通じた支援の意義

#### 4-1-1 調査によって判明したこと

本プログラムは南アジア地域（具体的にはインド、バングラデシュ、スリランカの3か国）を対象とし、貧困問題の解決に向けて、現地NGOによる活動を支援するものであった。南アジアは貧困層人口が世界で最も集中している地域であり、2005年の世界銀行のデータによると1日1.25ドル以下で生活する人口が推計約5億人で、世界の貧困層の4割を占めている。こうした地域において、本プログラムはメインテーマである貧困撲滅について、南アジア地域の社会構造や各国の事情にあわせたサブテーマを設定し、そのサブテーマに沿った活動を行う現地NGO、特に中小規模のNGOのプロジェクトに対して支援を行う形をとった。10年間の期間中に3か国あわせて29件（インド21件、バングラデシュとスリランカ各4件）の現地NGOによるプロジェクトに対して総額2億4000万円の支援を行っている。

本プログラムが支援した現地NGOによるプロジェクトは、その全てが「貧困層」または「取り残された人々」を対象とし、それらの人々の能力向上を目指して活動しており、「エンパワーメント」の実現に寄与するものであった。また単なる慈善ではなく、貧しい人々や虐げられた人々の権利を重視するアプローチをとり、結果として貧困層による公的サービスへのアクセス向上が実現している。

支援を受けた現地NGOはすべて、本プログラムによる資金が「一食を捧げる運動」に参加した日本の一般市民による支援であることをよく理解しており、支援者である日本の市民社会に対して親近感をもつようになっている。また一食平和基金によるスタディ・ツアーやインドとバングラデシュそれぞれ1回ずつ行われており、日本の市民と現地NGOのス

スタッフや受益者の人々との直接の交流が実現している。

#### 4-1-2 教訓

貧困問題の解決に向けては、草の根で活動する現地 NGO の活動を通じた支援が効果的である。また日本の市民による支援を現地の草の根につなぐ、という意味でも現地 NGO 支援が有効である。

#### 4-1-3 提言

南アジアにおける貧困問題は 10 年後の現在も残っており、むしろ経済のグローバル化の進展により都市と農村の格差や貧困層と富裕層の格差が広がっている状況である。そして日本社会と南アジア地域との経済的・人的つながりも増大している。こうした中では、今後も同地域の貧困問題に対して草の根レベルでの協力関係を継続していく必要がある。日本の市民団体が南アジアの現地 NGO を支援するという本プログラムの経験を無駄にせず、何らかの形で引き継がれていくことが望ましい。

### 4-2 現地 NGO 支援のあり方

#### 4-2-1 調査によって判明したこと

本プログラムは「貧困の撲滅」を主題として、南アジア地域の NGO による活動に対して資金的な支援を行うものであった。しかしながらその支援プロセスを詳しく見ていくと、NPF 側が支援先の現地 NGO と「単なる資金支援者」を超えて、「相手に寄り添う」関係を築いていることが分かった。具体的には、候補となった NGO がプロポーザルを提出する前に NPF から担当者が現地を訪問し、団体の状況を視察するとともに、プロポーザルの内容について NGO 側からの相談に乗り、必要に応じてアドバイスをしている。そして NGO が選定され、支援プロジェクトが開始された後は、3 年間の期間中、毎年 1~2 回ずつ担当者が現地を訪問して、モニタリングおよび助言を行っている。さらに支援終了後には支援先 NGO と合同で終了時評価を行い、目標の達成度合いや課題を共有するとともに、NPF による支援のあり方についてもレビューを実施している。こうした点からは、NPF が資金の支援だけでなく、活動の中身について相手の団体とともに考えていこうとする姿勢があったと言える。また 2007~2009 年度に支援したバングラデシュの 2 団体 (BNKS と SARA) については、現地の専門家と NGO によるプログラムサポートチーム (PST) を形成し、支援先 NGO の活動への助言をより頻繁に行うとともに、支援先 NGO の能力育成も試みている。

このような NPF 側の姿勢、特に現地を定期的に訪問して相談に乗る、という体制について

は、支援先団体によって高く評価されていた。プロジェクト実施にあたって直面している課題を共有して一緒に考えてくれ、的確なアドバイスをもらえた、とのことである。また現地の状況を理解して、計画の変更も柔軟に認めてくれた、という声もある。ただし必ずしも全ての団体の実施内容について適切な助言を与えられたとは言えず、結果的に活動のインパクトが限定的になった例もある。またバングラデシュの PST についても、支援先 NGO の能力強化という点では十分に機能できなかった。

なお、支援先 NGO との関係作りについては、「一食を捧げる運動」の精神が貢献している、との指摘がある。「自分たちと同じような課題を抱えている人たちを支援する」「人から人へ」という考え方方が根底にあり、それが支援先 NGO と対等の関係を作っていくとする姿勢につながったとも考えられる。また現地の NGO や諮問委員にもこの「一食を捧げる運動」の精神が伝わっており、「親近感をもった」との声が現地からも挙げられている。

#### 4-2-2 教訓

現地の NGO を支援するにあたっては、決められた計画に沿って機械的に資金を支援する、という形よりも、活動現場の状況を共有して支援先 NGO とともに試行錯誤しながら進めていく、という相手に寄り添った支援、いわば「伴走型」支援の形のほうが現場の状況に柔軟に対応でき、支援先 NGO の能力向上にもつながる可能性がある。これは特に規模の小さい NGO や、活動経験が比較的少ない NGO の支援を行う場合に有効である。また「一食を捧げる運動」のように「市民から市民へ」という草の根同士の支援関係を志向する場合には、相手との双方向の関係が作りやすい「伴走型」支援のあり方が望ましいと言える。

しかしながら、相手に「寄り添う」支援を行うためには、支援する側にそれ相応の体制を構築する必要がある。具体的にはまず、現地の事情を理解し頻繁に現地を訪問できる人材を確保することが重要であり、その人材は現地語が話せることが必須であろう。さらには大切なのは、支援先 NGO が実施する活動の内容（実施手法）や、現地 NGO の組織運営について現場でともに考え、適切な助言を与えることであり、そのための人材育成や組織体制整備も必要である。

#### 4-2-3 提言

南アジアに限らず世界的な傾向として、政府による「上からの開発」だけではなく、現地の市民自身による「草の根からのイニシアティブ」や「行政と市民社会の協働」が、地域社会の抱える諸問題の解決に向けて重要な要素となっている。こうした中で、日本からの支援、特に民間の市民団体による支援を行う場合には、一方的な資金支援に留まらず、相手に寄り添い、課題を共有してともに考え、双方向の関係作りを目指す「伴走型支援」が望ましいといえる。それは、現地の活動において草の根のイニシアティブを活かす側面からより効果的であるのみならず、日本の社会へのインパクトという面からも重要である。グローバル化が進む現代社会において、地域が抱える課題は国境を越えた他の地域の抱える課題

とも密接に結びついており、「伴走型支援」を通じて得られるお互いの現場からの「まなびあい」は、それぞれの地域における市民による課題解決に活かされていくと考えられる。

## 4-3 プロジェクトのもたらす効果の継続性

### 4-3-1 調査によって判明したこと

本プログラムが支援した現地 NGO の活動は、組織化や研修といった共通する側面もあるものの、各種のインフラ整備から施設の建設と運営、各種のサービス提供から資機材供与まで、多岐にわたっている。これら多様な活動内容について、「効果の継続性」という視点からみると、まず「インフラ整備や施設建設、資機材供与」という「モノの支援」の活動については、それらの「維持管理」体制が作られていれば、効果は継続していることが確認された。また教育や研修といった「個人の能力育成」に関する活動についても、個々人のレベルでは、意識化や具体的な生活向上活動に繋がっていることは確かである。一方、保健医療や初等教育、各種技術研修といったサービス提供活動については、実施にあたって資金が必要であり、3年間の NPF による支援終了後も同様の活動を継続するためには、他のドナーから資金を受けるか、政府のプログラムとリンクさせていくことが必要であった。それができない活動については、継続が難しかった。さらに対象層の「組織化」を目指す活動については、3年間の支援ですべての組織が自立的に活動を行えるようになったケースは少なかった。

NPF は支援先 NGO の募集段階から、3年間の支援中に至るまで、折にふれて「3年を超えて支援することはない」と伝えており、支援先団体もそれはよく理解していた。そのため、多くの団体で、政府の公的支援スキームと対象層を結びつけたり、自らが他のドナー獲得を行う等、支援終了後の継続を見据えた動きを行っていた。一方で、「活動内容の深化のため、もう少し支援期間を延長してほしかった」という声も一部で挙がっている。

### 4-3-2 教訓

本プログラムのように、NGO の組織を支援するのではなく、NGO による特定のプロジェクトを支援する場合には、支援期間を区切ることは当然であり、それを支援先 NGO にしっかりと理解してもらうことは重要である。期間を区切ることで、その期間内に達成可能な目標をたててプロジェクトを組み立てること、そして終了後の効果の継続性について事前に検討していくことについて、ドナー側も支援先 NGO 側も意識的になっていく必要が生じる。特に各種のサービス提供のような継続的に資金が必要な活動は、支援期間終了後に他のドナーから支援を受けるか、政府の公的支援スキームと結びつける努力が重要である。

一方、貧困撲滅という観点からは、貧困層の組織化やその組織による自立的な活動展開

も目指されるべきであるが、それを 3 年間という短いスパンで実現することは難しい。そこまで目指す場合は、5 年間くらいの期間を考える必要がある。また、3 年間の活動を通じて達成したことをもとに、その発展形の活動をもう少し続けたい場合や、不測の事態が生じて達成が不十分であった場合等に対応するために、一定の条件を設けて延長の可能性も考える、という柔軟な制度設計も考える必要がある。

#### 4-3-3 提言

貧困層のエンパワーメントや権利の向上という観点からは、ある程度継続的に対象層に関わっていく必要があり、それが 3 年や 5 年という期間では終わらない可能性もある。また「貧困問題」は短期間に特定のプロジェクトで解決できるものでもなく、長期的かつ複合的な取り組みが必要とされることも確かである。しかしながら、ドナーとして南の NGO の支援を行う場合には、限定的な期間で、特定のプロジェクトを支援することが求められている。そのため、貧困問題の解決を目指すドナーとしては、その支援スキームによって何をどこまで実現しようとするのか、全体的な枠組みを明確にした上で、具体的な運用にあたっては現場の実情にあわせた柔軟な対応を行うことが必要であろう。

### 4-4 実施体制の中間評価の必要性

#### 4-4-1 調査によって判明したこと

本プログラムでは、支援先 NGO の選定にあたって候補となった団体を訪問して調査を行うとともに、支援開始後のモニタリングのために事務局担当者による現地訪問を頻繁に（各団体あたり年に 1~2 回）行った。また 3 か国でそれぞれ現地諮問委員会を定期的に開催している。こうしたことから、現地の訪問調査に割かれる時間がかなり多くなり、最も集中した時期には、年間で 3 か国あわせて年間 16 団体のモニタリングおよび事後評価と、10 団体程度の選定前訪問、そして 3 か国での現地諮問委員会の開催を行っている。

上記に加えてコンセプトペーパーやプロポーザルの審査、半期ごとの活動報告と会計報告のチェック、送金業務等を、実質上 1 名の事務局員と 1 名のプログラム・オフィサーでこなさなければならなかった。また 2007 年度にはプログラム・オフィサーの交替があり、その時期の引継ぎに時間や労力が割かれた。こうしたことから、事務局に大きな負担がかかり、会計のチェックや送金が遅れる例があった。またすべての活動報告を読み込んで内容的にも時間的にも的確に反応することは難しかった、との声もある。

一方、本プログラムでは 10 年間のプログラム終了時に外部有識者も交えた「最終評価」を行っており、その評価の中で実施体制に関する振り返りがなされ、上記のような点が明らかになった。このような振り返りをプログラム実施期間の中間段階（4 年目か 5 年目）に

実施すれば、実施体制の改善に資することができたのではないかと考えられる。

#### 4-4-2 教訓

本プログラムのように、現地を頻繁に訪問してモニタリングを行うとともに、支援先 NGO に対して的確な助言を行うことを重視する場合は、それが可能となる事務局体制が必要である。本プログラムの場合は、こうした体制を開始時点では予想できていなかつたため、事務局スタッフの増員あるいは現地コンサルタントの活用、さらには会計報告等のフォーマット整備等、マネジメントの観点からの改善が 10 年のプログラム期間の途中段階で必要だったのではないか。

本プログラムでは最終評価を行い、実施体制を含めた枠組みの振り返りを行っており、そのことは高く評価できる。それに加えて、実施中のマネジメントの改善を促すために、実施運営体制とその実情を対象とした中間評価の仕組みをあらかじめ組み込んでいくことが有効である。また本プログラムの委託元である立正佼成会一食平和基金と NPF との間で、プログラムの実施期間中、成果や課題を共有し、実施体制について協議する機会を定期的に設けることも有効であったかもしれない。

#### 4-4-3 提言

現地 NGO へのモニタリングや助言を重視する「伴走型」支援の場合は、それを可能にする実施運営体制が重要である。特に現地の事情を理解できる事務局スタッフや現地コンサルタントの活用、さらに会計を含めた報告書のフォーマット整備が必要とされる。また、現地の実情に応じた柔軟な運営を行うために、実施体制を含めた中間評価をプログラム期間中に行なうことが効果的である。

### 4-5 現地リソースの活用

#### 4-5-1 調査により判明したこと

本プログラムの運営上ユニークな点の一つとして、対象 3 か国でそれぞれ、現地 NGO のリーダー等、経験豊かな人材を委員として諮問委員会を構成したことが挙げられる。この諮問委員会は、支援年度ごとのサブテーマの設定を主な役割としたが、それだけでなく、サブテーマに沿った活動を行なっていて支援先となりえる有望な現地 NGO を推薦する等、選定プロセス全体において、重要な役割を担った。また諮問委員の多くはアドバイザーである大橋正明氏と長年の交流があり、日本の市民社会への理解や共感を持っていた。そして各諮問委員は本プログラムを大切に思い、真剣に関わってくれた。こうしたことから、諮問委員会が支援先 NGO と日本のドナーである NPF とをつなぐ Mediator の役割を果たすことができたと言えるのではないか。

本プログラムの後半からは、委託プログラム・オフィサーとしてネパール在住のナビン・アリヤル氏が加わり、主にインドとスリランカのプロジェクトを担当した。ナビン氏は一橋大学大学院にて経済学の博士課程を修了し、日本語に堪能でかつ途上国の開発問題について理解があるとともに、現地NGOの活動や貧困問題について真剣に向き合おうという姿勢があった。また北インドの主要言語であるヒンディー語も堪能であり、しかも同じ南アジアの出身であることから、支援先NGOからは親近感をもって迎えられた。氏による親身な助言がプロジェクトの改善にも役立っている。このような人材を得たことで、本プログラムの特徴の一つである「伴走型」の支援が可能になったとも考えられる。ただし、会計面では、現地の事情に通じた会計担当がいなかつたため、支援資金の適切な運用のチェックが足りなかつたケースもあった。

一方、3年間の支援終了後の効果の持続性という観点からは、支援プロジェクトの対象層を、現地の他のリソース、たとえば政府による支援スキームや他のNGOによる支援にリンクさせていくことが効果的であった。

このように、本プログラムは現地の多様なリソースを有効に活用していったことが特徴的だったと言える。

#### 4-5-2 教訓

現地NGOを支援する際は、支援先選定や選定後の助言を行える諮問委員的な立場の人や、直接現場に出向いてモニタリングを行い、必要に応じて助言するプログラム・オフィサーの役割として、現地在住の人材を活用することが望ましい。また現地の事情に通じた現場担当の会計係を現地側に置くことで、会計のチェックも確実に行える。一方、現地には利用可能な様々な資源（支援スキームの存在や、NGO等のネットワーク組織等）があり、支援先NGOがそれらを活用できるようにしていくことも重要である。

#### 4-5-3 提言

本プログラムのような現地NGOを通じた支援を行う場合、現地に日本側（ドナー側）の考え方や目標を共有し、現地の事情にあった形で支援を行えるようアドバイスができる、現地側のリソースを組織していくことが重要である。それはいわゆる諮問委員的なプログラム全体を見渡す立場と、実際の各支援プロジェクトを運営管理していく立場、それぞれで必要となる。そして何よりも、そうした現地側のリソースが日本のドナー側と問題意識や目標を共有して、対等な立場で協議しながら進めていくことがプログラムの有効な運営のために重要である。そのためには、現地側の「オーナシップ意識」を高め、日本側の「パートナー」として位置付けていくことが大事ではないだろうか。

## 4-6 次につなげるネットワーク化

### 4-6-1 調査により判明したこと

本プログラムの10年間を通じて、3か国のNGOに関する情報およびそれらのNGOへの支援経験が（日本側に）蓄積されてきた。一方、現地では特に中小規模のNGOで「貧困問題」に対して「権利ベースアプローチ」で活動した経験のある団体を増やすことができた。

インドの支援先NGOの間では、お互いの経験共有や情報交換を行った例があり、それは効果的だったと評価されている。またバングラデシュでは先住少数民族の団体同士の相互訪問・経験共有が行われ、参加者にはインパクトを与えていている。

3か国の中間委員および支援先団体の関係者の中で、「一食を捧げる運動」への理解と共感が広がっている。一方、「一食を捧げる運動」に参加する人たちの間で、スタディ・ツアーやその報告会、そして校成新聞の記事等を通して、SAPの支援先に関する理解が広がってきた。

### 4-6-2 教訓

「貧困問題」に対して「権利ベースアプローチ」で活動した中小規模のNGO自身の経験、そしてそれを支援した日本のドナーの経験は大変貴重である。これがそのまま忘れ去られてしまうのは双方の市民社会にとって大きな損失である。

### 4-6-3 提言

10年間の本プログラムを通じて生まれた人と人の繋がりは双方の市民社会にとって大変貴重であり、このまま失くしてしまうべきではない。支援先NGO同士、そして日本の支援者との間での、情報交換や「まなびあい」の機会は今後も追求していくべきではないだろうか。具体的にはまず、10年間のプログラムで得られた日本側の経験と、現地NGOに関する情報を、何らかの形（出版やウェブサイト等）で公にして、志ある市民や市民組織と共有していく必要がある。さらに、本プログラムで生まれた現地NGOとの関係を、委託元である一食平和基金が活用すること、たとえば基金として、いくつかの現地NGOと支援・協力関係を作っていくことも考慮に値するのではないだろうか。

## 卷 末 資 料

## 資料1 評価実施スケジュール（記録）

### (1) 会議・分析作業

1. 2013年4月23日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
2. 2013年6月3日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
3. 2013年9月3日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
4. 2013年10月1日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
5. 2013年12月6日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
6. 2014年1月14日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
7. 2014年4月1日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
8. 2014年5月26日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）
9. 2014年6月30日 評価者全体会議・分析作業（於：明治大学）

### (2) 聞き取り調査

1. 2013年8月2日 本事業インド諮問委員 アニール・シン氏（於：庭野平和財団）
2. 2013年8月5日 庭野平和財団 野口専務理事、高谷事務局長（於：庭野平和財団）
3. 2013年8月6日 事業開始時の情報収集協力者 A・ソブル氏（於：庭野平和財団）
4. 2013年8月8日 立正校成会 一食平和貴基金 根本元涉外課長への聞き取り  
（於：立正校成会）
5. 2013年8月20日 立正校成会 一食平和貴基金 保科事務局長への聞き取り  
（於：立正校成会）
6. 2014年3月14日 本事業 アドバイザー 大橋正明教授、ナビン氏への聞  
（於：明治大学）
7. 2014年4月1日 仲野氏への聞き取り調査（於：明治大学）
8. 2014年5月1日 スタディツアーパートナー参加者聞き取り調査（於：立正校成会）

### (3) 現地聞き取り調査

1. 2013年9月5日一同月11日（6日間） インド現地聞き取り調査
2. 2013年12月16日一同月23日（8日間） インド現地聞き取り調査
3. 2014年3月4日一同月10日（7日間） バングラデシュ現地聞き取り調査

### (4) 報告書執筆作業

2014年10月15日完了

## 資料2 各国/案件別の実績

各国/各現地 NGO は本プログラムからの支援による活動に自ら活動名（タイトル）を付けています。活動名と助成額は以下に示すとおりであった。

### 1. インド各案件の活動名（タイトル）、及び、助成額の詳細

#### 1-1 2004年度インド案件（3案件）

##### (1) Adhikar

活動名 : Livelihood promotion and food security program—Nayagarh  
(生計創出と食の安全保障 —ナヤガラにて—)

##### (2) Bharat Integrated Social welfare Agency (BISWA)

活動名 : Food security of tribal poor through sustainable integrated evelopment  
(持続可能な統合的開発による、貧困少数民族の食の安全保障)

##### (3) Jan Jagriti Kendra (JJK)

活動名 : Sustainable food security (持続可能な食の安全保障)

	前期／後期／団体名	Adhikar	BISWA	JJK
<b>1年目</b>	<b>年度初に送金</b>	<b>US\$ 28,891</b>	<b>US\$ 30,204</b>	<b>US\$ 20,257</b>
	(円換算)	¥ 2,938,937	¥ 3,072,502	¥ 2,060,643
<b>2年目</b>	<b>前期</b>	<b>US\$ 13,897</b>	<b>US\$ 13,897</b>	<b>US\$ 13,897</b>
	前期分の円換算	¥ 1,413,672	¥ 1,413,672	¥ 1,413,672
	<b>後期</b>	<b>¥ 1,500,000</b>	<b>¥ 1,500,000</b>	<b>¥ 1,500,000</b>
	後期分の円換算	¥ 1,500,000	¥ 1,500,000	¥ 1,500,000
	<b>追加送金</b>			<b>¥ 100,000</b>
<b>3年目</b>	<b>前期</b>	<b>¥ 935,000</b>	<b>¥ 1,338,820</b>	<b>¥ 1,572,800</b>
	前期分の円換算	¥ 935,000	¥ 1,338,820	¥ 1,572,800
	<b>後期</b>	<b>US\$ 4,744</b>	<b>US\$ 11,527</b>	<b>¥ 1,630,000</b>
	後期分の円換算	¥ 482,583	¥ 1,172,584	¥ 1,630,000
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 47,532	US\$ 55,628	US\$ 34,154
	円建て直振込みの送金 小計	¥ 2,435,000	¥ 2,838,820	¥ 4,802,800
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-	-
	<b>案件別支援総計（日本円額）</b>	<b>¥ 7,270,193</b>	<b>¥ 8,497,578</b>	<b>¥ 8,277,116</b>
	<b>国毎年度別支援総額</b>		<b>2004インド計</b>	
				<b>¥ 24,044,887</b>

## 1-2 2005 年度インド案件（3 案件）

(1) Institute of Psychological and Educational Research (IPER)

活動名 : Progressive Empowerment Programme for Young Women in Difficulties  
 (困難な状況にいる若い女性たちのための先進的なエンパワーメント・プログラム)

(2) Rural Development Association (RDA)

活動名 : Empowerment of Women in Backward Rural Areas in 3 blocks of Paschim  
 Medinipur, District of West Bengal  
 (開発の遅れた農村部における女性たちへのエンパワーメント－西ベンガル  
 州西メディニプール県の 3 郡ブロックにて)

(3) Vanangana

活動名 : Development of Feminist Dalit Leadership on Rights over Natural  
 Resources  
 (自然資源に対するフェミニストのダリット指導者の育成・開発)

	<b>前期／後期／団体名</b>	<b>IPER</b>	<b>RDA</b>	<b>VANANGANA</b>
<b>1年目</b>	<b>前期</b>	<b>US\$ 13,897</b>	<b>US\$ 13,897</b>	<b>US\$ -</b>
	前期分の円換算	¥ 1,413,672	¥ 1,413,672	
	<b>後期</b>	<b>¥ 1,500,000</b>	<b>¥ 1,500,000</b>	<b>¥ 2,800,000</b>
	後期分の円換算	¥ 1,500,000	¥ 1,500,000	¥ 2,800,000
	<b>* 追加送金</b>	<b>¥ 145,000</b>	<b>¥ 230,000</b>	
<b>2年目</b>	<b>前期</b>	<b>¥ 1,651,100</b>	<b>¥ 1,700,300</b>	<b>¥ 1,931,220</b>
	前期分の円換算	¥ 1,651,100	¥ 1,700,300	¥ 1,931,220
	<b>後期</b>	<b>¥ 1,693,000</b>	<b>US\$ 14,640</b>	<b>US\$ 16,628</b>
	後期分の円換算	¥ 1,693,000	¥ 1,489,254	¥ 1,691,483
<b>3年目</b>	<b>前期</b>	<b>US\$ 16,137</b>	<b>US\$ 15,813</b>	<b>US\$ 16,809</b>
	前期分の円換算	¥ 1,641,536	¥ 1,608,577	¥ 1,709,896
	<b>後期</b>	<b>US\$ 16,596</b>	<b>US\$ 16,510</b>	<b>US\$ 17,218</b>
	後期分の円換算	¥ 1,688,228	¥ 1,679,480	¥ 1,751,501

USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 46,630	US\$ 60,860	US\$ 50,655
円建て直振込みの送金 小計	¥ 4,989,100	¥ 3,430,300	¥ 4,731,220
現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-	-
<b>案件別支援総計（日本円額）</b>	<b>¥ 9,732,537</b>	<b>¥ 9,621,284</b>	<b>¥ 9,884,100</b>
<b>国毎年度別支援総額</b>		<b>2005インド計</b>	
		<b>¥ 29,237,921</b>	

### 1-3 2006 年度インド案件（3 案件）

(1) Antyodaya Chetna Mandal (ACM)

活動名 : Integrated Action for Peace & Development of the Lodha  
 (ロダ族の平和と開発のための統合的行動)

(2) Association for Advocacy and Legal Initiative (AALI) 後に Hamsafar

活動名 : Humsafar, Support Women in Crisis  
 (ハムサハール、危機にある女性へのサポート)

(3) Arushi

活動名 : Providing Livelihood Opportunities to Persons with Disabilities  
 (障害を持つ人々への生計機会の提供)

	前期／後期／団体名	AALI	ACM	Arushi
1年目	前期	¥ 1,461,770	¥ 1,658,430	¥ 1,544,320
	前期分の円換算	¥ 1,461,770	¥ 1,658,430	¥ 1,544,320
	後期	¥ 1,499,000	¥ 1,700,000	¥ 1,693,000
	後期分の円換算	¥ 1,499,000	¥ 1,700,000	¥ 1,693,000
2年目	前期	US\$ 14,127	¥ 1,309,644	¥ 1,766,311
	前期分の円換算	¥ 1,437,069	¥ 1,309,644	¥ 1,766,311
	後期	US\$ 14,427	US\$ 17,465	US\$ 15,034
	後期分の円換算	¥ 1,467,587	¥ 1,776,627	¥ 1,529,334
3年目	前期	US\$ 14,999	US\$ 10,081	US\$ 14,802
	前期分の円換算	¥ 1,525,773	¥ 1,025,490	¥ 1,505,733
	後期	US\$ 12,068	US\$ 13,216	US\$ 11,909
	後期分の円換算	¥ 1,227,617	¥ 1,344,398	¥ 1,211,443
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 55,621	US\$ 40,762	US\$ 41,745
	円建て直振込みの送金 小計	¥ 2,960,770	¥ 5,977,718	¥ 5,003,631
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 8,618,816	¥ 8,814,589	¥ 9,250,141
	国毎年度別支援総額		2006 インド計	
			¥ 26,683,546	

## 1-4 2007年インド案件（3案件）

(1) Lohia Karpuri Institute of Technology for Social Change (LKITSC)

活動名：Sustainable Development of Dalits and Other Backward Classes(OBCs)

Including Muslims in Madhubani Urban Area

(ムスリムを含むダリットとその他の低カーストにおける持続可能な開発—マドゥバニ都市地区にて—)

(2) Manav Sewa Kendra (MSK)

活動名：Well-being of Children Ensuring Child Right and Women Empowering

in the Slums Community of Varanashi in Uttar Pradesh, India

(ウッタル・プラデーチュ州ベナレス市のスラム地区における子どもの権利確保と女性のエンパワー)

(3) Muskaan

活動名：Defining Meaningful Education Amidst Children and Communities Living  
on the Fringes of Society

(社会から周縁化されたコミュニティとその子供達のための意義ある教育)

	前期／後期／団体名	LKITSC	MSK	Muskaan
1年目	前期	US\$ 13,946	US\$ 13,620	US\$ 15,135
	前期分の円換算	¥ 1,418,657	¥ 1,385,495	¥ 1,539,608
	後期	US\$ 14,285	US\$ 14,130	US\$ 15,543
	後期分の円換算	¥ 1,453,142	¥ 1,437,374	¥ 1,581,112
2年目	前期	US\$ 18,469	US\$ 13,365	US\$ 15,406
	前期分の円換算	¥ 1,878,759	¥ 1,359,555	¥ 1,567,175
	後期	US\$ 14,855	US\$ 10,748	US\$ 14,615
	後期分の円換算	¥ 1,511,125	¥ 1,093,340	¥ 1,486,711
3年目	前期	US\$ 12,746	US\$ 11,133	US\$ 14,146
	前期分の円換算	¥ 1,296,587	¥ 1,132,504	¥ 1,439,002
	後期	US\$ 13,533	US\$ 11,882	US\$ 14,801
	後期分の円換算	¥ 1,376,644	¥ 1,208,696	¥ 1,505,632
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 87,834	US\$ 74,878	US\$ 89,646
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -	¥ -
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 8,934,914	¥ 7,616,965	¥ 9,119,240
	国毎年度別支援総額		2007インド計	
			¥ 25,671,118	

## 1-5 2008 年度インド案件 (2 案件)

### (1) Agrarian Assistance Association (AAA)

活動名 : Poverty Alleviation through Natural Resource Management in Dumka  
 ( ドゥムカ県における自然資源管理を通しての貧困撲滅 )

### (2) Jan Chetna Manch, Bokaro (JCMB)

活動名 : Promoting livelihoods amongst poor farmers in Bokaro district of Jharkhand: Propagation of medicinal plant cultivation, organic farming and utilization of barren uplands  
 ( ジャルカンド州ボカラ県の貧しい農家での生計の創出 : 薬草栽培、有機農業、及び荒れた高台の土地の開発の普及 )

年度	前期／後期／団体名	AAA	JCMB
1年目	前期	US\$ 13,287	US\$ 12,979
	前期分の円換算	¥ 1,351,620	¥ 1,320,289
	後期	US\$ 10,688	US\$ 10,441
	後期分の円換算	¥ 1,087,237	¥ 1,062,111
2年目	前期	US\$ 10,553	US\$ 10,270
	前期分の円換算	¥ 1,073,504	¥ 1,044,716
	後期	US\$ 11,205	US\$ 10,904
	後期分の円換算	¥ 1,139,829	¥ 1,109,209
3年目	前期	US\$ 11,414	US\$ 10,741
	前期分の円換算	¥ 1,161,089	¥ 1,092,628
	後期	US\$ 11,970	US\$ 11,264
	後期分の円換算	¥ 1,217,648	¥ 1,145,830
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 69,117	US\$ 66,599
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-
	案件別支援総計 (日本円額)	¥ 7,030,927	¥ 6,774,783
	国毎年度別支援総額	2008インド計	
		¥ 13,805,710	

## 1-6 2009 年度インド案件（3 案件）

(1) Bal Sakha (BS)

活動名 Intervention with Children in distress  
 (身心に苦悩を抱える子供への取り組み)

(2) Seba Jagat (SJ)

活動名 Building Child Rights of the Tribal/Indigenous Community of Orissa  
 (オリッサ州の部族/先住民における子供の権利の構築)

(3) Vikash

活動名 Inclusion of Disabled Children  
 (障害を持つ子供たちの学校教育への包括)

年度	前期／後期／団体名	BS	SJ	Vikash
1年目	前期	US\$ 11,962	US\$ 13,027	US\$ 14,522
	前期分の円換算	¥ 1,216,834	¥ 1,325,172	¥ 1,477,250
	後期	US\$ 12,700	US\$ 13,831	US\$ 15,418
	後期分の円換算	¥ 1,291,908	¥ 1,406,958	¥ 1,568,396
2年目	前期	US\$ 12,842	US\$ 13,768	US\$ 15,513
	前期分の円換算	¥ 1,306,352	¥ 1,400,550	¥ 1,578,060
	後期	US\$ 13,468	US\$ 14,439	US\$ 16,269
	後期分の円換算	¥ 1,370,032	¥ 1,468,807	¥ 1,654,964
3年目	前期	US\$ 14,572	US\$ 14,524	US\$ 16,226
	前期分の円換算	¥ 1,482,337	¥ 1,477,454	¥ 1,650,590
	後期	US\$ 12,673	US\$ 12,632	US\$ 14,112
	後期分の円換算	¥ 1,289,161	¥ 1,284,990	¥ 1,435,543
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 78,217	US\$ 82,221	US\$ 92,060
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 7,956,624	¥ 8,363,931	¥ 9,364,804
	国毎年度別支援総額		2009 インド計	
			¥ 25,685,359	

## 1-7 2010年度インド案件（2件）

### (1) Lok Swor (LS)

活動名 Empowering the poorest and socially excluded community members towards right to food.

（食の権利のために最貧困層や社会的に疎外されたコミュニティをエンパワーする）

### (2) Shramajivi Mahira Somity (SMS)

活動名 Food Security for Single Destitute Women and Their Children in West Singhbhum, Jharkhand

（ジャルカンド州西シンブーム県の衣食に事欠く単身女性とその子供達のための食の安全保障）

年度	前期／後期／団体名	LS	SMS
1年目	前期	US\$ 14,569	US\$ 15,242
	前期分の円換算	¥ 1,482,032	¥ 1,550,492
	後期	US\$ 14,566	US\$ 15,238
	後期分の円換算	¥ 1,481,726	¥ 1,550,086
2年目	前期	US\$ 14,108	US\$ 14,747
	前期分の円換算	¥ 1,435,136	¥ 1,500,139
	後期	US\$ 12,270	US\$ 12,825
	後期分の円換算	¥ 1,248,166	¥ 1,304,623
3年目	前期	US\$ 11,508	US\$ 12,029
	前期分の円換算	¥ 1,170,651	¥ 1,223,650
	後期	US\$ 11,666	US\$ 12,194
	後期分の円換算	¥ 1,186,724	¥ 1,240,435
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 78,687	US\$ 82,275
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 8,004,435	¥ 8,369,425
	国毎年度別支援総額	2010インド計	
		¥ 16,373,860	

## 1-8 2011年度インド案件（2件）

### (1) Life Education and Development Support (LEADS)

活動名 Empowerment of Tribal Community for Entitlement Realization and Poverty Alleviation in Jharkhand

(ジャルカンド州の先住民コミュニティが自らの権利を自覚し、貧困を撲滅ためのエンパワーメント)

### (2) Sahyogini

活動名 Developing an Enabling Environment for Mainstreaming 2500 Red Brick Kiln Women Workers in Kasmar & Jaridih Block of Bokaro District

(ボカロ県のカスマール郡及びジャリディ郡にて煉瓦工労働に従事する 2500 名の女性が自らを主流化できる環境の開発)

	前期／後期／団体名	LEADS	Sahyogini
1年目	前期	US\$ 14,099	US\$ 6,869
	前期分の円換算	¥ 1,434,221	¥ 698,749
	後期	US\$ 12,028	US\$ 5,861
	後期分の円換算	¥ 1,223,548	¥ 596,210
2年目	前期	US\$ 10,993	US\$ 13,747
	前期分の円換算	¥ 1,118,263	¥ 1,398,414
	後期	US\$ 11,144	US\$ 12,435
	後期分の円換算	¥ 1,133,623	¥ 1,264,950
3年目	前期	US\$ 8,515	US\$ 8,963
	前期分の円換算	¥ 866,188	¥ 911,761
	後期	US\$ 8,403	US\$ 8,238
	後期分の円換算	¥ 854,795	¥ 838,011
	追加送金		US\$ 1,723
	追加送金の円換算		¥ 175,272
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 65,182	US\$ 57,836
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計		-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 6,630,639	¥ 5,883,367
	国毎年度別支援総額	2011インド計	
		¥ 12,514,006	

2. バングラデシュ各案件の活動名（タイトル）、及び、助成額の詳細

2-1 2005年バングラデシュ案件

(1) Solidarity（芳名：連帶）

活動名：Promotion of People's capacity on food security of Kurigram's Monga

（クリグラム地域におけるモンガ（毎年の農業端境期に生じる飢餓）状況下にある人々の食の安全保障能力の促進）

年度	前期／後期／団体名	Soridarity
1年目	前期	US\$ 13,897
	前期分の円換算	¥ 1,413,672
	後期	¥ 1,500,000
	後期分の円換算	¥ 1,500,000
2年目	前期	BDT 734,468
	前期分の円換算	¥ 963,522
	後期	BDT 734,468
	後期分の円換算	¥ 963,522
3年目	前期	US\$ 10,218
	前期分の円換算	¥ 1,039,426
	後期	¥ 1,274,980
	後期分の円換算	¥ 1,274,980
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 24,115
	円建て直振込みの送金 小計	¥ 2,774,980
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	BDT 1,468,936
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 7,155,122
	国毎年度別支援総額	2005バングラ計 ¥ 7,155,122

## 2-2 2007年度バングラデシュ案件（2案件）

(1) Bolipara Nari Kalyan Somity (BNKS) (邦名：ボリパラ・ナリ・コロヨン協会)

活動名：Poverty reduces through capacity building for deprived people of Chittagong

Hill Track

(チッタゴン丘陵地区の剥奪された人々への能力強化と貧困の削減)

(2) Social Association for Rural Advancement (SARA) (邦名：農村復興社会協会)

活動名 Adibashi Development Project (ADP)

(アディバシ [ベンガル語で先住民の意] 開発計画)

年度	前期／後期／団体名	BNKS	SARA
1年目	前期	US\$ 4,356	US\$ 4,424
	前期分の円換算	¥ 443,114	¥ 450,031
	後期	¥ 501,002	¥ 508,835
	後期分の円換算	¥ 501,002	¥ 508,835
2年目	前期	US\$ -	US\$ -
	前期分の円換算		
	後期	US\$ 8,763	US\$ 8,776
	後期分の円換算	¥ 891,416	¥ 892,739
3年目	前期	US\$ 4,408	US\$ 4,393
	前期分の円換算	¥ 448,404	¥ 446,878
	後期	US\$ 2,192	US\$ 2,164
	後期分の円換算	¥ 222,981	¥ 220,133
	USDル建て直振込みの送金 小計	US\$ 19,719	US\$ 19,757
	円建て直振込みの送金 小計	¥ 501,002	¥ 508,835
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 2,506,917	¥ 2,518,616
	国毎年度別支援総額	2007バングラ計	
		¥ 5,025,533	

## 2-3 2010年度バングラデシュ案件（1案件）

### (1) Parittran （芳名：パリットラン）

活動名 Improvement of livelihood status of the Dalit Community in Southern district of Bangladesh  
 (バングラデシュ南部におけるダリット・コミュニティーの生計状態の向上プロジェクト)

	前期／後期／団体名	PARITTRAN
1年目	前期	US\$ 16,318
	前期分の円換算	¥ 1,659,949
	後期	US\$ 16,011
	後期分の円換算	¥ 1,628,719
2年目	前期	US\$ 15,089
	前期分の円換算	¥ 1,534,929
	後期	US\$ 13,746
	後期分の円換算	¥ 1,398,312
3年目	前期	US\$ -
	前期分の円換算	
	後期	US\$ 27,777
	後期分の円換算	¥ 2,825,615
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 88,941
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 9,047,523
	国毎年度別支援総額	2010バングラ計
		¥ 9,047,523

### 3. スリランカ各案件の活動名（タイトル）、及び、助成額の詳細（4 案件）

#### 3-1 2006 年度スリランカ案件

- (1) Agromart Outreach Foundation (AOF) (芳名：アグロマート・アウトリーチ財団)  
 活動名 Poverty Alleviation through rehabilitation and Community Integration of Internally Displaced Persons for Sustainable development  
 (国内避難民の持続的開発に向けたリハビリテーションとコミュニティへの統合を通じた貧困撲滅)
- (2) Trincomalee District Development Association (TDDA)  
 (芳名：トリンコマレー県開発協会)  
 活動名 IDPs and Human Resource Development in Trincomalee District  
 (トリンコマレー県での国内避難民と人的資源開発)

	前期／後期／団体名	AOF	TDDA
1年目	前期	¥ 1,386,000	¥ 1,442,000
	前期分の円換算	¥ 1,386,000	¥ 1,442,000
	後期	¥ 1,366,905	¥ 1,422,040
	後期分の円換算	¥ 1,366,905	¥ 1,422,040
2年目	前期	US\$ 12,039	US\$ 12,009
	前期分の円換算	¥ 1,224,667	¥ 1,221,616
	後期	US\$ 11,808	¥ 1,353,207
	後期分の円換算	¥ 1,201,169	¥ 1,353,207
3年目	前期	US\$ 12,199	US\$ 12,312
	前期分の円換算	¥ 1,240,943	¥ 1,252,438
	後期	US\$ 11,960	US\$ 12,071
	後期分の円換算	¥ 1,216,631	¥ 1,227,922
	USドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 48,006	US\$ 36,392
	円建て直振込みの送金 小計	¥ 2,752,905	¥ 4,217,247
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 7,636,315	¥ 7,919,223
	国毎年度別支援総額	2006スリランカ計	
		¥ 15,555,539	

### 3-2 2009 年度スリランカ案件

(1) Trincomalee District Youth Development – Aham (TDYD – AHAM)

活動名 Poverty alleviation on the issue of war/Conflict affected people of Displaced, Resettled Retunes IDPs

(戦争/紛争の被害者として避難と再定住後に帰還した国内避難民の抱える貧困の撲滅)

(2) Uwa wellasa Fermer's Womens Organization (UWFWO)

活動名 Poverty alleviation of Marginalized people in Moneragala district  
(モネラガラ県の周縁化された人々の貧困撲滅)

	前期／後期／団体名	TDYD'AHAM'	UWFWO
1年目	前期	US\$ 12,952	US\$ 7,293
	前期分の円換算	¥ 1,317,542	¥ 741,880
	後期	US\$ 13,059	US\$ 7,352
	後期分の円換算	¥ 1,328,427	¥ 747,882
2年目	前期	US\$ 13,180	US\$ 7,702
	前期分の円換算	¥ 1,340,736	¥ 783,486
	後期	US\$ 13,499	US\$ 7,864
	後期分の円換算	¥ 1,373,186	¥ 799,965
3年目	前期	US\$ 13,637	US\$ 8,355
	前期分の円換算	¥ 1,387,224	¥ 849,912
	後期	US\$ 13,168	US\$ 8,067
	後期分の円換算	¥ 1,339,515	¥ 820,616
	USDドル建て直振込みの送金 小計	US\$ 79,495	US\$ 46,633
	円建て直振込みの送金 小計	¥ -	¥ -
	現地通貨建て直振込みの送金 小計	-	-
	案件別支援総計（日本円額）	¥ 8,086,629	¥ 4,743,742
	国毎年度別支援総額	2007スリランカ計	
		¥ 12,830,371	

### 資料3 南アジアプログラム 現地諮問委員会（各国）詳細

#### インド：4名

インドの現地諮問委員はプログラム開始より終了まで一貫して以下の4名であった。

(1) Mr. P.M. Tripathi (P.M. トリパティ)

President, Association of Voluntary Agencies for Rural Development  
-AVARD-

農村開発のためのボランティア団体協会（AVARD）代表。AVARDはサルボダヤ運動のジャイプラカーシュ・ナラヤンが創設。インド国内の、主に農村開発に関するNGOの全国規模ネットワークの代表。ガンディー主義者であり、インドの社会運動に長く携わってきたインドNGO界の重鎮。デリー在住。

AVARD : 5(FF), Institutional Area, Deen Dayal, Upadhyay Marg,  
New Delhi 110002, INDIA

(2) Mr. Manabendra Mandal (マナベンドラ・マンダル)

Executive Secretary, Socio Legal Aid Research & Training Center  
-SLARTC-

コルカタのNGO、社会法律支援研究・トレーニングセンター（SLARTC）代表。著名なガンディー主義者の人権派弁護士。現在コルカタ大学にて平和学の教鞭もとる。SLARCは西ベンガルを代表するNGOであり、法律家のスタッフ120名を抱える。活動内容は国境をまたがる人身売買の問題や、女性自立支援、農村開発など。国連機関などとも共同して数々の事業を行なっている。

SLARTC; P-112, Lake Terrace, Kolkata 700 029, INDIA

HP; <http://www.slartc.org/index.html>

(3) Mrs. Urvashi Butalia (ウルワシ・ブタリア)

Director, Zubaan (Kali for Women)

フェミニズム出版社ズバーン代表。自身もインドを代表する女性活動家であり、作家でもある。インドのベストセラーになった代表作『沈黙の向こう側』は、2002年度日経アジア文化賞を受賞したほか、近年、インド政府の最高市民賞であるパドマ・シユリ賞を受賞した"Zubaan"; K-92, Hauz Khas Enclave, 1st Floor, New Delhi 16, INDIA

HP; <http://www.zubaanbooks.com/default.asp>

(4) Mr. Anil K. Singh (アニール・シン)

Secretary General, South Asian Network for Social & Agricultural Development -SANSAD-

前 Executive Secretary, VANI-Voluntary Action Network India

インド・ボランティア行動ネットワーク (VANI)、元専務理事。VANI は AVARD とならぶ、インドの NGO 全国ネットワーク。国内外で市民社会に関する活動を活発に行っており、国際的にも著名。「新世代」インド NGO 界を象徴する人物。2008 年に VANI より独立し、自身の NGO 「SANSAD」を設立し専務理事を務める。

シン氏には、インド現地諮問委員会の役目のみならず、スリランカでの事業開始に際し、インドでの諮問委員会の経験を活かし、スリランカの「ロングリスト」の作成を依頼し、現地に渡航の上でリストを作成する協力も得た。

SANSAD; P-78, 2nd Floor, South Extension Part-II, New Delhi-110049, INDIA

HP; <http://www.sansad.org.in/default.htm>

## バングラデシュ：3 から 5 名

バングラデシュの現地諮問委員会は当初は 3 名でスタートした(以下の 1, 2, 3 の委員)。2007 年度の選考作業を控え、新たにもう 1 名の参加を検討し、モヒウッディン・アフマド氏 (Mohiuddin Ahmad) の参入を得た。一方、2007 年度の選考プロセスが始まる際、サレウッディン・アフメド氏 (Saleuddin Ahmed) が他国へ赴任することとなり、同氏は同年の選考終了まで協力で終えることとなった。これに際し、アフメド氏の欠員を補うため、新たにリナ・ロイ女史 (Rina Roy) に依頼し、委員として参入を得た。この折、委員内のジェンダーバランスも考慮し、女性のロイ女史に依頼することとなった。

以降終了まで 4 名の体制であった。

(1) Dr. Iftekhar Zaman (イフテカール・ザーマン)

Executive Director, Transparency International Bangladesh -T.I.B-

T.I.B は持続可能な開発のために不正や汚職の撤廃に取り組み、説明責任、透明性を持つ政府、行政、市民セクターのガバナンスを促進する NGO 組織。南アジアの国際関係の研究所、バングラデシュの公共政策に関するシンクタンクを経て、政策、開発、安全保障等に関する国内外の市民セクター要職を務める。

T.I.B; Progress Tower (5th & 6th Floors), House No.1, Road No.23, Gulshan-1,  
Dhaka 1212, Bangladesh  
HP; <http://www.ti-bangladesh.org/>

(2) Mrs. Shireen Huq (シュリーン・ホック)

Member, Co-Founder, "Naripokkho"

(Advisor, Danish International Development Agency, Bangladesh -DANIDA-)

バングラデシュのジェンダー問題に関する著名な活動家。また開発分野での専門家。Naripokkho は女性の人権擁護のために女性達自身が運営する組織としてバングラデシュで名高い。女性の人権活動を行う同国で著名な組織 Naripokkho の共同創設者である。

Naripokkho ; House # 46 Road # 13/A, Dhanmondi R/A Dhaka-1209

関連 Web; <http://www.hri.ca/organizations/viewOrg.asp?ID=7596>

[http://www.samren.org/Civil\\_Society\\_Initiatives/bangladesh/Bangladesh-3.htm](http://www.samren.org/Civil_Society_Initiatives/bangladesh/Bangladesh-3.htm)

(3) Saleuddin Ahmed (サレウッディン・アフメド) (2007 年度選考プロセスまで)

Ex Deputy Director, BRAC University, Bangladesh

バングラデシュにて人権・開発活動で長い経験と、多岐で多様な活動を有する BRAC (通称ブラック) が運営する BRAC 大学の副学長であった。

農村開発や人権活動等に幅広い知見を有しており、本プログラムの委員では、同国での選考の仕方に有意義な提案を行うなどした。(2007 年度の選考にて、異例の現地諮問委員会による候補インタビューがなされたが、これはアフメド氏の提案であった)

(4) Mohiuddhin Ahmad (モヒウッディン・アフマド) (2007 年度より参画)

Ex-Executive Director, Community Development Library (CDL)

開発や人権等の活動家であるのみならず、政策提言や国際規模の貧困解決問題などでも著名である。また、文化的な活動としての側面もある (作家、詩作、コラムニスト等)。また、国際協力基金の「アジアリーダーシップフェロー」の 2006 年度のフェローとして、日本にも招聘されている。

本プログラムにおいては、現地諮問委員のみならず、2007 年度のバングラデシュ事業にて特例として設置した「プログラム・サポート・チーム」(前掲載)として、支援組織の能力向上やつぶさなモニタリングなどの協力を提供した。

(5) Rina Roy (リナ・ロイ) (2008 年度に参画)

Director (Health), Manusher Jonno Foundation (マヌシェル・ジョンノ財団)

バングラデシュで近年その人権や開発活動で著名となっているマヌシェル・ジョシノ財団の保健衛生の部長を務める。本プログラムでは、部長としての経験の豊富さと、あわせて、当人がバングラデシュでは宗教的にはマイノリティーであるヒンドゥー教徒であることと、それ故に国内のヒンドゥー教徒の人権や貧困の問題、またヒンドゥー教徒が多い地域での社会活動組織に知見があること、また、女性であり（委員内のジェンダーバランス）ジェンダーの問題についても積極的な取組みをしていることなどから、委員の任を依頼した。

## スリランカ：3名

スリランカの現地諮問委員は、プログラム開始より一貫して以下3名の構成であった。

(1) Mr. Harsha Kumar Navartne (ハルシア・クマール・ナヴァラトナ)

Chairman, SEWA LANKA Foundation

SEWALANAKA はスリランカ全国規模で活動する最大規模の NGO。その活動はスリランカ内の民族の違いを超えた信用を得ており、開発、緊急援助の分野において国内外で高い評価を有する。ハルシア氏はスリランカのサルボダヤ運動での幹部としての経験を持つ。

SEWALANKA Foundation; P.O. Box No.03, 2nd Floor, No.432A, Colombo Road, Boralesgamua, SRI LANKA.

HP; <http://www.sewalanka.org/>

(2) Mrs. Chandrika Sepali Kotegoda (チャンドリカ・セパリ・コテゴーダ)

Founding member and Director, The Women and Media Collective

(Coordinator, Sri Lanka Women's NGO Forum)

スリランカのジェンダー問題に関する著名な活動家。その活動は評価を得、Sri Lanka Women's NGO Forum (スリランカ女性 NGO フォーラム) の創設者・コードィネーターの一人で、また Asia Pacific Women's Watch 2010 (アジア太平洋女性監視機構) の会長など、国内外のジェンダー問題に関する活動にも従事している。

The Women and Media Collective; 20/1, 8th Lane, Nawala, SRI LANKA

関連 Web; <http://www.f.waseda.jp/jnishi/event.html>

<http://www.cenwor.lk/womenmedia.html>

(3) Prof. Alagiah Navaratnarajah (アラギア・ナヴァラトナラージャ)

Professor of Jaffna University

元 Chairperson, The Economic Consultancy House (TECH)

スリランカ北部キリノッチ (Killinochch) のタミール系 NGO 「TECH」の代表であったが、現在は SEWALANK に勤める。紛争の影響が市民生活に色濃く残る LTTE 統括地域において、セキュラーな立場で主にタミール人コミュニティでの開発、支援に尽力している。

TECH, A9 Road, Iranaimadu, Kilinochchi District, SRI LANKA

HP; <http://www.techonnet.org/>

## 資料4 アドバイザー

- ・特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会  
(Shapla Neer = Citizens' Committee in Japan for Overseas Support)

住所 〒169-8611 東京都新宿区西早稲田 2-3-1 早稲田奉仕園内

TEL 03-3202-7863

FAX 03-3202-4593

設立 1972年

活動内容

- ・ チョールにおける児童教育支援（バングラデシュ）
- ・ 障害者のエンパワメント支援（バングラデシュ）
- ・ 住民主体の災害リスク軽減活動（バングラデシュ）
- ・ 家事使用人として働く少女たちへの支援活動（バングラデシュ）
- ・ バングラデシュ北西部先住民族の子どもたちの文化教育支援（バングラデシュ）
- ・ チッタゴン丘陵地域における先住民族支援活動（バングラデシュ）
- ・ 住民主体の洪水リスク削減プロジェクト（ネパール）
- ・ カトマンズ盆地におけるレストラン児童労働の予防と削減への取り組み（ネパール）
- ・ 西ベンガル州北東部の紅茶園スラム居住者支援（インド）
- ・ 東日本大震災・被災地支援活動
- ・ 災害緊急支援・復興支援活動
- ・ 手芸品販売による生産者の生活向上支援活動（フェアトレード）
- ・ バングラデシュ・ネパールへのスタディツアー
- ・ 講演会や勉強会などの国際協力への理解促進活動
- ・ 開発教育および出版活動
- ・ 知的貢献活動
- ・ 上記に付随する諸活動

（以上、シャプラニール=市民による海外協力の会ウェブサイトより抜粋）

Web サイト：<http://www.shaplaneer.org/>

なお、同組織より特に大橋正明教授（元代表理事）が庭野平和財団南アジアプログ  
ラムへのアドバイスを提供した。

## 資料5 南アジアプログラム 選考委員会 委員一覧（敬称略）

選考委員会は開始初年より 5 名体制であった（立正佼成会一食平和基金の場合は当節の事務局長が委員となり、同基金の人事異動に伴い随時の交代があった）

(1) 大内 穂（おおうち みのる）

特定非営利活動法人トランスペアレンシー・ジャパン理事

(2) 大津 健一（おおつ けんいち）

元 日本キリスト教協議会 総幹事（選考委員就任時）

現 学校法人 アジア学院 校長

(3) 大橋 正明（おおはし まさあき）

元 恵泉女学園大学 国際社会学科 教授（選考委員就任時）

現 聖心女子大学 人間関係学科 教授

元 シャープラニール市民による海外協力の会 代表理事

(4) 竹中 千春（たけなか ちはる）

元 明治学院大学 国際関係学部 教授（選考委員就任時）

現 立教大学 法学部 教授

(5) 立正佼成会一食平和基金事務局 事務局長

同基金事務局の人事異動に伴い、随時以下の方々に選考委員としての協力を得た。

1) 保科 和市（ほしな わいち） 立正佼成会一食平和基金 事務局長

2) 竹谷 祐一郎（たけたに ゆういちろう） 同上

3) 秀島 くみこ（ひでしま くみこ） 同上

4) 保科 和市（ほしな わいち） 同上（再任）

## 資料 6 Terms of Reference (例 2004 年度 BISWA)

### Terms of Reference for

Post-Project Evaluation for supported project of fiscal year 2004 in India  
by Niwano Peace Foundation South Asia program.

- Case : " Bharat Integrated Social Welfare Agency [BISWA]", Sambalpur, Orissa -

#### 1. Purpose of the Evaluation

From April 2004 to March 2007, South Asia Program of Niwano Peace Foundation (NPF-SAP\*) supported a project implemented by BISWA, "Food Security of tribal poor through sustainable integrated development", under the main theme "Poverty Alleviation" and 2004 yearly and country's sub-theme "Food Security" on the rights-based approach.

This evaluation was proposed by NPF-SAP to BISWA, and BISWA fully agreed with the proposal with this TOR. This evaluation was planed mainly for the following purposes,

- 1) To capture lessons for NPF-SAP's consideration on future implementation for both existing and new coming counterparts, through present relevant findings and recommendations to NPF-SAP, and
- 2) To capture lessons for BISWA's improvement in terms of present and future project implementation as well as planning.

To achieve these purposes, this project evaluation will be conducted within one year from the completion of the project through assessing operational process, achievement and impact of the BISWA's " Food Security of tribal poor through sustainable integrated development " project.

\*For more detail information about Niwano Peace Foundation and its South Asia Program is available in Annex 1. "Program Guideline of South Asia Program of Niwano Peace Foundation for fiscal year 2004"

## **2. Background**

### **2-1. NPF-SAP's scheme in its Fiscal year 2004**

- NPF-SAP's main theme: "Poverty Alleviation"
- Sub-theme in India (FY2004): "Food Security"
- Selected counterparts: "BISWA" (and other two NGOs)
- Grant duration: 3 years (From 1<sup>st</sup> April 2004 till 31<sup>st</sup> May 2007)
- Grant amount: 3,000,000 Japanese yen per year for 3 years

### **2-2. BISWA as a counterpart**

#### **2-2-1 - Organizational profile:**

Name: Bharat Integrated Social Welfare Agency [BISWA]

Established: 1994

Registration: Societies Registration Act.

Regd. No. 4824-22/95-96.

Date: 15-07-1995.

Foreign Currency Regulation Act.

Regd. No. 105060053. Date: 05-07-2000.

Indian Income Tax Act.

Regd. No. Judl/80g/98-99/3202. Date: 03-10-1998.

Location: Current: Danipali, Budharaja, Sambalpur, Orissa, India

At the time of 2004: Debasis Bhawan, Near Ramji Mandir,  
Sambalpur-768001, Orissa, India

#### **Specific note:**

BISWA have been dedicating its effort to empower marginalized poor peoples through capacitate their socio economical knowledge and skill. Founder of this organization have matured experience and knowledge about finance matter, as he was bank officer. Using these knowledge and technology, BISWA has been developed unique micro credit system, which applicable for poor people, as well as is nicely integrated with various livelihood promotion.

In these few years, BISWA's organizational scale has become large. BISWA has been building a lot of relations with not only domestic agency but also

many foreign agencies.

#### **2-2-2. - BISWA's project in NPF-SAP in general**

Title: "Food Security of tribal poor through sustainable integrated development "

Project duration: 3 years (From 1<sup>st</sup> April 2004 till 31<sup>st</sup> May 2007)

Target area: 10 villages in Maneswar Block in Sambalpur District.

(Mainly ST)

Major components of the project:

1. Water harvesting structure(WHS).
2. Village census work
3. Farm based training.
4. Workshop and Public meeting
5. Information, Education and Communication (IEC)
6. Village water management committee(VWMC)  
\*Combine existing SHGs to VWMC.
7. Tribal food security (TFS)
8. Construction of multi utility water harvesting structure (2)
9. Confederating the 10 YWMC into Area Water Management Committee (AWMC).
10. Training SHG members on the operational dimension of the project activities, involving resource person as trainers.

Proposed budget and transferred grant amount:

<u>Year</u>	<u>Proposed budget</u>	<u>Transferred grant amount</u>
First year (2004)	- Rs. 1,186,125	- USD.30,204.32 (2004/Apr/09)
Second year (2005)	- Rs. 1,193,348	- USD.13,897.90 (2005/Apr/22) - JPY. 1,500,000 (2005/Oct/21)
Third year (2006)	- Rs.1,060,186	- JPY. 1,338,820 (2006/May/23) - USD. 11,527 (2006/Oct/10)
Total:	- Rs.3, 771,750	- USD 55,629.22 - JPY 2,838,820

## **2-3. NPFSAP's implementation process towards BISWA.**

-[In 2004]

- In March, The selection committee meeting was held in Tokyo. As the result of the selection screening, NPF-SAP finally selected 3 NGOs from the listed 12 NGOs, which had submitted project proposals to NPF, including BISWA, as formal counterparts of NPF-SAP for its FY 2004.

\*Detail contents of the project are available in Annex-2, the initial proposal submitted by BISWA.

After the selection was completed, NPF-SAP contracted with BISWA based on the NPF-SAP's agreement of condition, and NPF-SAP transferred grant on 9<sup>th</sup> April for the project for the first year. However, due to some problem occurred between both banks for transferring the grant, BISWA finally received the amount after 18<sup>th</sup> May.

- In April, BISWA started their operation for the project.
- In August, NPF-SAP a program officer visited BISWA to monitor the project.
- In December, the half yearly report and financial statement for the first year were submitted by BISWA to NPF-SAP.

-[In 2005]

- In September, NPF-SAP Program officers and an Adviser BISWA to monitor their project.
- On 22<sup>nd</sup> April, NPF-SAP transferred half of second year's grant to BISWA for the project.
- In July, an annual report including a financial statement for the first year and project plan for the second year was submitted by BISWA to NPF-SAP.
- In September, Executive Director of "Fund for Peace" of Risho Kosei-kai visited BISWA with NPF-SAP's staffs.
- On 21<sup>st</sup> October, NPF-SAP transferred the rest half of second year's grant to BISWA for the project.
- In December, the half-yearly report and financial statement were submitted by BISWA to NPF-SAP.
- On 26<sup>th</sup> December, NPF-SAP transferred the loss-amount for loss occurred by exchange fluctuation in granted amount to BISWA for the project.

-[In 2006]

- In June, an annual report including a financial statement for the second year and project plan for the second year were submitted by BISWA to NPF-SAP.
- On March, Project audit was implemented towards BISWA.
- In November, the half-yearly report and financial statement for the third year were submitted by BISWA to NPF-SAP.
- In 27<sup>th</sup> October, NPF-SAP transferred the rest half of second year's grant to BISWA for the project.

-[2007]

- In January, NPF-SAP Program officers and an Adviser BISWA to monitor their project.
- In June, an annual report including a financial statement for the third year was submitted by BISWA to NPF-SAP as the final report.

\* For more details of agreement between NPF-SAP and BISWA is available in Annex-3; "Agreement of contact"

For more details of project audit report is available in Annex-4; "Agreement of contact".

For more information about reports are available in Annex-5, "Reports of BISWA from first year to third year".

### **3. Scope of Study**

Scope of the evaluation will be categorized into two components, which complement aforementioned purposes of this evaluation. One of the components is on NPF-SAP policy, which embodies fundamental vision, approach, and achievements from the project of BISWA as well as for the issue aim of poverty alleviation in India. The other is on BISWA's project itself, which embodies achievements and process.

Following above concept scope, the detailed components to be evaluated should be;

#### **[BISWA side]**

- Reflection of effectiveness and impacts of the project achievements comparing initially planned objectives and goals of the project mentioned in the documents.
- Relevance of the project including appropriateness to the needs for the beneficiaries and their circumstance, its targeted area, and BISWA itself.

- Reflection of process and organization of project planning, implementation and management.
- Reflection of sustainability of the project and of empowerment of beneficiaries.
- Efficiency of project cost, administration and input.
- Reflection of fulfillment of rights- based approach in the project.

**[NPF-SAP side]**

- Reflection of impacts, effectiveness and relevance of the granted support in terms of the support duration, the total amount of support, numbers and amounts of fund transfers, report receiving and monitoring/evaluating process, and so on..
- Reflection of relevance for NPF-SAP's implementation towards BISWA about schedule in comparison with BISWA's experienced situation, such as timing of sending for the approved letter, timing for grant transfer, timing as well as schedule of NPF-SAP's monitoring visit, timing of requested date for BISWA's report submission.
- Reflection of appropriation for NPF-SAP's implementation towards BISWA about communication and its quality, such as obviousness of information of letter as well as communication and manner as well as attitude in communication.
- Suggestion on the main theme and sub-theme, and selection process, if any.

#### **4. Evaluation methodology**

The methodology will be based on interview, documentation study, and any other appropriate ones including participatory methods proposed by evaluators.

Detail contents about the interview and its targets are:

- Conduct interview (or Focus Group Discussion) with project related persons in an organization including representative of the organization, strategic leader for the project in the organization, board members, project concerned staffs, project concerned accountant, and project targeted beneficiaries.
- Conduct interview with stakeholder of the projects, including beneficiaries.
- Conduct interview with persons to who are not related the project directly but bystander located nearby the project, such as government administrator in project area, surrounding villages leader and villagers, project unrelated staffs.
- Any other appropriate methods including participatory ones

As for the documentation studies, details are;

**[BISWA side]**

- Submitted project application
- Submitted financial and narrative project report (as half month report)
- Submitted interim financial and narrative report (as annual report)
- Project related letter from BISWA to NPF-SAP
- Project related parts in official/published reports
- Project related account book and bank record
- Project related parts in board meeting records
- Project related parts in monthly as well as annual meeting records of organization
- Other project related publication and leaflet.

**[NPF side]**

- Guideline for NPF-SAP for India of FY2004
- Letter of agreement with BISWA
- Project related letter from NPF-SAP to BISWA.
- Project related account book and bank record
- Meeting record in NPF-SAP
- Other project related publication and leaflet.

However, actual adaptation of methods and appropriation in this evaluation will be finally decided by the Evaluation Team, based upon consents of both organizations . . .

## **5. Timeframe**

The evaluation will take place in March 2008 for three days in related office of BISWA and project fields as following timeframe,

(21st March : Evaluation team members will arrive at Bhubaneswar airport and proceeds to Sambalpur by car. Stay at Sambalpur. \*Probably Pantanivas in Sambalpur)

With BISWA;

- 22nd: Interview (Organizationally related persons), and documents study
- 23rd: Interview (Beneficiaries and related locals, etc)
- 24th: Feedback with BISWA

(25th: Team leave from Sambalpur and returns to Bhubaneshwar [They have the same evaluation task with ADHIKAR in Bhuvaneswar till 28th] )

## **6. Composition of the evaluation team**

The evaluation team will be composed of two members.

Members are required to have sufficient experience on and extensive knowledge in developmental work and issue, and who can pursue evaluation from a neutral viewpoint from both NPF and BISWA. Such member will be selected from Niwano Peace Foundation.

Based on the above concept, NPF nominates following two members,

- |                   |   |
|-------------------|---|
| A member:         | Dr. Nabin Aryal,<br>- Assigned Program Officer, South Asia Program, Niwano Peace Foundation.  |
| The other member: | Prof. Masaaki Ohashi<br>- Dean, Faculty of Human & Social Studies and Graduate School of Human & Social Studies, Keisen University, Tokyo.<br>- Adviser, South Asia Program, Niwano Peace Foundation. |

\*For more information about team member is available in Annex-6, CV of evaluation team.

However, nomination of evaluators will be decided based upon a mutual agreement between NPF-SAP and organization.

## **7. Expected outcome**

A concise report (5-10 pages), including;

- Assessment and analysis of the operational process, achievements and impacts for the project of

BISWA in three years, and

- Recommendations to NPF-SAP as well as to BISWA

Annexure 1. "Program Guideline of South Asia Program of Niwano Peace Foundation  
for fiscal year

2004"

Annexure 2. "The initial proposal submitted by BISWA.

Annexure 3. "Agreement of contract"

Annexure 4. "Project Audit report"

Annexure 5. "Reports of BISWA from first year to third year"

Annexure 6. "CVs of evaluators"

## 資料7 評価メンバー略歴

源 由理子（みなもとゆりこ）

1957年山梨県生まれ。東京工業大学社会理工学研究科修了（博士・学術）。国際協力事業団（JICA）、国際開発高等教育機構（FASID）等を経て現在は明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授。専門は評価研究、社会開発論。長年、国際協力分野の評価制度・手法開発と調査研究に従事。近年では、日本国内の政策評価や行政・市民による協働型評価の実践と理論の研究に取り組む。著書・論文に『評価論を学ぶ人のために』（世界思想社）、「エンパワメント評価の特徴と適用の可能性」（『日本評価研究』）、「地域ガバナンスにおける協働型プログラム評価の試み」（『評価クオータリー』）など。

長畠 誠（ながはたまこと）

1961年東京生まれ、横浜市在住。1985年東京大学法学部卒業、1988年上智大学大学院修士課程（国際関係論専攻）修了。1988年～2002年、シャプラニール=市民による海外協力の会職員（1993年～1997年ダッカ事務所長）。2003年国際協力NGOセンター調査研究員。2004年に仲間と「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク（現一般社団法人あいあいネット）」を設立（現在は同会代表理事）。日本とアジアの地域づくりの現場をつなぎ、まなびあう活動を展開中。2011年から明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授。専門はNPO論、地域づくり、ファシリテーション等。

大橋 正明（おおはしまさあき）

1953年東京生まれ。80～82年にシャプラニールのバングラデシュ駐在員、82～87年に同事務局長、88～90年に米国コーネル大学大学院国際農業・農村開発研究科修了、90～93年に日本赤十字社＆国際赤十字・赤新月社連盟バングラデシュ駐在員を務め、現在は聖心女子大学教授（国際開発学）。他に国際協力NGOセンター（JANIC）理事長、国際開発学会副理事長、日本NPOセンター副代表理事、（公財）早稲田奉仕園常任理事、アーユス仏教国際協力ネットワーク理事、シャプラニール=市民による海外協力の会評議員（元代表理事）などを務める。主著に『国際協力用語集』（共編著、国際協力ジャーナル社、2014年）、『グローバル化・変革主体・NGO』（共編著、新評論、2011年）、『バングラデシュを知るための60章[第二版]』（共編著、明石書店、2009年）、『「不可触民」と教育—インド・ガンディー主義の農地改革とブイヤーンの人びと』（明石書店、2001年）他。

秀島 くみこ（ひでしまくみこ）

1972年岡山県生まれ。2005年フィリピン大学大学院社会学専攻修士課程修了。1998年～2001年庭野平和財団勤務。2007年から立正佼成会一食平和基金事務局勤務。現在、立正佼成会一食平和基金事務局長。日本評価学会認定評価士。主にアジア、アフリカにおいてプロジェクト評価に取り組む。

仲野 省吾（なかの じょうご）

1970年 福岡県嘉穂郡穎田町（現飯塚市）生まれ。関東学院大学文学部英文学科卒。95年～96年タガール国際大学(Viswa-Bharati University)ベンガル語学科 Foreign-Casualコース語学留学。97年～99年、立正佼成会本部涉外課。2000年～2004年、立正佼成会本部秘書課。2004年より公益財団法人庭野平和財団。現在、同財団南アジアプログラム、プログラム・コーディネーター。